

平成24年 9 月宮崎県定例県議会

平成23年度決算特別委員会  
総務政策分科会会議録

平成24年10月 2 日 ~ 4 日

場 所 第2委員会室

署 名

総務政策分科会主査

黒 木 正 一

平成24年10月2日（火曜日）

午後1時0分開会

会議に付託された議案等

議案第24号 平成23年度宮崎県歳入歳出決算の認定について

報告事項

- ・平成23年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について

出席委員（7人）

主	査	黒木正一
副主	査	渡辺創
委	員	星原透
委	員	宮原義久
委	員	岩下斌彦
委	員	鳥飼謙二
委	員	有岡浩一

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

総務部長	四本孝
危機管理統括監 兼危機管理局長	橋本憲次郎
総務部次長 （総務・職員担当）	亀田博昭
総務部次長 （財務・市町村担当）	茂雄二
危機管理局次長 兼危機管理課長	大坪篤史
部参事兼総務課長	柳田俊治
人事課長	武田宗仁
行政経営課長	片寄元道
財政課長	福田直

税務課長	吉本佳玄
部参事兼市町村課長	鈴木一郎
総務事務センター課長	花坂政文
消防保安課長	厚山善光

事務局職員出席者

議事課主幹	伊豆雅広
議事課主査	佐藤亮子

黒木主査 ただいまから決算特別委員会総務政策分科会を開会いたします。

まず、分科会の日程についてであります。

分科会の日程については、お手元に配付の日程案のとおりでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

黒木主査 それでは、そのように決定いたします。

次に、本日開催されました主査会における協議内容について御報告いたします。

まず、審査の際の執行部説明についてであります。

お手元の分科会審査説明要領により行いますが、決算事項別の説明は、目の執行残が100万円以上のもの及び執行率が90%未満のものについて、また、主要施策の成果は、主なものについて説明があると思いますので、審査に当たりましてはよろしくお願ひいたします。

次に、監査委員へ説明を求める必要が生じた場合についてですが、他の分科会との時間調整を行った上で、質疑の場を設けることとする旨、確認がなされましたので、よろしくお願ひいたします。

最後に、審査の進め方についてですが、総合政策部のみ、5課と4課の2班編成とし、班ごとに説明及び委員質疑を行い、最後に部全体の

総括質疑を行いたいと存じます。

それでは、執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午後 1 時 1 分休憩

---

午後 1 時 4 分再開

黒木主査 分科会を再開いたします。

平成23年度決算について執行部の説明を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明が全て終了した後をお願いいたします。

四本総務部長 それでは、今回御審議いただきます平成23年度決算につきまして、お手元に配付いたしております主要施策の成果に関する報告書及び平成23年度決算特別委員会資料によりまして、御説明申し上げます。

まず、平成23年度一般会計決算の概要についてであります。

お手元の主要施策の成果に関する報告書の1ページをお開きいただきたいと思います。

平成23年度の決算額は、歳入6,056億2,729万7,000円、歳出が5,971億4,014万9,000円となっております。歳入総額から歳出総額を差し引いた形式収支は、84億8,714万8,000円となっております。また、この形式収支から平成24年度へ繰り越すべき財源であります61億7,877万2,000円を差し引いた実質収支は、23億837万6,000円の黒字となっております。

なお、前年度の実質収支との差である単年度収支につきましては、636万5,000円の赤字となっております。

23年度決算の特徴といたしましては、表の下のほうに書いてございますとおり、1つ目としまして、前年度、22年度が口蹄疫対策に伴い大きく増加したため、決算規模は、歳入歳出とも

に大きく減少したということ、2つ目としまして、県税等の自主財源の確保などに努める一方で、予算の効率的・重点的な配分を行い、徹底した経費の節減に努めたところであります。

次に、平成23年度決算特別委員会資料のほうの10ページをお開きいただきたいと思います。総合計画に基づく総務部の施策体系につきまして、その概要を御説明いたします。

まず、連携・協働による魅力ある地域づくりについてであります。

1つ目の「地方自治ルネッサンス」では、本県の重要課題や地域の抱える課題について、知事と市町村長とが意見交換することなどにより、県、市町村間の連携を図りました。

次の「新市町村合併支援」では、市町村合併後の一体的なまちづくりを支援し、次の「元気市町村支援資金貸付」では、災害・防災対策や行財政改革などに取り組む市町村に対し、無利子貸し付けを行ったところであります。

次に、危機管理体制の確保についてであります。

まず、1つ目の「県民防災力向上」では、防災士養成研修の実施などにより、多くの防災士を育成し、地域の防災力向上に努めました。

次の「自助・共助・公助 防災スクラム推進」では、5月に県総合防災訓練を高原町をメイン会場として実施したほか、宮崎県防災の日フェアの開催などにより、防災関係機関の連携強化や県民の防災意識の向上に努めました。

次の改善事業「自主防災組織結成促進・活性化」では、自主防災組織への資機材整備に対する補助や、各市町村へ働きかけを行うことにより、自主防災組織率の向上に努めました。

次の「危機管理総合調整推進」では、夜間や閉庁日における情報収集・応急措置を行う災害

監視室の管理運営を行うことにより、迅速な初動体制の確保に努めました。

次に、「航空消防防災管理運営」では、防災救急ヘリ「あおぞら」を運航し、救急搬送や救助などの迅速な対応に努めました。

最後に、改善事業「地域防災力強化促進」では、市町村に対して、耐震性貯水槽や小型ポンプ等の整備に対する支援を行い、地域防災力の強化に努めました。

次に、11ページをごらんください。総務部の23年度歳出決算の状況についてであります。

総務部全体では、予算額1,535億9,415万567円、支出済額1,531億1,474万4,395円、不用額4億7,940万6,172円、執行率は99.7%となっております。

次に、監査における指摘事項についてであります。

資料の32ページをごらんいただきたいと思えます。総務部につきましては、ここに記載の5件の指摘事項がございました。その中から(3)の契約事務について御説明いたします。

西臼杵支庁において「林道保全事業の委託について、変更契約に係る契約保証金を徴収しているにもかかわらず、契約保証金が変更契約書に記載されていないなど契約事務が適正でないものがあった」との指摘でございます。これは、変更契約の結果、契約金額が100万円以上となりましたことから、契約保証金を徴収することとなったものでありますが、その際、変更契約書に契約保証金の記載が漏れたものであります。本件につきましては、監査指摘後に、契約相手方と協議しまして、指摘のありました契約保証金について、変更契約書への追加記載を行いました。今後は、決裁時の確認を十分に行うとともに、宮崎県財務規則等に基づいた適正な契約

事務に努めてまいりたいと存じます。

また、お手元の平成23年度宮崎県歳入歳出決算審査及び基金運用状況審査意見書におきまして1件の意見・要望事項がありました。これにつきましては、後ほど、税務課長に説明させます。

以上、概要を御説明いたしましたけれども、各課ごとの決算内容、主要施策の成果に関する報告等につきましては、危機管理局次長及び担当課長から説明させますので、よろしく願いいたします。

私からは以上でございます。

福田財政課長 それでは、平成23年度の決算の概要について御説明いたします。

まず、お手元の委員会資料の1ページをごらんください。一般会計歳入決算の状況について、主なものを御説明いたします。

まず、県税の23年度決算額は、820億262万4,000円で、前年度に比べて2億7,800万円余、0.3%の減となっております。

また、地方消費税清算金の決算額は、210億5,310万2,000円で、前年度に比べて1億7,900万円余、0.8%の減となっております。

いずれも、詳細につきましては、後ほど、税務課長から御説明いたします。

次に、2ページをお開きください。地方譲与税であります。決算額159億838万8,000円で、前年後に比べて4億8,600万円余、3.2%の増となっております。

地方特例交付金ですが、決算額11億3,471万1,000円で、前年度に比べて2億9,300万円余、20.6%の減となっております。これは、児童手当及び子ども手当特例交付金の減等によるものであります。

地方交付税ですが、決算額1,885億6,836

万6,000円で、前年度に比べて50億円余、2.6%の減となっております。このうち、普通交付税は、地域活性化・雇用等対策費の創設などによる全国総額の増に伴うもの、また、特別交付税は、口蹄疫対策分の算定額の減等によるものであります。

次に、分担金及び負担金であります。決算額67億6,810万2,000円で、前年度に比べて46億円余、218.4%の増となっております。これは、農林水産業費負担金の増によるもので、国営土地改良事業に係る地元負担金の繰り上げ償還等に伴うものであります。

次に、3ページをお願いします。国庫支出金であります。決算額942億8,047万4,000円で、前年度に比べて279億円余、22.9%の減となっております。これは、昨年度の口蹄疫対策に係る国庫負担金や補助金が大きく減となったほか、国の経済対策等による臨時交付金が全体では昨年よりも減少となったこと、また、委託金において、参議院議員選挙費や国勢調査費が減となったことによるものであります。

次に、寄附金ですが、決算額35億5,903万7,000円で、前年度に比べて29億円余、506.7%の増となっております。これは、団体の解散等に伴い、団体の保有していた基金を新たに県の基金としたこと等に伴うものであります。

次に、4ページをお願いします。繰入金ですが、決算額413億5,931万1,000円で、前年度に比べて20億円余、5.1%の増となっております。これは、国の臨時的な交付金をもとに積み立てた基金を取り崩し、各種事業の財源として活用したことにより、基金繰入金が増となったこと、また、昨年実施した口蹄疫復興中小企業応援ファンド事業の財源として借り入れた公営企業借入金が増となったことにより、全体では増となっ

たものであります。

次に、繰越金であります。決算額117億3,763万9,000円で、前年度に比べて45億円余、63.0%の増となっております。これは、22年度の国の経済対策に伴う臨時交付金の交付決定が年度末となったため、これを活用した事業が工期不足等のために繰り越しとなったことに伴いまして、繰り越し財源が前年度を大きく上回ったことなどにより、増となったものであります。

次に、県債であります。決算額756億4,112万1,000円で、前年度に比べて1,390億円余、64.8%の減となっております。これは、昨年、口蹄疫復興対策として発行した、総額1,200億円の口蹄疫対策転貸債等が減となったことなどにより、23年度が大きく減となるものであります。

次に、5ページをお願いします。収入未済額の状況についてであります。

23年度の収入未済額は、県税や諸収入など、合計で32億円余であり、調定額に対する割合は、0.54%となっております。表の下、欄外にありますとおり、昨年度と比べて2,700万円ほどの減となっております。収入未済額につきましては、今後とも、積極的に圧縮を図っていく必要があるものと考えております。

次に、6ページをお願いします。一番上のグラフについてですが、このグラフの折れ線のうち、上の折れ線、こちらが県債残高の全体額であります。下のほうの折れ線、これが臨時財政対策債及び口蹄疫対策転貸債等を除いた実質的な県債残高を示しております。下の線にありますとおり、実質的な県債残高につきましては、年々減少してきているところであります。

次に、真ん中のグラフであります。こちらの折れ線は、財政関係2基金の残高を示しております。23年度末の残高については、財源の確

保や徹底した経費の削減等に努めたことにより、前年度末に比べて若干の増となったところであります。

それから、一番下のグラフについてですが、こちらは経常収支比率の推移を示しております。平成23年度は、前年度に比べて上昇となっております。ただ、前年度の比率は、口蹄疫対策に伴う臨時的な事業が増加したことで経常的経費の割合が低下したことにより、例外的に低い水準にあったものでありますので、23年度につきましては、口蹄疫発生前の21年度と同程度となったところであります。いずれにしましても、財政構造の硬直化が進んでいる状況にありますので、引き続き、財政改革の着実な推進に取り組んでいくことが必要であると考えております。

次に、8ページをお願いします。第3、地方公共団体財政健全化法に基づく報告であります。平成23年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について御説明いたします。

この資料は、監査委員の審査意見書の抜粋等により作成しておりますが、まず、1の(1)の総合意見をごらんください。健全化判断比率の4つの指標についてであります。

の実質赤字比率は、標準財政規模に対し、一般会計と特別会計を合わせた赤字額の占める割合であります。赤字が発生しておりませんので、該当する数字はございません。

の連結実質赤字比率につきましても、こちらは標準財政規模に対して、一般会計等と公営企業会計を合わせた全会計の赤字額の占める割合であります。こちら赤字が発生しておりませんので、該当する数字はございません。

次に、の実質公債費比率についてですが、こちらは県の借入金の返済額の大きさを

県の財政規模に対する割合であらわしたものであり、23年度は17.1%となっております。公債費の元利償還金の増などによりまして、前年度と比べて1.0ポイントの増となっております。今後とも、新規の県債発行額の抑制等を図り、後年度の公債費負担の軽減に努めたいと考えております。

次に、の将来負担比率につきましては、県の借入金など現在抱えている負債の大きさを県の財政規模に対する割合であらわしたものであり、160.2%となっております。前年度と比べて、県債残高の減少などにより5.1ポイントの減となっております。

これらの4つの指標は、いずれも、早期健全化基準を下回っており、監査委員の審査意見では、(3) 是正改善を要する事項にありますとあり、特に指摘すべき事項はないと認められております。

次に、資金不足比率についてであります。

2の(1) 総合意見をごらんください。資金不足比率は、公営企業会計において、料金収入等の事業規模に対し、公営企業ごとの資金の不足額が占める割合であります。いずれの会計も資金不足が発生しておりませんので、該当する数値はございません。

監査委員の審査意見でも、9ページの(3) 是正改善を要する事項にありますとあり、特に指摘すべき事項はないと認められております。

次に、3の参考のところに指標の推移を掲げておりますが、先ほど申し上げましたとおり、実質公債費比率につきましては、公債費の増などにより増加しておりますが、将来負担比率のほうは、県債残高の減少に伴い、低下してきているところであります。

次に、資料が変わりまして、平成23年度主要

施策の成果に関する報告書をお願いします。

2ページの2、歳入決算の概要であります。先ほど委員会資料により御説明いたしましたので、省略させていただきます。

3ページをお願いします。3、歳出決算の概要についてであります。まず、(1)款別についてであります。表の右端の対前年度増減の大きなものについて御説明いたします。

総務費であります。前年度に口蹄疫復興対策として行った口蹄疫復興対策運用型ファンド事業による貸し付けでありますとか、口蹄疫復興対策基金の造成に伴う積み立てが減となることから、72.7%の大幅な減となっております。

次に、衛生費につきましては、国の経済対策等により、地域医療再生基金などの各種基金への積立金が増加したことから、39.2%の増となったものです。

農林水産業費につきましては、各種基金への積立金が増となったものの、口蹄疫の発生に伴う家畜防疫対策費が大幅に減少したことから、29.8%の減となっております。

商工費につきましては、前年度に行った口蹄疫復興中小企業応援ファンド事業による貸し付けが減となったことにより、37.6%の減となっております。

合計欄では、歳出決算額が5,971億4,014万9,000円、対前年度比が21.4%の減となっております。

次に、4ページをお願いします。歳出決算の(2)性質別の状況であります。

義務的経費につきましては、人件費が前年度を下回ったものの、公債費の増等により、全体では、前年度比1.3%の増となっております。

次に、投資的経費につきましては、普通建設事業費が、国の経済対策の減などにより減となっ

ておりまして、災害復旧事業費が増となったものの、全体で6.0%の減となっております。

その他の経費につきましては、口蹄疫対策経費が減となったことにより、物件費や補助費等が大きく減少したことに加えまして、口蹄疫復興対策運用型ファンド事業等による貸付金が減となったことから、全体で41.6%の大幅な減となっております。

決算の概要につきましては、以上であります。

吉本税務課長 県税及び地方消費税清算金の決算につきまして説明いたします。

決算特別委員会資料の7ページをお開きください。平成23年度の県税歳入決算は、県税計の欄にありますように、最終予算額が817億2,000万円に対しまして、調定額が846億7,782万7,000円、収入済額が820億262万4,000円となっております。収入済額の前年度比は99.7%となっております。最終予算額に対しましては、2億8,262万4,000円の増となっております。不納欠損額が1億9,911万6,000円、還付未済額が9万円、収入未済額は24億7,617万7,000円となりまして、昨年度より1億9,400万円ほど減少しております。徴収率につきましては、96.8%でございました。

次に、主な税目の増減について説明いたします。

資料の1ページに戻ってください。県税収入全体では、昨年度と比較いたしまして2億7,894万5,000円の減となっております。

主な税目の増減理由について説明いたします。

まず、個人県民税につきましては、3億6,841万1,000円の減となっております。これは、課税対象となる平成22年分の給与所得の減少など、個人所得の減少によるものでございます。

法人県民税についてでございます。2億5,634



万8,000円の増となっております。法人事業税につきましても、7億6,541万円の増となっておりますが、これは、いずれも製造業などの企業収益が堅調に推移したことによるものでございます。

次に、譲渡割地方消費税についてですが、4億84万9,000円の減となっております。一昨年度、22年度は家電エコポイント制度とかエコカー補助金制度が実施されたこともあって、23年度は、22年度との比較では減少しております。また、昨年3月に発生いたしました東日本大震災の影響が懸念されたところですが、県内の税収額は例年並みであったと考えております。

次に、県たばこ税についてですが、3億3,851万2,000円の増となっております。県内のたばこの売り渡し本数は約5%ほど減少しておりますが、平成22年10月の増税によりまして、税収は増加しております。

自動車税、自動車取得税につきましては、いずれも、課税台数の減少などに伴いまして、税収も減少しております。

その他の税目につきましては、記載のとおりです。

次に、地方消費税清算金についてです。

これは、全国で徴収されました地方消費税を統計指標を用いて清算を行いまして、各県へ帰属させたものでございますが、平成23年度の清算金収入は、210億5,310万2,000円となっております。22年度に比べまして1億7,906万2,000円減少し、率にして0.8%の減となっております。これは、清算対象期間であります平成23年2月から24年1月までの本県を含めた全国の地方消費税総額が前年同期と比較しまして減少したことから、本県の清算金収入も減収となったものでございます。

説明は以上でございます。

柳田総務課長 それでは、総務課の歳出決算の状況について御説明いたします。

決算特別委員会資料の11ページをお開きください。の平成23年度歳出決算課別集計表をごらんください。総務課の計は、予算額13億3,266万4,120円、支出済額12億7,708万7,943円、不用額5,557万6,177円で、執行率は95.8%となっております。

次に、12ページをお開きください。主な不用額について御説明いたします。

(目)一般管理費の不用額111万5,945円についてでございます。その主なものとしましては、連絡調整事務や政策調整研究に要する旅費や委託料などの経費の執行残でございます。

次に、(目)文書費の不用額591万8,109円についてでございます。その主なものとしましては、節の役務費の不用額319万2,741円でございますが、これは、庁内郵便料など文書收受発送等に要する経費の執行残でございます。委託料の不用額112万9,683円は、庁内印刷室の印刷機器の保守等に要する経費の執行残でございます。

次に、13ページをごらんください。(目)財産管理費の不用額4,611万4,189円についてでございます。その主なものとしましては、節の需用費の不用額1,558万353円でございますが、これは、本庁舎や総合庁舎における光熱水費や庁舎修繕費などの経費の執行残でございます。役務費の不用額539万3,675円は、不動産鑑定料や庁内電話料などの経費の執行残でございます。委託料の不用額329万5,503円は、本庁舎や総合庁舎における警備や清掃など、庁舎管理に要する経費の執行残でございます。工事請負費の不用額1,663万1,800円は、昨年度、繰り越しをして実施しました附属棟東側部分の解体工事に要す

る経費の執行残でございます。備品購入費の不用額306万780円は、本庁舎や総合庁舎におけるAED（自動体外式除細動器）の購入に要する経費等の執行残でございます。負担金・補助及び交付金の不用額134万685円は、企業局庁舎における県有財産の清掃等の管理費負担金等の執行残でございます。

次に、（目）県有施設災害復旧費の不用額242万7,934円についてでございます。平成23年度は、台風6号や大雨、落雷などにより10施設で器物破損等の被害がありました。これは、被災した県有施設の災害復旧に要する経費の執行残でございます。

次に、監査委員の決算審査意見書に関しましては、特に報告すべき事項はございません。

総務課は以上でございます。

武田人事課長 人事課の歳出決算の状況について御説明いたします。

決算特別委員会資料の11ページに戻っていただきまして、の平成23年度歳出決算課別集計表をごらんください。人事課の計は、予算額53億1,790万6,000円、支出済額51億6,307万8,290円、不用額1億5,482万7,710円、執行率は97.1%となっております。

次に、主な不用額について御説明いたします。

14ページをごらんください。（目）一般管理費の不用額1億5,055万1,995円で、執行率は85.6%となっております。その主なものとしましては、節の職員手当等の不用額1億4,624万7,318円でございますが、これは、各課で予算計上している時間外勤務手当が、当該年度の業務の都合により不足する事態となった場合の調整のための予算を人事課で計上しておりますが、その執行残が生じたものであります。執行残となった理由は、鳥インフルエンザの防疫活動等緊急時

に備え予算を確保しておりましたが、23年度はそのような不測の事態が生じなかったため、結果的に不用額となったものであります。また、節の欄の賃金152万2,399円でございますが、執行残に伴うものであります。

次に、15ページの（目）人事管理費の不用額427万5,715円についてであります。主なものとしましては、節の欄の職員手当167万1,887円でございますが、東日本大震災に係る職員の時間外勤務手当の執行残であります。

また、監査委員の決算審査意見書に関しましては、特に報告すべき事項はございません。

説明は以上であります。

片寄行政経営課長 行政経営課の歳出決算の状況について御説明いたします。

決算特別委員会資料の11ページ、平成23年度歳出決算課別集計表をごらんください。行政経営課の計は、予算額1億1,612万2,000円、支出済額1億1,540万9,813円、不用額71万2,187円で、執行率は99.4%となっております。

詳細につきましては、決算特別委員会資料の16ページをお願いいたします。目の執行残が100万円以上のもの、執行率が90%未満のものにつきましては、該当がございません。

次に、監査委員の決算審査意見書に関しましては、特に報告すべき事項はございません。

行政経営課は以上でございます。

福田財政課長 財政課の歳出決算の状況について御説明いたします。

委員会資料の11ページをお願いいたします。財政課の決算は、予算額1,153億533万8,447円に対して、支出済額は1,151億2,127万2,674円となり、不用額は1億8,406万5,773円、執行率は99.8%となっております。

次に、主な不用額について御説明いたします。

17ページをお願いします。(目)一般管理費の不用額は8,853万435円となっております。その理由としましては、財政課の一般管理費には、財政課の事務費のほかに、各部局を含めて全庁的に執行する共通経費を計上しております。この共通経費といいますのは、例えば、県税や国庫補助金などで還付や返還をする必要が生じることがございますが、このような場合に、各課でその都度、予算措置をするのではなく、あらかじめ財政課で予算を一括計上しておいて、各部局で支出の必要が生じた場合に、財政課から担当課に予算を流すという「予算の分任」というやり方で対応しております。これらの経費につきましては、突発的なものもあり、各部局で年度内に生じる所要額を正確に見込むことは困難でありますし、また、不測の事態が起こった場合に備える必要もありますことから、財政課において年度末まで予算をストックしていたものであります。年度末までの需要が結果的になかったものが、結果として不用額となったものであります。

18ページをお願いします。(目)財政管理費から公債費の(目)公債諸費までの5つの目につきましては、100万円以上の不用額または執行率90%未満のものはございませんので、説明は省略させていただきます。

19ページをお願いします。次は、予備費でございます。これは、年度途中において不測の事態により予算外の支出の必要が生じた場合などに対処する経費であります。予備費は、当初予算額で1億円を計上しておりましたが、このうち、平成23年度中に531万4,553円を充用いたしました。その結果、予算現額は9,468万5,447円となり、その全額が不用額となっております。

予備費を充用した項目の内訳を右の説明欄に

記載しておりますが、の県有車両による交通事故などの損害賠償金や補償金、の管理運営瑕疵事故等の損害賠償金、の訴訟に伴う弁護士に対する着手金及び謝金への充用となっております。

なお、歳入歳出決算審査意見書における指摘要望事項はございませんでした。

財政課は以上でございます。

吉本税務課長 税務課の歳出決算の状況について説明いたします。

決算特別委員会資料の11ページをごらんください。税務課の計は、予算額251億7,971万4,000円、支出済額251億4,942万3,716円、不用額3,029万284円で、執行率は99.9%となっております。

このうち、不用額の主なものについて説明いたします。

委員会資料の20ページをお開きください。

(目)賦課徴収費でございます。不用額は2,094万1,945円、執行率は99.0%となっております。これは、賦課徴収に要します納税通知書等の印刷費、各県税・総務事務所で執行いたします旅費、郵送料などの事務費、並びに個人県民税徴収取扱費交付金等が、見込みを下回ったことによるものでございます。

次に、資料の21ページでございますが、(目)利子割交付金でございます。不用額は263万6,000円、執行率は98.9%となっております。これは、利子割県民税の59.4%の額を市町村に対しまして交付するものでございますが、預金金利の低下に伴い、税収が減少したことによるものでございます。

次に、(目)株式等譲渡所得割交付金でございます。不用額501万7,000円、執行率は86.1%となっております。これは、県民税株式等譲渡所得割の59.4%を市町村に対し交付するものでご

ございますが、株式の譲渡所得等の減少によりまして、税収が減少したことによるものでございます。

次に、(目) 利子割精算金でございます。執行率は84.5%となっております。これは、法人県民税の申告納付額に関しまして、利子割県民税に係る分の精算を各都道府県で行うものでございますが、他県へ支払う精算額が見込みを下回ったことによるものでございます。

委員会資料は以上でございます。

次に、歳入歳出決算審査意見書で審査の意見がございましたので、説明いたします。

宮崎県歳入歳出決算審査意見書の5ページをお開きください。4、収入の確保についての(1) 県税収入の確保についての記載にありますとおり、「個人県民税の未済額については、賦課徴収を行う市町村の実情に即した支援がなされ、収入未済額は減少しているものの、多額の収入未済があるため、今後とも市町村とより一層連携を密にして、効果的な徴収対策を講じられるよう要望する」との御意見でございました。個人県民税につきましては、収入額は県税収入全体の約3割を占めておりますが、収入未済額は、県税の収入未済額24億7,600万円余のうち、約8割を占める19億8,100万円余となっております。このため、賦課徴収権を持ちます市町村の徴収業務を促進するため、各県税・総務事務所におきまして、市町村からの徴収引き継ぎによる直接徴収、管内市町村との合同の徴収対策会議の開催、滞納整理のための共同催告等を実施いたしますとともに、税務課職員も含めた市町村との併任人事交流によりまして、職員を市町村へ派遣するなど、市町村の状況に応じた徴収業務の充実に努めているところでございます。

また、平成23年度から新たな取り組みといた

しまして、個人県民税の現年度課税分の収入未済額を抑制し、徴収率の向上を図る方策の一つといたしまして、これまで徹底されてこなかった給与所得者にかかわる特別徴収制度、これは、いわゆる給与からの天引き制度でございますが、この制度の適正化について、市町村とともに取り組みを行っているところでございます。今後とも市町村とより一層の連携を図りながら、収入未済額の圧縮に努めてまいります。

説明は以上でございます。

鈴木市町村課長 市町村課の歳出決算の状況につきまして御説明いたします。

決算特別委員会資料の11ページをお開きいただきたいと思っております。の平成23年度歳出決算課別集計表をごらんいただきたいと存じます。市町村課につきましては、予算額27億39万5,000円、支出済額26億9,269万8,378円、不用額769万6,622円で、執行率は99.7%となっております。

次に、主な不用額について御説明いたします。

23ページをお開きいただきたいと存じます。

(目) 市町村連絡調整費の不用額221万4,245円についてでございます。これは、主に当課の業務運営に係ります旅費、需用費などの物件費等を節約したことに伴う執行残でございます。

次に、25ページをお開きください。(目) 県議会議員選挙費の不用額151万4,945円についてでございます。これは、主に需用費の執行残でございます。選挙の執行後に、選挙の結果等についての記録冊子を作成しておりますが、契約額の確定が年度末であったことから執行残が生じたものでございます。

次に、(目) 海区漁業調整委員会委員選挙費の不用額223万243円についてでございます。これは、主に、負担金補助でございます市町村交付金等の執行残でございます。市町村の精算確定

が年度末になったことから執行残が生じたものでございます。

次に、主要施策の成果について御説明いたします。お手元の平成23年度主要施策の成果に関する報告書の55ページをお開きいただきたいと存じます。

1、安心して生活できる社会の(1)連携・協働による魅力ある地域づくりについてでございます。主な事業といたしましては、まず、「地方自治ルネッサンス」でございます。県と市町村の連携を推進するため、知事と市町村長が一堂に会して政策課題等に率直に意見交換を行う宮崎縣市町村連携推進会議や、県内を6ブロックに分けて地域の抱えるさまざまな課題につきまして意見交換を行う円卓トークを実施したほか、市町村サポート事業として、都城市や諸塚村など9市町村へ出向き、市町村職員と一緒に市町村の抱える課題などについて意見交換を行ったところでございます。

次に、「新市町村合併支援事業」でございます。改正前の合併特例法のもとで合併した宮崎市ほか2市に対しまして、2億1,637万8,000円の新市町村合併支援交付金を交付し、電算システムの構築や各種公共施設の基盤整備などに対する支援を行ったところでございます。

次に、「元気市町村支援資金貸付」でございます。9団体に対し、23件、9億円の無利子貸し付けを行い、津波対策のための避難階段の整備や公立保育所の耐震診断調査事業等の防災対策等に対しまして、支援を行ったところでございます。

最後に、監査委員の決算審査意見書に関しましては、特に報告すべき事項はございません。

市町村課の説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

花坂総務事務センター課長 総務事務センターの歳出決算の状況について御説明いたします。

決算特別委員会資料の11ページをお開きください。平成23年度歳出決算課別集計表をごらんください。総務事務センターにつきましては、予算額11億543万2,000円、支出済額11億77万2,539円、不用額は465万9,461円、執行率は99.6%となっております。

次に、主な不用額について御説明いたします。

26ページをお開きください。(目)一般管理費の不用額202万509円についてでございます。これにつきましては、主に本庁及び各地区の総務事務センターの運営に要する経費である旅費や需用費等の執行残でございます。

なお、目の執行率が90%未満のものはございません。

最後に、監査委員の決算審査意見書に関しましては、特に報告すべき事項はございませんでした。以上でございます。

大坪危機管理局次長 それでは、危機管理課の歳出決算の状況について御説明いたします。

決算特別委員会資料の11ページをごらんください。危機管理課の計につきましては、予算額が20億3,193万円、支出済額が20億1,993万5,214円、不用額は1,199万4,786円で、執行率は99.4%となっております。

次に、主な不用額について御説明いたします。

資料の28ページをごらんください。(目)諸費の執行率が51.3%でございます。これは、自衛官募集事務費の執行残でございます。

次に、(目)防災総務費の不用額が1,177万6,508円でございますが、その主なものとしましては、節の欄の旅費206万89円でございます。これは、主に国民保護協議会開催に要する特別旅費等の

執行残でございます。また、使用料及び賃借料が199万6,061円でございますが、これは、現地対策本部を設置するときの電話回線使用料等の執行残でございます。また、積立金187万5,620円でございますが、これは、宮崎県東日本大震災被災者等支援基金への積立金の執行残でございます。

次に、主要施策の成果に関する報告書の57ページになります。2、安全な暮らしが確保される社会、(1)危機管理体制の確保についてでございます。

まず、施策の目標ですが、県民一人一人の防災意識、危機管理意識が高まるとともに、自助・共助・公助が連携した情報収集や情報伝達、被災者支援までを含めた消防・防災体制の整った社会を目指すとしております。

次に、施策推進のための主な事業及び実績ですが、まず、「県民防災力向上」につきましては、主な実績内容のところがございますように、防災士養成研修を開催しまして、多数の防災士を養成したところでございます。

次に、「自助・共助・公助 防災スクラム推進」につきましては、昨年の5月22日に総合防災訓練を高原町及び沿岸部の10の市と町を会場に実施いたしました。また、「宮崎県防災の日フェア」につきましては、5月28日に延岡市で実施したところでございます。

次に、改善事業「自主防災組織結成促進・活性化」につきましては、自主防災組織の資機材整備に対しまして、6つの市と町、合計38の組織に対して補助を行うなどしまして、自主防災組織の活性化を図ったところでございます。

次に、58ページをごらんください。「危機管理総合調整推進」についてでございますが、主な実績内容がございますように、夜間及び閉庁日

の災害監視室の運営によりまして、平日の昼間とあわせまして365日、24時間体制の災害監視体制の維持を図ったところでございます。また、危機管理・防災研修会の実施ということですが、昨年の12月15日に約600名の防災関係機関の担当者を集めまして、その研修会を実施したところでございます。

施策の進捗状況ですけれども、2つ指標がございます。まず、災害に対する備えをしている人の割合につきましては、平成23年度の実績値が34.0%、自主防災組織率につきましては74.8%となっております。徐々にではございますが、防災意識・危機管理意識の向上が図られてきているものと考えております。

次に、施策の成果等でありまして、県民防災力向上につきましては、防災士養成研修を実施しまして、178人が防災士の資格取得をしたところであります。今後も多くの防災士を育成しまして、地域の防災力を高めていく必要があると考えています。

それから、防災体制の強化につきましては、宮崎県総合防災訓練におきまして、新燃岳火山災害や、津波を想定した避難訓練等を実施し、今後も関係機関との連携や避難体制の充実を図っていく必要があると考えております。

それから、県民の防災意識の向上につきましては、「宮崎県防災の日フェア」を開催しまして、防災座談会や各種展示、体験イベント等を実施したところでございますが、今後もさらに効果的な普及啓発に努めまして、自助・共助の重要性を県民に訴えていきたいと考えております。

次に、防災・防犯情報メールサービスの登録につきましては、多くの県民の皆様に登録をしていただきまして、防災情報の伝達強化が

図られているものと考えております。

次に、 の地域防災力向上促進につきまして、今後も多くの市町村に働きかけ、自主防災組織の育成並びに活性化を図ってまいりたいと考えております。

なお、監査委員の決算審査意見書に関しましては、特に報告すべき事項はございません。

説明は以上でございます。

厚山消防保安課長 それでは、消防保安課の歳出決算の状況について御説明いたします。

委員会資料の11ページをごらんいただきたいと思っております。消防保安課は、予算額5億464万9,000円、支出済額4億7,506万5,828円、不用額2,958万3,172円で、執行率94.1%となっております。

次に、主な不用額について御説明いたします。

委員会資料の30ページをごらんください。(目)防災総務費の不用額914万8,757円についてでございます。その主なものといたしまして、節の欄の役務費の不用額101万8,463円でございますが、これは、電話料等の執行残でございます。次に、負担金・補助及び交付金の不用額444万8,163円でございますが、これは、防災救急ヘリコプター運航調整交付金などの執行残でございます。

次に、(目)消防連絡調整費の不用額2,010万4,460円についてでございます。その主なものとしましては、節の欄の委託料の不用額213万4,728円でございますが、これは、危険物取扱者の免状交付に要する委託費などの執行残でございます。次に、工事請負費の不用額1,645万8,000円でございます。これは、昨年度に繰り越しをして実施しました消防学校の本館外壁改修ほか工事の執行残でございます。

次に、主要施策の成果に関する報告書の59ペー

ジをごらんください。2、安全な暮らしが確保される社会、(1)危機管理体制の確保についてであります。

まず、施策の目標でございますが、県民一人一人の防災意識、危機管理意識が高まるとともに、自助・共助・公助が連携した情報収集や情報伝達、被災者支援までを含めた消防・防災体制の整った社会を目指しております。

次に、施策推進のための主な事業及び実績であります。主なものについて御説明いたします。

まず、「総合情報ネットワーク設備更新」であります。防災行政無線設備等のシステムを管理運営し、災害時の連絡体制を適切に維持しております。

次に、「消防指導」であります。消防団の確保や活性化を図るため、ふるさと消防団パワフル21事業としまして、ラッパ隊フェスティバルや消防団員意見発表等を内容とします消防大会を開催するとともに、新聞等を活用した県民への広報啓発を行ったところでございます。また、救急業務の高度化や増大する救急需要に対応するため、救急救命士の計画的な養成に取り組んでおります。

次に、「予防指導」につきまして、消防設備士及び危険物取扱者の資格者への免状の交付等を行うとともに、火災や危険物の事故の未然防止を図るため、知識や技能の習得のための法定講習を行いました。

次に、「航空消防防災管理運営」であります。防災救急ヘリ「あおぞら」を運航しておりますが、23年度中の緊急運航出動件数は、合計で183件でありました。なお、出動回数その他は、熊本県、大分県との相互応援によるものでございます。

次に、60ページをごらんください。改善事業

「地域防災力強化促進」につきましては、市町村が実施します耐震性貯水槽、小型動力ポンプ等の整備に対し補助を行い、消防力の強化に努めたところであります。また、大規模災害に出動する緊急消防援助隊につきましては、活動に必要な資機材の整備について補助したところでございます。

次に、政策の成果等でありますが、の総合情報ネットワーク設備更新につきましては、適切な管理を行い、通信体制の確保が図られたものと考えております。

の消防団につきましては、消防大会を開催するなど活性化を図ったところであります。また、消防職員や消防団員につきましては、資質向上に向けてのさまざまな訓練・研修等を実施したところでございます。

の防災救急ヘリにつきましては、関係機関との連携を図りながら、迅速な対応ができたものと考えております。

の高圧ガス保安対策につきましては、事業者に対する指導監督、研修を通じて、大事に至るような事故の未然防止ができたものと考えております。

の地域防災力強化促進につきましては、消防防災施設等の整備促進に努めたところでございます。

なお、監査委員の決算審査意見書に関しましては、特に報告すべき事項はございません。

以上でございます。よろしく願いいたします。

黒木主査 執行部の説明が終わりました。委員の皆様、質疑はございませんか。

鳥飼委員 まず税務課からお尋ねしたいと思っております。ちょっと教えてください。7ページの還付未済額9万円 額は少ないんですけれど

も、返済予定が返済されていないということなんですけれども、中身の説明をお願いしたいと思います。

吉本税務課長 7ページの還付未済額9万円の関係だと思っております。これは、自動車税の3件分でございます。いずれも3万円なんですけど、二重納付になりまして、5月31日、年度末になるんですけれども、その年度末直前に3万円納めて、本人の勘違い 車検等を受けるときに納税証明が要ということで、業者に頼んでまた3万円を納めたということで、二重納付によりまして、3件分。当然、決算後にはお返ししている分でございます。以上です。

鳥飼委員 了解しました。

個人県民税で収入未済額が19億8,100万、22年分の所得が減少したためだという御説明がありましたが、未納対策 市町村に代理で徴収をしてもらっているということで、応援に行くとかいんなことをしておられるということなんですけれども、例年この程度といたしますか、若干減ってはきているということの御説明でしたけれども、県民税の滞納というのが大きいものを占めているということだろうと思うんですけれども。傾向として、課長が記憶しているぐらい、5年程度でいいんですけれども、景気がどんどん悪くなってきているし、賃金が下がってきているというのもありますし、状況についてはどんなふうにご考えておられますか。

吉本税務課長 まず個人県民税の税収の減少ということかと思っておりますが、この個人県民税の税収の減少の主な要因は、所得区分でいいますと、給与所得者に関する税収が落ち込んできているということです。ちなみに、昨年度と比較しますと、給与所得者は98.6%、自営業者が99.6%ということでございます。それから、県の統



計調査課が毎月勤労統計調査、平均月間現金給与総額というのを出しておるんですけれども、これは22年分の給与が23年の対象になりますので、調べてみましたところ、22年の現金給与の平均額が25万739円ということで、対前年度で1.3%減少ということになっております。

それからもう1点、収入未済についてだったと思うんですけれども、大きな原因は、平成19年度に国から地方への税源移譲がございまして、当時、平成18年までは150億円ぐらいが個人県民税の収入だったんですけれども、その税源移譲によりまして、県の収入が270億円ぐらいになりまして、120億ほどふえました。それに伴って未済も大幅にふえたということで、平成19年以降、未済額につきましてはずっと増加を続けておったんですけれども、今年度決算で初めて減少に転じたということでございます。県といたしましては、税源移譲後、市町村が賦課徴収する個人県民税案件につきましては、直接、県税職員が滞納処分を行うという徴収引き継ぎによる直接徴収。それから、県の職員が市町村の職員を兼ねるといふ併任人事交流を26市町村のうち半数以上ですけれども行いまして、各市町村の徴収技術の向上とか、困難案件につきましては県のほうで対処してきまして、どうにか、ことし初めて個人県民税の収入未済額が減ったという結果が出たところでございます。以上です。

鳥飼委員 県税事務所も少ない陣容で800億程度の県税の徴収と申しますが、頑張っていたいておりまして、これは本当にありがたいことなんですけれども。税務課長から説明のあった分では、県の職員の併任とか、そういうことで今後も対応というようなことなんですけれども、抜本的にこういうふうな対策をというようなこと

は考えておられないのか。いわゆる県民の懐が寂しくなったというから、そういう影響もあるんだろうというふうに思います。ですから、事情のある人については考慮しなくちゃならないというのももちろんあるんですけれども、納めるべき人が納めていないということは困るわけで、県と市町村で納付のための機関をつくったらどうかとほかの県でやっているところもあるようですからそういう提起も前にしたことがあるんですけれども、抜本的なこういうような対策をというので今、検討しておられるようなことがあれば、お聞かせいただきたいと申します。

吉本税務課長 昨年度、委員のほうから一部事務組合についてお話がありました。そのときは財政的な費用対効果ということで御回答したところだったと思います。具体的な対策、組織的なことは今、まだ具体化していませんが、先ほど申し上げました、給与所得者に係る特別徴収制度、これは事業主が毎月、給与から天引きして市町村に納めていただくということで、これが国税の所得税ですと、制度はちょっと違いますが、8割の人たちが源泉徴収できているということなんです。市町村の住民税につきましては、23年度分で68%ぐらいしか特別徴収できていません。それで、26市町村一体となって、県も含めて、それを26年度ぐらいまでには一斉に指定して、特別徴収を強化していくというようなところで今、市町村と県と一体となって取り組んでいるところでございます。以上です。

鳥飼委員 わかりました。納めるべき人は当然納めていただかないといけないと思いますし、考慮と申しますが、そういう事情も当然出てくるかと思っておりますけれども、ぜひ、よろしくお願

いしたいと思います。

続けて財政課長に。8ページと9ページに健全化法に基づく報告というのがありまして、実質公債費比率が若干上がってきているということで、宮崎県の場合は、実質公債費比率は、制定されたときは12～13位ぐらいだったと思うんです。かなりいいところをいっているなということで、財政課の皆さん方と「ちょっと締め過ぎじゃないですか」というような話もしたような記憶があるんですが。そこで、公債費の罰則じゃないですけども、今、17.1%ですが、25%以上になると健全化の対象になってくるということで、18%以上は協議ということになっていると思うんですけども、今の公債費の発行、これはどなんぐあいにして、総務省との協議とかいろんなのはあると思うんですけども、形について説明いただきたいと思います。

福田財政課長 地方債の発行の仕方についてありますが、基本的には、県のほうで長期間の計画を立てまして、それを国のほうにお伺いを立てながら同意をいただくような形で起債をしておると。その中で、当然、実質公債費比率の推移も見計りながら、これが一定以上高くないように気をつけながら、県債の管理を行っているというところであります。

鳥飼委員 そうしますと、総務省の関与、協議なりいろんなものは今のところ宮崎県にはないということによろしいですか。

福田財政課長 お見込みのとおりであります。

鳥飼委員 わかりました。

それで、9ページに実質公債費比率の推移が書いてありまして、先ほど、返済部分に充てていっているということで、借りがえとか含めて、19年度は12.2から23年度は17.1。それから将来負担比率についても、その逆の関係で212.3

から160.2というふうになっていると思うんですけども、このことについて、本県の財政について、もう少し具体的な説明と分析、状況について説明をいただきたいと思います。

福田財政課長 まず、実質公債費比率の推移ですけれども、御指摘のとおり、年々上がってきているという状況であります。この理由としましては、主に県債の元利償還金がふえてきていると。これがふえるというのは、要は過去に起債した、借り入れをした分の返済が現段階でのしかかかってきているということであります。

一方の将来負担比率のほうは、順調にといえますか、減少傾向になっておりまして、これは主に県債残高の減少に伴うものであると考えております。やはり問題がありますのが、実質公債費比率のほう年々高まっておりますので、この値がこれ以上上がらないようにここ数年は県債の発行額の抑制ということで、実質公債費比率が後年度に上がるような影響が出てこないように気をつけながら、県債の発行を行っているというところでありますが、過去に発行した分の返済金ですから、ここ数年はこのレベルの水準が続くものと認識しております。

鳥飼委員 そのことに関連して、口蹄疫転貸債、これが1,200億円だったと思うんですけども、これとの関連では数字はどんなふうが変わっていくと思われませんか。

福田財政課長 御指摘の口蹄疫転貸債等ではありますが、これは1,200億円ございます。ただ、この分につきましては、償還財源が担保されておりますので、ここで言う実質公債費比率なり、あるいは将来負担比率、こういったところには影響は与えていないということであります。

鳥飼委員 わかりました。

有岡委員 4点ほど順次お尋ねしたいと思い

ますが、まず、委員会資料の3ページにあります財産売却収入ということで10億ほど計上してあるわけですが、関連して、審査意見書の12ページを見ますと、ここでも土地と建物、立木というようなことの資料が出ているわけです。土地建物売り払い代金の増ということになっておりますが、具体的にはどのような財産の処分等が行われたか、お尋ねしたいと思います。

柳田総務課長 財産収入の土地建物売り払い金のことだと思うんですけども、これについては、毎年、県のほうで、公有財産調整委員会でも処分という方針が出されたものについて処分を行っているんですけども。毎年20件程度の約1億7,000万～1億8,000万ぐらいが売れていたわけなんですけれども、昨年度は大口の案件がございまして、全体で53件の11億7,000万の売り払いが行われたというような状況でございます。昨年だけがなくなったという状況でございます。

有岡委員 大変わかりづらかったんです。11億とか53件とかいうお話について、具体的に主なものを教えてもらおうとありがたいと思うんですが。

柳田総務課長 例年、土地建物で未利用地というものが出てまいります。昨年度の場合は、宮崎市大島のもと身体障害者総合福祉センターの土地が約1,500平方メートルぐらいあるんですけども、これが3億4,300万円で売れたと。あと、平和が丘団地のもと平和が丘職員宿舎、これが5,700平方メートルぐらいですが、1億3,500万円で売却できた。こういった大口案件があったために例年よりふえたということでございます。

有岡委員 了解いたしました。

それと、税務課長のほうにお尋ねしたい案件

でございますが、不納欠損という項目がありまして、個人県民税が、19年度から5年がたつわけですので、不納欠損が今後ふえてくるというふうに危惧するわけですが、それに関連しまして、例えば、不動産取得税とか自動車税という項目。これは本来、財産があるわけですので、財産差し押さえとか、そういった可能性があるものが不納欠損になると。以前もちょっとお尋ねしたんですが、この流れというのをお尋ねしたいと思うんですが。本来、財産があるんで、競売等にかけるというような強制執行等も含めて検討することで、不納欠損が圧縮できるんじゃないかと素人的に考えるんですが、いかがでしょうか。

吉本税務課長 今、委員がおっしゃいましたとおり、財産がある場合には、当然差し押さえをいたしまして、今はインターネット公売とかできますので、公売を進めているわけです。ただ、不動産取得税が今、例に挙がりましたが、不動産取得税につきましても、私どもは、移転登記があった段階で不動産の取得があったというふうにして納税通知書を送っているわけですが、中には、移転登記をして、すぐ第三者に転売するというところで利益を上げるということになっていまして、うちが納税通知書を送ったときには、既にその不動産につきましても第三者に移っていると。じゃ、その移転登記をしたのは誰かという話になるんですが、それがペーパーカンパニーだったりすることもあります。ですので、原則として財産があれば当然差し押さえもいたしますし、最近では不動産につきましても市町村と合同公売会というものをやりまして、地元の人から買っていただくということもやっております。ですので、不納欠損につきましても、地方税法に書いてありますとお

り、行方不明だとか、財産がないとか、差し押さえをすると生活困窮に陥ってしまうというところで滞納処分の執行停止をしまして、その状態が3年間継続すれば、不納欠損ということになってしまうということでございます。以上です。

有岡委員 その場合、贈与とか、そういった関係も含めまして国税との連携というのはあり得るのでしょうか。

吉本税務課長 結論から申しますと、必要な場合は国税に確認いたしますが、ただ、贈与税とか相続税につきましては、控除額が非常に高くて、国税の対象にはならないんだけど、うちの不動産取得税の対象になるというような

相続についてはもちろん不動産取得税はかかりませんが、そういう関係もあって、必要に応じて連絡はとらせてもらっております。

有岡委員 今後不納欠損という部分についてはメスを入れていくなり、対策が必要だと感じております。

続きまして、市町村課のほうにお尋ねさせていただきますと思いますが、主要施策の成果に関する報告書の55ページに元気市町村支援資金貸付というのがありまして、23件9億円を貸し付けたということで、避難用の階段とか、そういったものに融資したというお話でしたけれども、こういったニーズは今後ますます高くなるということで、この23件以外にもかなりニーズがあったんじゃないかと思うんですが、現状はいかがでしょうか。

鈴木市町村課長 委員が御指摘のとおり、防災関係 東北の震災がございまして、防災減災事業に対して、優先的に使ってほしいということ、県は絶えず市町村に対して言っているんですが、今回につきましては、安全・安心な

地域づくりでありますとか、行財政の健全化に資するものでありますとか、いろんな視点に基づいて、貸し付ける基準を持っているんですけども、今後、防災対策が非常に重要な課題でございますので、この中身につきましても、より利用しやすいような貸付事業にしたりとか、防災減災事業に重点的に貸し付けるような事業にしたりということ、今年度、いろいろ見直しながら検討していきたいというふうに思っております。

有岡委員 予算枠があるわけですので、全てというわけにはいかないと思いますが、そういった声を大事にしていきたいと思っております。

あと1点、危機管理課と消防保安課に関連する質問になるかと思いますが、報告書の58ページでございます自主防災組織率ということで、平成26年の目標値を超えているわけですね。74.8%という実績値。ただ、この数だけを見て安心できるかといいますと、実は年に1回も活動していないというような自治体もあるんじゃないかと危惧するんです。そういった意味で実態把握をするということと、それを指導するというんでしょうか、牽引していくのは消防団の皆さんではないかと思うんですが、そこら辺の現状と連絡というんでしょうか、把握していらっしゃれば答弁いただきたいと思っております。

大坪危機管理局次長 この自主防災組織率というのは重要な指標だとは思っているんです。自助・共助・公助の中で、自助と共助をどうやって高めていくかということは特に大きな災害では重要な点ですので、今、市町村のほうとも十分に相談をしたりしながら、あるいは定期的に危機管理局から訪問したりしながら、市町村とも十分連携をとってこの底上げ、組織率のアップ

ブを図っているところでございます。一方で、おっしゃいますように、組織率、数字だけ高まっても意味がないわけございまして、実態がいかに成熟していくか、高まっていくかということが重要でございます。地域防災の大きな担い手というのは消防団ということにもなりますので、消防団の活動というものとも十分に連携をさせながら、自主防災組織の活動というものを進めてまいりたいと考えております。

有岡委員 消防団員の皆さん方が中心の地域防災でもありますので、また御指導いただければありがたいと思っております。ありがとうございました。

宮原委員 危機管理課で、先ほど、説明はいただいたんですけども、危機管理総合調整推進ということで、夜間・閉庁日におけるというふうに書いてあるんですけども、具体的には誰がどのようにやっているのかというのをお聞かせいただけませんか。

大坪危機管理局次長 これは、平成17年の台風14号という大きな災害がございまして、それを契機にしまして、県庁でも職員が不在のときにどう備えるかということが大事だということでスタートした事業でございます。平日ですと、職員が退庁する5時15分から夜間ずっと明朝まで、2名体制で待機いたします。1名は県の課長補佐以上の幹部職員です。もう1人は自衛官のOBの職員。自衛官のOBは全部で4名採用しておりまして、ローテーションで回している状況でございます。2人1組で災害監視、平日の夜間、それから土日は丸々24時間を2交代でやっている状況でございます。ちなみに、昨年度、平成23年度は、災害監視室で業務に当たった案件が非常に多うございました。地震というものもありましたし、さまざまな気象情報、そ

れから危機管理でいいますと、衛星が落下してくるとかいうふうな情報も入ってきまして、その都度、その宿直している職員、日直している職員から危機管理局の当該職員にすぐ連絡が入る、そういったことでやっているところがございます。

宮原委員 言われた県の幹部職員というのは、何人かのローテーションになるんでしょうが、結構な数のローテーションになっているんですか。

大坪危機管理局次長 本庁の課長補佐以上の職員で回しております、もちろん部長も次長もみんな順番でやっています。平均しますと、年間2～3回ぐらい回ってきますでしょうか。そのぐらいのペースでやっているところがございます。

鳥飼委員 今言われた災害待機で、まだその部屋を見ていないものですから何とも言えませんけれども、もちろん布団とかあるんですね。その管理とかについてはどこがしておられるんですか。

大坪危機管理局次長 1号館の5階の危機管理局のフロアに災害監視室という部屋がございまして、そこにはいろんな気象情報等の機器、それから、情報がすぐ入りますようにテレビ、ラジオ、ファクス類、そういったものがございます。それから、職員用にはソファとベッドがございまして。県職員につきましては、夜間は6時間ですが、仮眠ができるような格好にしております。

鳥飼委員 それで、仮眠のベッドと布団、あるわけですね。こんなことを言って悪いですけども、布団を干したりとか、枕をかえるとか、余り環境がよくないような話もちょっと聞くものですから、皆さん方ももちろんお泊まりにな

られるんですけれども、小ざっぱりして、においも余りしないとか、そういうことも必要なんじゃないかと思っていて、その辺の配慮をぜひお願いしておきたいと思います。せっかく泊まっていたくわけで、きょうは何もなければいいなと思いながら皆さん泊まられると思うんですね。だから、そこで仮眠をする場合に、布団はちゃんと干してあるとか、枕はかえてあるとか、においはせんとか、そういうことが非常に大事じゃないかと思うので、言わずもがなのことを申し上げましたけれども、よろしく御配慮をお願いしたいと思います。

宮原委員 あと、自衛官4名の方がということでしたけれども、これはどうやって採用というか、選ばれているんですか。

大坪危機管理局次長 自衛官につきましては、退職した自衛官の再就職をあっせんする組織が自衛隊の中にございますので、そこと相談しながら、御推薦をいただきまして採用しているという状況であります。

宮原委員 今度は消防保安課のほうで、航空消防防災管理運営ということで、防災ヘリ「あおぞら」の話をお聞かせいただいたんですが、夜間であったり天候不良であると出勤ができないということをお聞きはしているんですけれども、こういった夜間の依頼とか、天候不良の部分というのが、出勤してほしいという要請が年間にどのくらいあっているのかをお聞かせいただけますか。

厚山消防保安課長 詳細な数については手元にはないんですけれども、夜間については視界飛行ということで、緊急な場合は日没までという要項に基づいて運営しておりますので、夜間に来るということは恐らくないだろうと思うんですけれども、天候状況については、ドクター

ヘリもそうでございますけれども、一応、消防本部のほうから連絡を受けた場合に、運航会社等々のほうで気象データをしっかり把握した上で判断しております。その件数についてはちょっと……。

宮原委員 細かい数字はあれですけれども、夜間は飛べないという話ですね。有視界飛行でないと飛べないということですが、有視界飛行じゃなくて、計器で飛行ができるというようにするというのはできるんですか。金をかけりゃできるという話でしょうけれども。

厚山消防保安課長 全国的に完全に把握できているわけではないんですけれども、私が聞くところによりますと、全国では、駐機場の照明の絡みとか、ヘリ自体の装備の絡み等々で運用しているところは実際あるというふうには聞いておりますけれども、九州の場合はどこも本県と同じような状況、全国的にも大半がそういった状況というふう聞いております。

宮原委員 どの程度、どんな状況なのかというのを聞きたかったということで、実際、相当な技術も要るでしょうし、もし二次的なことが起きると大変なことになるからということなんでしょうけれども、出勤としてはそこそこなしておられるのかなと。数としてはもっと少ないのかと思ったんですけれども、結構飛んでいますね。

あと、熊本、大分のほうにもそれぞれその他で10件ほど行っているということですが、たしか一般質問であったと思いますけれども、逆に、別の県から来ていただいたというののくらい把握できていますか。

厚山消防保安課長 現在は熊本、大分と宮崎の3県総合協定、10月から順調にいけば4県になる見込みでございますが、23年度の場合、他

県から宮崎のほうに応援をいただいた件数というのが19件。熊本から9件、大分から10件、いずれも転院搬送ということで応援に来ていただいております。

宮原委員 次に、財政課の部分で、予備費のところでも御説明いただいたんですけども、県有車両による交通事故等の損害賠償とか、3項目挙がっています。交通事故等の損害賠償の4件が挙がっていますけれども、これは、金額によって保険がきかない部分でよかったですか。

福田財政課長 この4件についてであります。基本的に保険に入っておりますので、保険金からの充当がなされると。ただ、保険の充当をしてもなお足りない部分がある場合にこの予備費から充てていると、それが4件あるということになります。

宮原委員 保険で足りないと言われると、その金額の調整というのはどういう形でされるんですか。

花坂総務事務センター課長 手元に資料がございませんので、しばらくお待ちください。

宮原委員 その次の管理運営瑕疵事故等の損害という形でも出ていますけれども、これもやっぱり保険という部分があるんですか。

福田財政課長 こちらは、保険というのはたしかなかったかと思うんですが、基本的に各課の予算の中で対応できるものは対応いただいて、対応できないというものについて財政課の予備費の中から充当している、それが4件あるということになります。

宮原委員 わかりました。そうしたら、各課でそれぞれ対応できないものが来ているということですね。

そういうことであれば、訴訟に伴う弁護士に対する着手金及び謝金というのもありますけれども、

これも各課でそういう状況があった残りということなんですか。

福田財政課長 お見込みのとおりであります。

宮原委員 次に、幾つか旅費というところが出てきていますから、市町村課で聞いてみますけれども、節約によりまして旅費を不用額として計上しましたということになっているんですが、当然、予算を組むときに必要な部分のいろんな旅費というのは組まれるというふうに思うんですけども、節約というこの考え方、行かなければならないのに行かなかったという節約なのか、期間を短縮した節約なのか、どういう状況なんですか。

鈴木市町村課長 節約というのは、昨年度は当課につきましては、海区補選があって補正をいただいたとか、選挙があったとかということで、若干多目 多目といいますが、見込みをいろんな形で積算してつけていただいているんですけども、それはあくまでも予算措置の段階です。当課としては、見込みで予算を計上したんですけども、必要最小限度で執行していきましょうという、そういう節約の精神で課の運営をやっているということで減額になったという説明をしたところでございます。

宮原委員 わかりました。しなければならぬことはちゃんとした上で節約したということですね。ありがとうございます。いいです。

星原委員 市町村課に教えていただきたいんですが、55ページの新市町村合併支援交付金3市と書いてあるんですが、どことどことどこですか。

鈴木市町村課長 これは、平成19年以降、宮崎市が清武と合併しました。それが1件でございます。延岡市が19年に北川町と合併されました。それが2件目。日南市が北郷町、南郷町と

合併されたのが3件目。あと 小林市が野尻とされました。ですから、宮崎市以外には3市ということになります。

星原委員 都城は合併したんだけど、この辺には出てこないんですか。

鈴木市町村課長 都城につきましては、御承知のとおり、4町と合併されたんですが、これについては、旧法下の合併対象ということで、別の合併支援交付金というのが創設されておりまして、都城市につきましては8億円交付をしているということです。2段階で合併の推進があったんですけども、今回につきましては、あくまでも新法に伴う合併に基づいた4市に対して、それぞれ合併する1団体について1億円。ですから、延岡市につきましては、北川町と合併されたので2億円。日南市については3市町で合併されたので3億円。小林については、野尻町と小林市が合併されたので2億円。宮崎市については、清武町と宮崎市で2億円。計9億円。19年度にこういう交付金を創設して、これにつきましては、合併した年度を含めまして5年間交付するということですので、昨年はこの形で交付したということでございます。

星原委員 今、交付額が2億とか3億とか、都城は別な方式で8億とか、その差が出るというのは、支援金でやるのは人口比なのか、財政的な問題とかいろんなのがあって出するのか、この基準はどういうふうに決めてあるんですか。

鈴木市町村課長 旧法下の合併対象というのは非常に交付金を厚くしておりまして、この施策もあったと思うんですが、まず5億円を基準にしましょうと、それに関係市町村からマイナス1を引いて掛ける1億円ということで、多額の、合計37億円ぐらいの交付金を交付したというのが一つあります。

そういういろいろな形で合併を手厚く支援をしたんですけども、法律が変わりまして、合併特例債が廃止になったり等々、国の政策も変わったものですから、19年度に、交付の方法としては若干薄くなりますけれども、先ほど申しました交付金制度をつくって合併を推進したという、そういう経緯があるということでございます。

星原委員 19年度から5年間というのと、23年度でこの事業は終わるということですか。

鈴木市町村課長 基本的に22年が一番最後ですので、それからすると26年ぐらいまで事業期間があるということ、先ほどの日南市あたり、今後どういう事業に充当するかを今、検討しているところもでございます。ですから、26年ぐらまではこの事業は続くということになります。

星原委員 もう1点、 に電算システムあるいは地域福祉計画、あるいは各種公共施設の基盤整備、こういうことで実績が上がってきたと書いてあるんですが、それぞれ評価は県がするんですか。交付を受けた市町村で成果とかそういったものは判断するんですか。これについての最終的な判断は県がしているんですか。

鈴木市町村課長 これについては、県のほうで、用途はこうなさいということは全く決めておりませんで、その合併した各団体がこの交付金を使ってどういう事業に充当するのか、それはそれぞれの市町で考えていただいているということでございます。

星原委員 これは県単なので、市町村はある程度自由にいろんな形で使えたと思うんです。合併したところの中で、合併してよかったかどうかとなってきたときに、こういう形で毎年2億とか3億出ているのであれば、ある程度調整がつくんじゃないかというふうに思うんですが、

23ページに訂正発言あり



合併してよかったか悪かったかになると、その辺の賛否が出てきている。そういうのはうまく使っていき事業として使われてきたと思っていいますか。

鈴木市町村課長 合併しますと、例えば、電算システムを統合したりとか、そういう統一的な経費が早急に財政上出てきますので、例えば、財務会計の電算でございますとか、その統合あたりに優先的に使われて、その後、一体性を高めるために公園整備をするとか、そういうやり方をされているのが各市町村におかれての大体の傾向でございます。

先ほどの55ページの3市は、宮崎、延岡、日南市でございます。小林市は入っておりません。失礼しました。訂正いたします。

黒木主査 ほかに質疑はありませんか。

花坂総務事務センター課長 先ほど、予備費充用額の中で、県有車両による交通事故の損害賠償金の中身についてということでございました。これにつきましては、平成23年度の交通事故につきましては、保険に入っておるわけでございますが、物損事故につきましては30万円の保険に入っております。この30万円を超えた額、これがこの中に計上されておるわけです。4件ございまして、トータルで22万8,181円の30万円を超えた分の交通事故がございましたということでございます。内訳を申し上げますと、物損事故でございますが、福祉保健課関係が10万円ちょうど、県警本部関係が3件ございまして、残りの12万8,181円でございます。

宮原委員 今、説明をいただいたんですが、この部分というのは、決算なり、損害賠償で払いましたというのはそれぞれの所管の委員会では報告というものはあるんですか。完全に切り離れているんでしょうか。

花坂総務事務センター課長 金額的には小そうございますので、報告事項で挙がっておるかと思っております。

鳥飼委員 先ほど、決算のほうの数字だけお聞きしましたので、主要施策の中で1点だけお尋ねしたいと思います。59ページの消防保安課の消防指導で、救急救命士の養成10人というふうに書いてありますけれども、今、消防職員数というのは全体で900か1,000だったと思いますけれども、その数を教えていただきたいと思えます。それと、その中の救急救命士の数ですね。

厚山消防保安課長 救急救命士につきましては、24年4月1日現在で、9消防本部で298名ということになっております。

それと、消防吏員の数でございますけれども、これも24年4月1日現在で9消防本部1,117名ということで把握しております。

鳥飼委員 わかりました。そうしますと、3割弱という数字になるんでしょうか。

それで、今、特別委員会で、地域医療を守る条例をつくらうということでいろいろ議論をしております。この救急救命士の果たす役割というのも大きなものが出てくるというふうに思っています。今、300名というふうに言われているんですが、今後、毎年度ごと、救急救命士の養成の目標数を示して、23年度は10名だったというふうな養成の仕方といいますか、手法だと理解してよろしいんでしょうか。

厚山消防保安課長 救急救命士の養成につきましては、全国的な問題でございまして、報告書でも書いていますが、宮崎県の場合、おおむね10名の割り当てが参りまして、年次的に救急振興財団というところをお願いしているところで、恐らく来年度につきましても、同じような数字かなと。受け入れの体制がございまして、

例年10名程度、年次的に育成を図っていきたいというふうに考えております。

鳥飼委員 ちょっと確認をしたいんですけども、救急救命士の養成は、気管挿管とか、そういう実習部門と座学と2つあると思うんですけども、実際に取得をする場合には、どのような手順というか、手続になっているんですか。

厚山消防保安課長 消防署に勤務しておる消防吏員についてお答えしますと、まず、救急救命士は国家試験になります。その受験資格を取得するのに、先ほど申しあげました救急振興財団で6カ月以上、必要な知識・技能等を有した者が受験資格を得るということで、その上で年に1回の国家試験に合格して初めて救急救命士になれるということでございます。それとは別に、気管挿管とか薬剤投与につきましても、例えば、薬剤投与の関係であれば、救急振興財団での講習、ここが受け入れをしておるとい部分もでございます。

鳥飼委員 そうしますと、救急振興財団で6カ月の座学をやって、その他、薬剤投与の実習も一部はあるということですね。そこでまず資格を取って、実習ということで、例えば宮崎病院とか、受け入れ病院の確保も宮崎県にとっては課題になっているんですけども、実技についてはどんなふうにして習得していくんでしょうか。

厚山消防保安課長 私の説明不足がございましたら失礼いたしますけれども、救急救命士の資格につきましては、半年間、先ほどの財団で行います。晴れて救急救命士になった方々が、高度医療の救急業務に携わるために、例えば、気管挿管であるとか薬剤投与を、改めて財団での講習、あるいは消防学校での講習を経て病院での実習を経まして、新たにまた認定をされる

というシステムになっております。

鳥飼委員 済みません。ちょっとわからないんですが、例えば、医師が取得する場合、医学部を6年出て、前期の2年は必修ということになっていきますけれども、その時点でドクターの資格は実質的に取得されたということになると思うんですけども、救急救命士の場合は、気管挿管の実習とかいうのは必須ではないということですか。講習をまず半年受ける。そして、受けた上で、そういうふうな実習の時間を確保する、その時点で救急救命士の資格を取得できるという制度ではないんですか。

厚山消防保安課長 救急救命士につきましては、座学なり実習なりを財団のほうで受けられます。それとは別な話でございますが、先ほど、薬剤投与の病院実習と言いましたが、あくまで救急救命士の方が、さらに高度な薬剤投与の認定を受けるためにやる、別個に病院実習とかを行って認定を受けるということでございます。そこはちょっと混同した説明があったかと思うんですけども、国家試験を受けるための受験資格を取得するために半年間の研修を受けるということでございます。

鳥飼委員 私の理解しにくいところは、また後で補っていただきたいと思いますが、救急救命士をふやすということは、宮崎県のような山間僻地の多いところでは大きな課題だと思っっているんですけども、それを10名程度、これ以上ふやしていくというようなことは出してもだめだと、これ以上のスピードでは養成できないということなんですか。

厚山消防保安課長 全国的に各県の要望を受けた上で、最終的には受け入れ側のほうが調整をした上で、各消防本部にまた1人ないし2人九州消防本部にお願いをしているというのが実

情でございます、この10名枠は何とか確保できるようにお願いはしているところでございます。

鳥飼委員 その増員を要望するというか、国に対して、国が責任を持っているわけですから、その定員をふやすなり、機会をふやすなりということを今後要望していただきたいと思います。終わります。

黒木主査 ほかに皆さん、質疑はありませんでしょうか。

渡辺副主査 まず1点目、さっきの総務事務センター課長の御説明の確認なんですが、宮原委員の質問があった件で、損害賠償の関係なんですが、ちょっと私、理解ができなかったんですが、物損で30万円を超えた額を県が支払うというふうにおっしゃったんですか。例えば、賠償額が40万円の事故の場合に、30万は保険会社が払って、残りの10万円を県が支払うという意味ですか。

花坂総務事務センター課長 先ほど申し上げましたのは、交通事故の物損事故の場合ですね。保険で見る額が30万円以内になっております。平成24年度につきましては、物損の範囲を100万円以内にいたしております。その関係で超えた分を県費で支払うということになります。

渡辺副主査 物損でもいろんな物損があって、もちろん人身じゃなくても、例えば、電車にぶつけるとか、県の職員の方も運転される中でいろんなケースがあるわけですね。住宅にそのまま突っ込んで大きな額の賠償額を負うということもあるかと思うんですけれども、他県と比べて、リスクヘッジの仕方として、30万円までが範囲で 数がわからないんであれなんですが、素人が考えると、30万円以下ぐらいの分だったら県が最初から持ってもいいけれども、もっと

高額になるようなものに関して保険を掛けるのが一般的なのかなと思ったんですが、これは全国と同じようなやり方なんでしょうか。

花坂総務事務センター課長 現在は、人身につきましては1,000万、物損につきましては100万ということでございますが、全国的にということになりますと私もわかりかねるんですが、基本的にはこの額程度の保険に入っているのが全国的な形になっております。ただ、こういう事故につきましては、自損事故等を含めまして結構な数が出てまいっております。それと、保険に入りますと、相手方との示談交渉、そういったものも保険の中に入っております。今までは職員のほうが示談交渉しましていろいろやっておったんですが、非常に時間がかかったりいたしておりました。そういった関係で、示談交渉も保険会社のほうでしていただくということで、事務の軽減といいますか、そういった効果も出ているところでございます。

渡辺副主査 多分、保険額との関係等もあっていろいろ線があるんだと思いますが、今の御説明を聞いていると、ことしから100万円に上げたというのは、つまり、30万から100万円の間の額の部分は今まで職員の皆さんが自分でやらなきゃいけなかったことの手間を省くためというのが主眼の理由だと理解していいですか。

花坂総務事務センター課長 額につきましては、交通事故になりますと、国家賠償法に基づいて県のほうが相手方に支払うというのが原則でございます。それにつきまして、保険に入ると、保険で支払うということになります。当然、保険料はかかるわけですけれども、その保険を超えた分につきましては、先ほど申し上げました賠償に基づいて県費で支払うということになります。基本的には、交通事故等が結構多発し

ておりますので、それと、額が上がってきたりしておりましたので、物損につきましては100万円に引き上げたというところでございます。

渡辺副主査 ということは、つまり、私が今聞いたように、事故の実態が30万円の範囲ではカバーし切れていないから、100万円に変えたという理解でいいんでしょうか。

花坂総務事務センター課長 そういうことでございます。

渡辺副主査 市町村課の分になるんですが、資料の55ページの地方自治ルネッサンスという部分のところで、知事と市町村長との円卓トークの話が出ています。新聞で、どこどこでやったと、まさに円卓の写真が出ているのがありますけれども、23年度分の6ブロックというのは、県内全てでやって6ブロックということによるしいんでしょうか。

鈴木市町村課長 県内26市町村でございますけれども、これを6ブロックに分けさせていただいて、そこで全て行ったということでございます。

渡辺副主査 済みません。本当に不勉強で申しわけないんですが、これは、前知事の時代にはこういうことはやっていなくて新規で始めたものという整理でよろしいんですね。

鈴木市町村課長 市町村との連携・協働というのは、いつの時代でも非常に重要な事項でございますして、今回、知事がかわられて初めてやったわけじゃございませんが、円卓トークということで、名称を変えてこういう事業を展開しているということでございます。

渡辺副主査 この円卓トークは、行って知事と各首長が会われてお話しされるわけでしょうけれども、その内容についてというか、そこで出た議論について、その後、県で検討した方向

性を例えば報告書にまとめるであるとか、何らかの形で施策にこう生かしましたというようなものにつなげていらっしゃるのか。

鈴木市町村課長 県と市町村の連携といいますと、全体会議でこういう会議がございます。それが県と市町村の連携推進会議ということで、大きな政策課題に対して議論するという会議。6ブロックでやるというのは、それぞれの地域の持った特異な課題がございますので、そういう課題について知事と首長さんが膝詰めしながら、プラス、ざっくばらんな会議の中でいろんな意見交換をしていくと。これで出た意見につきましては、うちのほうに取りまとめまして、それぞれの各部局にフィードバックしています。これを年末に、どういう対応をする、こういう対応をするというのを取りまとめまして、今後の施策の方向性なりを出していくという形でやっているところでございます。

渡辺副主査 今の御説明でわかったんですが、実際、知事就任1年目の23年度にやられて、即翌年度に生かすというのは難しい面があるかもしれないので、必ずしも今年度じゃなくて、来年度に向けて今、県庁の中でこういう検討がなされているというものも含めてで結構ですが、市町村が上げてきた意見が今、県の中でこういうふうに生かされつつあるという具体例があれば、それを幾つか、市町村課で全てがわかるというわけじゃないかと思いますが、お願いできますでしょうか。

鈴木市町村課長 西臼杵3町とか東臼杵でやるときに、やはり一番の課題は、鳥獣被害というのが非常に深刻でございますして、これについて、国の補助金の要望なりも当然ですが、県単あたりでその対策をある程度拡充したりとか、ほんの一例ですけれどもそういう成果も一つ出

てきているということでございます。あくまでもこれは一例として申し上げます。

黒木主査 ほかに質疑はありませんか。

花坂総務事務センター課長 先ほど、交通事故の保険の関係で資料が参りましたので、申し上げたいと思います。九州各県の保険金の補償額でございますが、福岡県が対人が1,000万と対物が100万。佐賀県が対人が1,000万と対物が200万。長崎県が対人が1,000万と対物が100万。熊本県が対人が1億円と対物が200万。大分県が対人が1,000万と対物が100万。鹿児島県は保険に加入いたしておりません。沖縄県が対人につきましては無制限、対物につきましては500万円ということになっております。それから、全国で一番最高の補償額を見ておりますのが大阪でございます。対人補償額が無制限、対物補償額も無制限というふうになっております。

それから、もう1点でございますが、予備費充用の中で、警察本部、福祉保健課というのがございましたけれども、この中には、平成22年度で、いわゆる対物が30万の分ですけれども、その分が示談交渉が長引きまして、そういった関係でこちらのほうに上がっている分もあるということでございます。

有岡委員 23年度決算に関する調書というのがございまして、歳入についてお尋ねしたいと思うんですが。

69ページになるんですけれども、教育貸付金元利収入というのがございまして、所管は違うんですが、この元利収入の中で約1億2,000万の収入未済額が出てきているんですが、こういった収入未済額がある場合に、対応はどのようにされているのかお尋ねしたいと思います。

福田財政課長 収入未済額につきましては、基本的には電話による督促でありますとか、直

接訪問をしまして指導するとか……。

有岡委員 質問内容は、この1億2,000万というのを、例えば、どちらかが立てかえて払うなり この1億2,000万の処理の仕方ですが、未収という形であるものを、元利償還ということとされるのか、その取り扱いです。

福田財政課長 これはあくまで収入でありますので、入ってくるものが入ってこないということで、立てかえるとか、そういうものではありません。入ってくるべきものが入ってきておりませんということです。

有岡委員 では、教育委員会のほうでこういった未納額があるということでデータを処理しているという段階だと。

それともう1点、73ページになるんですけれども、節で雑入というのがありまして、雑入とはどんなものがあるのか、大変わかりづらいんですけれども、さらに、その雑入の中で収入未済額が出てきているということで、雑入の中の項目を具体的に教えていただきたいと思います。内容はわかりになるでしょうか。

福田財政課長 雑入の内容であります。例えば、児童扶養手当の返還金でありますとか、あるいは生活保護費の返還金、こういったものが含まれているということになります。

有岡委員 今、返還金だということで伺いましたが、返還金の中の収入未済額というのが発生するものなのか、そこら辺を教えていただきたいと思うんですが。

福田財政課長 返還金というのは、県に対して返還金として入ってくるものが、入ってきておりませんということになります。

有岡委員 新人ですのでわかりづらいんですが、本来、返納する調書で考えたときに、収入未済額というのが発生するものなんですね。そ

こ辺の中身を詳しく教えていただけるとありがたいと思います。

福田財政課長 例えば生活保護費であります  
と、行政のほうで個人にお支払いするわけですが、  
けれども、それに返還金が生じるという場合には、  
行政のほうで調停を行いまして、幾ら幾ら返して  
くださいということを決めます。それに対して、  
実際入ってこない場合には、その金額が収入未済額、  
収入されていない額ということでこのように整理され  
るということでございます。

有岡委員 どちらかといえば市町村の業務だ  
というふうに理解していたものですから、こう  
いった分野が金額がかなり高額になっているので、  
また勉強してみたいと思います。ありがとうございました。

黒木主査 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

黒木主査 それでは、以上をもって総務部を終了  
いたします。

執行部の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午後 3 時 22 分休憩

---

午後 3 時 27 分再開

黒木主査 分科会を再開いたします。

あすの分科会は、午前 10 時に再開し、総合政策部の  
審査を行うことといたします。

その他、何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

黒木主査 それでは、以上をもって本日の分科会を終了  
いたします。

午後 3 時 27 分散会

平成24年10月3日(水曜日)

午前9時58分再開

出席委員(7人)

主	査	黒木正一
副主	査	渡辺 創
委	員	星原 透
委	員	宮原 義久
委	員	岩下 斌彦
委	員	鳥飼 謙二
委	員	有岡 浩一

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

総合政策部

総合政策部長	稲用博美
総合政策部次長 (政策推進担当)	城野豊隆
総合政策部次長 (県民生活担当)	舟田美揮子
総合政策課長	金子洋士
副参事(記紀編さん 記念事業担当)	大西祐二
秘書広報課長	甲斐正文
広報戦略室長	藪田 亨
統計調査課長	稲吉孝和
総合交通課長	日下雄介
中山間・地域政策課長	川原光男
生活・協働・男女参画課長	松岡弘高
交通・地域安全対策監	横山 一夫
文化文教・国際課長	日高正憲
人権同和对策課長	田村吉彦
情報政策課長	長倉芳照

会計管理局

会計管理者	豊島美敏
会計管理局次長	吉田正彦
会計課長	山口博久

人事委員会事務局

事務局長	内护保博秋
総務課長	川越道郎
職員課長	渡邊浩司

監査事務局

事務局長	緒方 哲
監査第一課長	甲斐丈勝
監査第二課長	児玉久美子

議会事務局

事務局長	田原新一
事務局次長	小八重 英
総務課長	山之内 稔
議事課長	福島幸徳
政策調査課長	佐野詔藏

事務局職員出席者

議事課主幹	伊豆雅広
議事課主査	佐藤亮子

黒木主査 分科会を再開いたします。

それでは、平成23年度決算について、総合政策部長の説明を求めます。

稲用総合政策部長 総合政策部です。よろしくお願いたします。

それでは、平成23年度の決算につきまして、お手元の決算特別委員会資料に基づきまして御説明いたします。

1ページをお開きください。総合政策部の事

業につきまして、県総合計画「未来みやざき創造プラン」の施策体系表に沿ってまとめております。総合政策部が所管する主要施策につきまして、施策の柱ごとにその概要を御説明いたします。

初めに、「人づくり」であります。

魅力ある教育を支える体制や環境の整備・充実といたしまして、私立学校振興費補助金や私立高等学校等就学支援金によりまして、私立学校の特色ある教育の振興や、私立高校生等を持つ世帯に対して、教育費負担の軽減を図ったところであります。

次の文化の振興では、第16回宮崎国際音楽祭の開催やミュージックランドみやざき展開事業等を通じまして、多くの県民がさまざまな機会を通じて文化に親しむことのできる環境の整備に努めたところであります。

次に、男女共同参画社会の推進であります。地域で進める男女共同参画実践塾によりまして、男女共同参画を進める地域のリーダーの育成を図るとともに、輝く女性応援事業や男女共同参画センターによる啓発、相談、情報提供等に取り組んだところあります。

次のNPOや企業、ボランティア等多様な主体による社会貢献活動の促進であります。協働を実現するための実務者・指導者育成事業や、多様な主体との協働推進事業により、NPO等との協働事業の推進を図ったところあります。また、新しい公共支援基金事業によりまして、NPO等の活動基盤の強化を図るとともに、市町村、NPO、企業といった多様な担い手が協働して地域の課題解決を図るモデル事業に取り組んだところあります。

次に、国際化への対応であります。外国青年招致事業や多文化共生地域づくり推進事業等

によりまして、県民の国際理解の増進と在住の外国人に対する支援等を行ったところあります。

また、次の人権意識の高揚と差別意識の解消では、さまざまな人権問題に対する教育・啓発、相談等を実施し、人権意識の高揚を図ったところあります。

2ページをごらんください。「くらしづくり」であります。

まず、低炭素・循環型社会への転換であります。新エネルギー拠点づくり事業等によりまして、本県の豊かな地域資源であります太陽熱・太陽光を活用した新エネルギーの拠点づくりを進めますとともに、電気自動車の普及啓発を図るため、急速充電器の設置に対する支援を行ったところあります。

次に、安心して快適な生活環境の確保であります。消費生活相談員の設置や消費者行政活性化事業などにより、消費者の自立を支援するとともに、消費者被害の解決支援と未然防止に努めたところあります。

次の快適で人にやさしい生活・空間づくりでは、ユニバーサルデザインの普及啓発に努めたところあります。

次の地域交通の確保であります。地方バス路線等運行維持対策事業等によりまして、地域住民の交通手段の確保を図るとともに、地域公共交通の効率化と利便性の向上に取り組んだところあります。

次の情報通信基盤の充実及び利活用の促進では、携帯電話等エリア整備事業や新・宮崎情報ハイウェイ21構築事業によりまして、情報通信格差の是正や情報通信基盤の整備充実に取り組んだところあります。

次に、中山間地域の活性化では、宮崎県中山



間地域振興計画を策定し、全庁的な施策の推進を図るとともに、元気な集落づくりに取り組む「いきいき集落」を支援し、中山間地域における集落の活性化を図ったところであります。

次の連携・協働による魅力ある地域づくりがありますが、中山間地域等創造支援事業等によりまして、市町村と地域住民が一体となった地域づくりの取り組みを支援するとともに、今後、市町村が連携して行う取り組みを支援するための、市町村間連携支援基金を設置したところであります。また、東日本大震災被災者受入応援事業におきまして、中山間地域における被災者の雇用を支援し、被災者の生活再建を図ったところであります。

次に、3ページの安全で安心なまちづくりがありますが、犯罪のない安全で安心なまちづくりの推進に努めますとともに、交通安全対策の推進としまして、県民の交通安全活動への参加促進のための広報啓発を行うなど、交通事故の防止に取り組んだところであります。

次に、「産業づくり」であります。

まず、産業間・産学官連携による新事業・新産業の展開では、東九州地域医療産業研究開発拠点づくり事業によりまして、県北地域における医療機器産業の集積と地域活性化を実現するため、研究開発の拠点づくりに取り組んだところであります。また、社会的な課題への対応では、さまざまな社会的課題を解決するためのモデル的なソーシャルビジネスの取り組みを支援したところであります。

県境を越えた交流・連携の推進では、全国・九州地方知事会等を通じまして、各県と広域的な連携強化を図り、共通する課題や具体的施策について検討、実施したところであります。

交通ネットワークの整備・充実につきまして

は、鉄道活性化対策推進事業や「みやぎの空」航空ネットワーク活性化事業によりまして、各公共交通機関の利用促進を図るとともに、国及び関係会社への要望活動を行うなど、陸・海・空の輸送機能の維持充実に努めたところであります。また、宮崎県物流効率化支援事業によりまして、トラック輸送から海上または鉄道輸送にシフトする貨物等に対して助成を行い、モーダルシフトの推進を図ったところであります。

次に、「その他」であります。重要施策の総合企画と総合調整では、新たな県総合計画についてアクションプランを策定するとともに、前回の総合計画につきましては、政策評価による検証を行ったところであります。

また、最後の各種統計調査の実施であります。社会生活基本調査等の各種統計調査を実施しまして、本県の施策立案に資する基礎資料の収集に努めたところであります。

次に、5ページをごらんください。平成23年度の決算の状況についてであります。

総合政策部全体といたしましては、一般会計、特別会計を合わせまして、予算額126億7,436万7,000円、支出済額123億3,722万8,037円、翌年度繰越額が1億1,393万7,000円、不用額が2億2,320万1,963円となりまして、執行率は97.3%であります。

最後に、35ページをごらんいただきたいと思っております。平成23年度の総合政策部の監査結果であります。支出事務につきまして、指摘事項2件、注意事項が2件ございました。

以上、概要につきまして御説明いたしました。詳細につきましては、各課長から説明させていただきますので、よろしく願いいたします。

私のほうからは以上でございます。

黒木主査 それでは、これから、総合政策課、

秘書広報課、統計調査課、総合交通課、中山間・地域政策課の審査を行います。

金子総合政策課長 それでは、総合政策課分を御説明いたします。

初めに、お手元の平成23年度決算特別委員会資料5ページをお開きください。総合政策課は、一般会計と開発事業特別資金特別会計の2つの会計がございます。まず、一般会計からでございます。予算額8億74万3,000円に対しまして、支出済額7億9,106万4,469円で、不用額は967万8,531円、執行率は98.8%となっております。開発事業特別資金特別会計でございます。予算額2億859万7,000円に対しまして、支出済額1億8,004万2,348円で、不用額は2,855万4,652円、執行率は86.3%となっております。

次に、7ページをお願いいたします。当課の分の決算明細は7ページから9ページまでというふうになっております。このうち目の不用額が100万円以上のもの、または執行率90%未満のものについて御説明いたします。

まず、7ページの(目)企画総務費の不用額479万2,101円でございます。この不用額の主なものは、旅費の281万9,451円であります。これは、県外事務所における会議やイベントなどに係ります出張旅費等の執行残であります。

次に、8ページをごらんください。(目)計画調査費の不用額488万6,430円でございます。この主なものは、委託料307万4,410円です。これは、政策立案や計画策定に係る調査委託費等の執行残でございます。

次に、9ページをごらんください。開発事業特別資金特別会計でありますけれども、(目)他会計繰出金の不用額2,855万2,000円でございます。これは、この開発事業特別資金と環境森林部が所管しております地域グリーンニュー

ディール基金の一部を財源として実施することとしておりました、環境森林課が所管しております住宅用太陽光発電システム等導入促進事業につきまして、地域グリーンニューディール基金の中で不要となった事業費を住宅用の導入促進事業のほうに追加充当するということことができましたため、その結果、開発事業特別資金に不用額が生じたというものでございます。

続きまして、別冊になりますけれども、主要施策の成果に関する報告について御説明いたします。

11ページをお願いいたします。「人づくり」の(1)魅力ある教育を支える体制や環境の整備・充実についてであります。下のほうの施策の成果等にありますとおり、県内11の高等教育機関で構成されます高等教育コンソーシアム宮崎が実施いたします単位互換の実施、あるいは公募による卒業研究テーマの事業、インターンシップ事業、あるいは地域社会との交流・連携事業、それらに対する支援を行ったところであります。今後とも、県内高等教育機関の連携支援を行うことによりまして、魅力ある高等教育づくりや高等教育機関の有する知的資源の活用によりまして、地域活性化を図ってまいりたいというふうに考えております。

12ページをお開きください。「くらしづくり」であります(1)低炭素・循環型社会への転換につきましては、施策の成果等の欄にありますけれども、本県の豊富な太陽熱・太陽光を活用した新エネルギーの先進地としての拠点づくりを進めますため、宮崎大学や民間団体等で構成される協議会が行うビームダウン式集光装置の設置に対し、5,000万円の支援を実施いたしました。今後は、宮崎大学や新潟大学、民間企業等と連携し、この装置を活用した太陽熱・太陽

光に関する研究開発や、民間企業が有する集光装置に関する技術の県内企業への移転等を促進してまいりたいと考えております。また、13ページにありますように、電気自動車の普及啓発のため、五ヶ瀬町及び川南町における急速充電器の設置について補助を行いますとともに、市町村等と連携した県民への普及啓発事業を実施いたしました。

次に、14ページの(2)快適で人にやさしい生活・空間づくりであります。県内におけるユニバーサルデザインの認知度、理解度を高めすため、県内の小中学生及び一般県民を対象にしたアイデアコンクールや講演会を実施したところであります。コンクールには、1,659点の応募があり、優秀作品に対して知事表彰を行いました。今後とも、こうした取り組みによりまして、ユニバーサルデザインの普及啓発を進めてまいりたいと考えております。

次に、15ページをお開きください。「産業づくり」の(1)産業間・産学官連携による新事業・新産業の展開であります。昨年3月に改訂しました宮崎県産業科学技術振興指針について、県や大学、産業界など産学官が一体となって推進するために、関係機関を構成員とする宮崎県産学官ネットワーク委員会を昨年9月に設立し、産学官連携の取り組み等について情報交換を行いました。今後は、この委員会を中心に産学官連携のさらなる拡充を図ることとしております。

また、昨年10月、宮崎・大分両県で策定しました東九州地域医療産業拠点構想、いわゆる東九州メディカルバレー構想に基づきまして、血液や血管に関する医療を中心とした研究開発の拠点づくりを推進するため、延岡市と共同で宮崎大学医学部に寄附講座を設置したところであります。今後は、この講座と企業との連携によ

る共同研究や製品化への臨床研修など、産学官連携による医療機器開発を促進することとしております。

続きまして、16ページをごらんください。(2)社会的な課題への対応であります。これまで住民生活にとって大事な分野でありながら、光が十分に当てられてこなかった児童虐待防止や、困難を抱える子供・若者対策などの社会的課題をビジネスの形で解決に導く、いわゆるソーシャルビジネスの手法を用いたモデル的な取り組みとして、7団体に対して支援をしたところであります。今後とも、ソーシャルビジネスの創出・展開に向けた課題あるいは可能性について検討し、社会的課題に地域全体で取り組む環境づくりを進めてまいりたいと考えております。

続きまして、17ページをごらんください。(1)県境を越えた交流・連携の推進であります。九州地方知事会議等において、官民が一体となって九州独自の発展戦略や具体的な施策の検討、推進を行いますとともに、九州各県が連携して取り組むべき課題を抽出し、政策連合として具体的な対応策を検討、実施しているところであります。今後とも、これらの会議を活用しながら、九州各県との連携を深め、県境を越えた広域的な取り組みを推進してまいりたいと考えております。

18ページをごらんください。(1)重要施策の総合企画と総合調整でございます。昨年3月に新たな県総合計画「未来みやざき創造プラン」の長期ビジョンを策定しますとともに、この長期ビジョン及び知事の政策提案等を踏まえた4年間の行動計画として、アクションプランを昨年6月に策定しましたほか、海外展開や新エネルギーなど施策の具体的展開のための調査等を行いました。また、以前の県総合計画「新みや

ざき創造計画」の重点施策であります「新みやざき創造戦略」の推進と成果の状況につきまして、客観的な評価・分析を行うため、新みやざき創造戦略評価委員会による外部評価を実施したところでございます。今後は、アクションプランの重点施策として掲げております「新しい『ゆたかさ』創造プログラム」について、毎年度、進捗状況や成果等を踏まえた工程表を作成するとともに、政策評価による着実な推進を図っていくこととしております。

347ページから356ページにかけましては、23年度の取り組みを対象として実施した政策評価の結果につきまして記載いたしております。これは、先日の常任委員会での説明と重複いたしますので、ここでの説明は割愛させていただきます。

主要施策の成果につきましては、以上であります。

次に、監査結果報告についてであります。

再度、決算特別委員会資料のほうにお戻りいただきたいと思っております。35ページをお開きください。東京事務所におきます支出事務に関する指摘事項がございます。「エレベーター修繕について、契約書または請書による契約が行われていなかった。留意を要する」との指摘であります。これは、50万円を超える修繕契約に当たりましては、請負業者と請書による契約を締結する必要がありますが、宮崎県東京ビル職員宿舎のエレベーター修繕において、契約に必要な請書を交わしていなかったというものであります。また、指摘事項ではございませんが、「宿泊料調整の誤りによる旅費の過払い」についての注意も受けております。これらの2件は、いずれも、既に改善済みでございます。今後、このようなミスが起きることのないよう、会計事務のチェッ

ク体制の見直しや財務規則の内容の周知徹底など、再発防止に努めてまいりたいと考えております。

総合政策課分は以上でございます。

甲斐秘書広報課長 秘書広報課でございます。秘書広報課の平成23年度予算に係る決算状況等について御説明いたします。

初めに、お手元の平成23年度決算特別委員会資料の5ページをお開きください。一般会計の決算額は、予算額4億709万5,000円に対しまして、支出済額4億521万3,606円で、不用額は188万1,394円、執行率は99.5%となっております。

次に、11ページをお開きください。当課の決算事項別の明細は、11ページから12ページとなっております。なお、目の執行残が100万円以上、執行率が90%未満については、該当ありません。

続きまして、平成23年度の主要施策の成果について御説明いたします。

お手元の主要施策の成果に関する報告書の19ページをお開きください。情報通信基盤の充実及び利活用の促進についてであります。

施策推進のための主な事業及び実績の表にありますように、広報活動の主な実績内容といたしましては、まず、印刷広報事業として、県の広報紙である「県広報みやざき」の発行を年6回、新聞広報事業として、県政のお知らせを掲載した「県政けいじばん」を年24回、テレビ・ラジオ放送事業として、テレビ2局、ラジオ2局による県政番組の制作放送、さらには、県ホームページでのさまざまな情報発信を行ったところでございます。こうした取り組みにより、広く県民の皆様へ県政情報の提供を行うことができたところでありまして、今後とも、県民の皆様の県政に対する理解を促進するため、積極的に広報活動を行ってまいりたいと考えておりま

す。

次に、20ページをお開きください。県民目線による行政サービスの向上についてであります。

施策推進のための主な事業及び実績の表にありますように、広聴活動の主な実績内容といたしましては、まず、県民との対話事業として、「知事とのふれあいフォーラム」を11回実施し、知事が県民の方から直接意見をお聞きしたり、意見交換を行ったところであります。さらには、県民の方の要請に応じて、県職員が県の取り組む事業等の説明、意見交換を行う「出前講座」を38回実施しました。次に、「県民の声事業」といたしまして、電話やメールなどで1,074件の意見をいただいたところであります。

こうした取り組みにより、県民の皆様のさまざまな意見を県政に反映するよう努めたところでありまして、今後とも、広聴事業の充実を図ってまいりたいと考えております。

主要施策の成果の説明は以上でございます。

最後に、監査委員の決算審査意見書に関して、報告すべき事項はありません。

秘書広報課は以上でございます。

稲吉統計調査課長 それでは、統計調査課の決算状況について御説明いたします。

お手元の平成23年度決算特別委員会資料の5ページをお開きください。予算額は3億4,638万9,000円に対して、支出済額は3億4,233万6,853円、不用額は405万2,147円で、執行率は98.8%となっております。なお、翌年度への繰り越しはありません。

13ページをお開きください。当課の決算事項別の明細は、15ページまでとなっておりますが、このうち、執行率が90%未満のものはありませんので、執行残額が100万を超えるものを御説明いたします。

14ページをお開きください。(目)委託統計費、不用額338万3,278円でございます。この主なものとしまして、節の職員手当等の88万3,309円がありますが、こちらは、全額、職員の時間外勤務手当となっております。これは、昨年度、経済センサス活動調査を初めて実施することとなったため、業務量の増加を想定し予算を計上してありましたが、市町村との連携強化、週休日の振りかえ等、業務の効率化を図ったことによる執行残であります。また、節の旅費60万594円、役務費73万5,162円などがありますが、いずれも、経費節約や業務の効率的な運用などにより執行残となったものであります。

決算事項の説明は以上であります。

続きまして、主要施策の成果について御説明いたします。

お手元の主要施策の成果に関する報告書21ページをお開きください。(3)各種統計調査の実施についてであります。行政施策の計画立案や実施などに必要な基礎資料を得ることを目標としております。

次に、主な事業及び実績であります。表に2つの事業を掲げております。まず、1つ目の「社会生活基本調査」は、総務省の基幹統計として、国民の生活時間や余暇時間など、社会生活の実態を明らかにするために、5年周期で実施されるものであります。主な実績内容にありますように、県内の指定された124の調査区から抽出した1,488世帯を対象に、10月20日を調査日として、調査員による調査を実施しております。

次に、2つ目の「経済センサス - 活動調査」ですが、総務省及び経済産業省の基幹統計として、企業の売上高などをもとに、我が国の経済活動の状態を明らかにしていくために、昨年度初めて実施され、今後、5年ごとに調査を実施

していくものであります。主な実績内容にありますように、県内全ての事業所及び企業、その数5万7,918カ所を対象に、平成24年2月1日を調査日として、調査員やインターネットによる調査を実施しております。

次の施策の成果等であります。にありましますように、社会生活基本調査は、総務省から平成24年7月に生活行動に関する結果が公表され、自由時間等における主な活動に関する数値が明らかになりました。また、生活時間に関する結果については、一部が9月26日に公表されました。残りの部分は12月公表予定となっておりますので、県としましては、これらの国の公表データから本県分の統計資料を取りまとめ、本年12月に公表を行う予定としており、行政施策立案の基礎資料として提供してまいります。

また、にありましますように、経済センサス - 活動調査は、国から平成25年1月に速報値が公表される予定となっており、平成25年夏以降には、順次、確報値が公表されてまいりますので、本県分を取りまとめ、お示ししたいと考えております。

さらに、他の統計調査につきましても、引き続き、円滑な調査の実施や、調査精度の向上に努めてまいりたいと考えております。

主要施策の成果については以上であります。

なお、最後になりますが、監査における指摘事項等についてであります。

決算特別委員会資料に戻っていただきまして、35ページでございます。支出事務について注意事項がありました。内容は、「臨時的任用職員の通勤届について、確認できないものが見受けられた」というものであります。これは、通勤手当の支給に関し、一部に通勤届を提出していなかった事例があったもので、この点につき

ましては、支給内容について誤りのないことを確認した上、書類の管理体制及びチェック体制の強化を図りました。今後このようなことがないように努めてまいります。

統計調査課は以上であります。

日下総合交通課長 総合交通課の平成23年度予算に係る決算状況等について御説明いたします。

初めに、お手元の平成23年度決算特別委員会資料の5ページをお開きください。総合交通課は一般会計のみであります。予算額は6億5,878万5,000円に対しまして、支出済額は5億9,513万3,415円で、翌年度繰越額は4,980万1,000円、不用額は1,385万585円、執行率は90.3%となっております。

続いて、17ページをお開きください。決算事項別の明細でございますが、目の不用額が100万円以上のものは、(目)計画調査費の不用額1,384万6,271円であります。この不用額の主なものは、負担金・補助及び交付金の1,324万1,882円ですが、これは、宮崎県物流効率化支援事業における補助事業者の輸送実績が計画を下回ったことなどによるものであります。また、同じく負担金・補助及び交付金において、翌年度への明許繰越額が4,980万1,000円となっておりますが、これは、南宮崎駅バリアフリー化設備整備費補助事業における事業計画の変更によるものであります。これらの不用額及び明許繰越額が生じたことによりまして、(目)計画調査費の執行率は88.7%となっております。

決算事項の説明は以上であります。

続きまして、平成23年度の主要施策の成果について御説明いたします。

お手元の主要施策の成果に関する報告書22ページをお開きください。まず、「くらしづくり」

2、安心して生活できる社会の(3)地域交通の確保についてであります。

主な事業の「地方バス路線等運行維持対策」によりまして、広域的・幹線的なバス路線であります地域間幹線系統の維持のため、バス事業者に対し、運行費や車両の減価償却費等への補助を行いますとともに、バス路線廃止後に代替バスを運行する市町村に対し補助を行うなど、地域の交通手段の確保に努めたところであります。

また、「未来につなぐ地域公共交通ネットワーク創造事業」によりまして、効率的で効果的な地域公共交通ネットワークの確立のため、市町村と合同で地域公共交通の現状や先進事例の研究を行うとともに、デマンド方式の導入など、新しい地域公共交通に係る実証実験を行う市町村に対し補助を行ったところでございます。今後は、引き続き、バス事業者の運行する路線と地域が主体となった交通システムとの効果的な連携を促すことによりまして、将来にわたって持続可能な地域交通ネットワークの確立を図ってまいりたいと考えております。

次に、24ページをお開きください。「産業づくり」の3、経済・交流を支える基盤が整った社会の(1)交通ネットワークの整備・充実についてであります。

主な事業の「鉄道活性化対策推進」によりまして、日豊本線を初めとする県内鉄道の充実整備や利便性の向上などの課題について、宮崎県鉄道整備促進期成同盟会などと連携を図りながら、国やJR九州に対して、機会あるごとに陳情・要望活動を行った結果、ことし3月17日のダイヤ改正におきまして、新八代駅で新幹線と接続する高速バス「B&Sみやざき」について、新大阪駅発着の新幹線との接続便が大幅に増便

されるなど、一定の成果が得られたところであります。日豊本線の高速化や利便性の向上につきましては、今後とも、利用促進を図りながら、粘り強く要望活動を継続していく必要があると考えております。

次に、「宮崎県物流効率化支援」によりまして、県内の港や貨物駅への荷寄せへの支援を行い、県外港から県内港へのシフト、また、トラック輸送から海上・鉄道輸送へのモーダルシフトを促進するなど、物流効率化への取り組みを進めたところであります。

なお、平成20年7月に知事を本部長として設置いたしました宮崎県物流対策推進本部につきましては、本年3月に開催しました本部会議におきまして、関係部局から各産業別の対応状況と今後の対応予定について報告を行い、引き続き、部局横断的に物流対策に取り組んでいくこととしたところであります。

次に、「『みやざきの空』航空ネットワーク活性化」によりまして、宮崎空港発着の国内路線、国際路線の維持充実を図るため、航空会社等への陳情・要望活動や利用促進に努めたところであります。

これらの取り組みによりまして、韓国との定期便につきましては、東日本大震災などの影響により、日本への渡航が敬遠され、昨年4月から5月にかけては海外からの利用者が大きく減少しておりましたが、その後は順調に回復しており、前年度と比較し、利用人数で約3,000人、率にして9.6ポイント増となっており、年間の搭乗率は68.6%となっております。

台湾との定期便につきましても、韓国との定期便と同様に、震災等の影響により海外からの利用者が大きく減少したものの、その後は回復しつつありましたが、前年度と比較し、利用人

数で約2,000人、率にして10.1ポイント減となっており、年間の搭乗率は67.6%となっております。

また、国内線につきましては、利用者が年々減少してきているところではございますが、今年の3月にANAが福岡線を、また7月にはアイベックスエアラインズが大阪線、福岡線の運航を開始するなど、路線の充実が図られてきているところがございます。

今後とも、宮崎空港の航空ネットワークの維持充実を図るため、利用促進や航空会社等への働きかけに努めてまいります。

主要施策の成果の説明は以上であります。

最後に、監査委員の決算審査意見書に関して、特に報告すべき事項はございません。

総合交通課は以上でございます。

川原中山間・地域政策課長 中山間・地域政策課の平成23年度予算に係る決算状況等について御説明いたします。

初めに、お手元の平成23年度決算特別委員会資料の5ページをお願いいたします。予算額9億6,338万7,000円に對しまして、支出済額9億5,221万3,282円で、不用額は1,117万3,718円、執行率は98.8%となっております。

次に、19ページをお願いいたします。当課の決算事項別の明細は、19ページ、20ページとなっております。目の執行率が90%未満のものはございませんので、執行残100万円以上のものについて御説明いたします。

20ページをお願いいたします。(目)計画調査費の不用額1,115万6,668円でございます。この不用額のうち主なものは、負担金・補助及び交付金の636万107円であります。これは、「水力発電施設周辺地域対策事業」及び「中山間地域等創造支援事業」の市町村事業の入札残などによ

る執行残等でございます。また、委託料の不用額182万5,328円ではありますが、これは、主に「東日本大震災被災者受入応援事業」及び「宮崎移住！地域おこし後継者発掘事業」の委託期間が一部見込みより下回ったことによる執行残でございます。このほか、旅費の142万9,076円でございますが、これは経費節減や見込まれていた国等の会議が開催されなかったこと等による執行残でございます。

決算事項の説明は以上でございます。

続きまして、平成23年度の主要施策の成果について御説明いたします。

お手元の主要施策の成果に関する報告書26ページをお願いいたします。(5)中山間地域の活性化についてであります。

表の最初の「中山間地域集落点検モデル」であります。これは、市町村が行う集落支援員の設置や集落点検の実施などに対して助成を行う事業で、3市町村で実施したところであります。

次に、「『いきいき集落』応援」であります。住民主体の元気な集落づくりに取り組む集落に対して各種支援を行うもので、「いきいき集落」として8市町13集落を新たに認定したところであります。今後とも、県下全域に取り組みが広がるよう働きかけてまいりたいと考えております。

次に、「『いきいき集落』活性化推進」であります。「いきいき集落」が実施する交流促進や地域文化の継承など、創意と工夫に富み、他の集落のモデルとなるような事業への補助を行うもので、5市町村の5集落に対し助成を行ったところであります。

次に、「『中山間盛り上げ隊』派遣」であります。中山間地域でボランティア活動を行う中山間盛り上げ隊を組織し、市町村や集落等からの



派遣依頼に応じて隊員を派遣するもので、合計49回、延べ341人の隊員を派遣したところであります。また、県職員を椎葉村、五ヶ瀬町にそれぞれ1名派遣し、地域の活性化に取り組んだところであります。

27ページをお願いいたします。改善事業「がんばろう中山間！出会い創出」であります。この事業は、地域の魅力を生かした体験交流イベントを通じ、独身男女の出会いの場を創出することで、交流人口の拡大や、地域資源の魅力の発信等に取り組む市町村に対し支援するもので、国富町に対し支援を行ったところであります。

28ページをお願いいたします。(6)連携・協働による魅力ある地域づくりについてであります。

まず、「中山間地域等創造支援」であります。この事業は、市町村と地域住民が一体となった地域づくりへの取り組みに対し支援を行うもので、美郷町ほか8市町村に支援を行ったところであります。

次に、改善事業「地域力磨き上げ応援」であります。この事業は、先ほどの中山間地域等創造支援事業の後継事業でありまして、住民と一体となった地域づくりを目指す市町村に対し、地域再生アドバイザーを短期派遣し、地域が抱える課題の分析や今後進むべき方向性について、具体的なアドバイス等を行ったほか、個性と魅力にあふれた地域づくりの取り組みに対し支援を行ったところであります。

次に、新規事業「市町村間連携支援基金設置」であります。これは、持続可能な地域づくりのために市町村が連携して行う取り組みを支援することを目的として基金を設置したところでございます。今後はこの基金を活用し、市町村による連携を支援することで持続可能な地域の形

成に向けて取り組んでいくこととしております。

次に「みやざき移住定住促進」であります。この事業は、本県への移住等の促進を図るため、東京で相談会を開催するとともに、市町村の移住促進のための取り組みに対する支援を行ったところであります。今後とも、移住のさらなる促進のために、県下全域での移住者の受け入れ・支援体制の整備を促進してまいりたいと考えております。

次に「宮崎移住！地域おこし後継者発掘」であります。この事業は、この事業は、国のふるさと雇用再生特別基金を活用して、中山間地域において農林漁業や伝統工芸などの後継者になりたい移住希望者を雇用・育成する事業を生産者に委託するものであり、14名の雇用に係る経費の支援を行ったところであります。

29ページをお願いいたします。新規事業「東日本大震災被災者受入応援」でございます。この事業は、国の緊急雇用創出事業臨時特例基金を活用して、中山間地域での被災者雇用を事業者に委託するものであり、延べ12名の被災者の生活再建に向けての支援を行ったところであります。

次に、「地価調査」でございます。これは、県内の標準的な土地の標準価格を295地点において判定し、一般の土地取引の指標として提供を行ったところであります。

主要施策の成果の説明は以上でございます。

なお、監査委員の決算審査意見書に関して、特に報告すべき事項はございません。

中山間・地域政策課は以上でございます。

黒木主査 説明が終了いたしました。委員の皆さんから質疑はございませんか。

鳥飼委員 委員会資料の35ページに監査結果

報告書指摘事項等というのがありまして、東京事務所の、「エレベーター修繕について、契約書または請書による契約が行われていなかった。留意を要する」とあるんです。東京事務所は大きいビルですね。共有のエレベーターかなと思うんですけども、中身について教えてください。

金子総合政策課長 これは、いわゆる都道府県会館ではございませんで、市ヶ谷のほうにございます宮崎県東京ビルのエレベーター修繕工事で、契約金額が50万9,880円でありましたけれども、これについて、請書が作成されていなかったということで、財務規則に基づいて是正を図ったところでございます。

鳥飼委員 わかりました。東京ビルですね。了解しました。

主要施策で何点か、初歩的で恐縮ですが、訂正のあった高等教育コンソーシアム、私は何遍も聞くんですが、事務局はどこに置いてあるんですか。

金子総合政策課長 会長は宮崎大学が務めておりまして、そこに事務局を設けておるところでございます。

鳥飼委員 そうしますと、宮大の事務局に240万を事務費として交付するというような事業で、実質的には宮大が運用していくということでしょうか。

金子総合政策課長 そのとおりでありまして、会員の大学の会費と県の補助金で運用されておりまして、宮崎大学の事務局のほうでそれを一括管理しているというところでございます。

鳥飼委員 了解しました。

それから、12ページの新エネルギー拠点づくり、ビームダウン式集光装置を宮崎大学に設置ということで、ことしの委員会の視察で行って、

この間、落成式がありましたね。これは繰り越しになっていたんですか。どういう取り扱いで。まだ完成していなかったんですけれども。

金子総合政策課長 これは、手続的には繰り越しではございませんで、23年度の事業の中で補助金という形で支出したところでございます。

鳥飼委員 形としては補助金、しかし、実績はなかったわけでしょう。完成したのはこの間ですから。という理屈でいくと、通常だったら繰り越し措置をとるのかなと。大した問題ではないものですから、よろしいです。

それでお聞きしたいのは、ビームダウン式集光装置が設置されて、本当はことしの3月までに完成していた。今後、活用なり研究なりというのがどうやって行われていくのかということと、県がどのようにかかわっていくかということについてお尋ねします。

金子総合政策課長 この施設は、世界でも最先端の集光装置ということで、1,500度から1,800度ぐらいの熱を生み出すことができるということでありまして、これの活用としましては、将来、燃料電池等に転用できます水素製造、あるいは宮崎県にシラスがたくさんありますけれども、あれを精製することによって太陽パネルのシリコンのもととなりますシリカというものを製造するようなことも見込まれておりまして、今のところだと、2015年度ぐらいにそこらの技術の標準化というんでしょうか、確立を図りたいという見通しでありまして、最終的には2020年度を実用化のめどという形でやっていくこととしております。これは、新潟大学のほうとも連携いたしまして、今後、研究開発、実用化に向けた両者のタッグというんでしょうか、組まれているところでございます。県におきまして、一応5,000万の補助はいたしました。現段

階では、それ以降の研究費の支援とか、そういったものはまだ用意してございませんが、さまざまな国の制度資金等もございますので、そこらを獲得しながら、実用化に向けた側面的な支援という意味では、県ももちろんかかわってまいりたいというふうに考えております。以上です。

鳥飼委員 そうしますと、あの装置自体は5,000万ではできていないんですね。ですから、そのトータルをお聞きして、そして2025年までにはいろんな紆余曲折もある。そして、費用的なものも出てくる。県も、「太陽の国」ですから、積極的にかかわっていくことが必要だと思いますし、必要な費用が出てくれば負担をしていくことも大事ではないかと思っているんですけども、その辺の考え等をお尋ねします。

金子総合政策課長 このプロジェクトは、宮崎大学、集光装置の製造技術を持っています東京の三鷹光器、それから県内地場企業、そのような形の協議会で基本、設置されたものでございます。今後につきましても、そこらの連携体制というのが推進の核になると思っております。今後の研究資金とか実用化に向けた資金につきまして、まだ県に対する御相談を受けていないところでありまして、今後の進捗を見ながら考えてまいりたいというふうに思います。

鳥飼委員 わかりました。エネルギーの確保について、転換の時期を迎えていますので、ぜひ積極的な推進をお願いしたいと思います。

それから、続きまして、15ページの東九州地域医療産業研究拠点構想（東九州メディカルバレー構想）ですね。宮大医学部に寄附講座を設置というようなことが書いてありますけれども、具体的な活動と、九保大との連携とか、その辺についてお尋ねします。

金子総合政策課長 これは、メディカルバレー

構想の中で研究開発の拠点というのが一つの柱になっておりまして、それを県としてサポートしていくためにつくった講座でございます。延岡市と折半いたしましてつくったところでございます。専任の教授1名、そして延岡病院のほうに1名、助教授が常駐という形で臨床等にも当たっておるところでございます。本年2月に設置いたしました。ここにおきましては、医療機器の開発ということで、特に、教授のほうに腎臓とか人工透析の権威者ということもございまして、最終的に透析に至らないような医療機器、詳しくはバイオメトロノームというらしいんですけども、今、それに焦点を当てて開発に入ろうということになっておりまして、これは、延岡病院ですとか、あるいは大分の病院とかと連携しました、いわゆる症例実験というんでしょうか、そういったものが必要ということで、今、その方向で進めておるところでございます。

それと、延岡病院の中に企業とのサロンというんでしょうか、さまざまな医療関係の企業さんに来ていただいて、寄附講座のスタッフと意見交換をしていくというふうな場もつくったところでございます。

それと、御指摘のありました九保大も当然絡んでまいりますし、大分大学あるいは大分の病院、こちらあたりとも連携いたしまして、今後、さまざまな症例、臨床研究という形も展開していく、そういうふうな予定にしております。

鳥飼委員 教授は宮大におられるんですか。こちらにおられて、助教授という方が延岡病院の兼務という形ですか。あそこは3年ぐらい前に腎臓内科でしたか、医師が帰ったままになっていて欠になっていましたので 腎臓内科じゃなく、消化器内科でした。その専門の助教

授がスタッフとして延岡病院の中で頑張っておられると。それと兼ね合わせてこれをやっているということですね。

金子総合政策課長 そのとおりでございます。教授のほうは宮崎大学におられて、週2回程度、延岡病院で診療もされる。助教授のほうは常駐されておりまして、この研究のほか、実際に病院での診療業務にも当たっていただいているという形で、結果的に、地元延岡にとっては、この方の常駐というのを非常に喜んでいるといいましょうか、地域医療のプラスにつながっているというふうに聞いているところでございます。

鳥飼委員 細かいことでごめんなさい。財源は基金から来ているんですか、どんなふうに払っているんですか。

金子総合政策課長 これは、今、私どものほうの光交付金というんですか、国からの交付金を活用しましてやっておるんですが、病院局と併任という形になっておりますので、来年度分につきましては、病院局とも今、相談中でありまして、そこらの財源の工面を今、協議中というところでございます。

鳥飼委員 わかりました。非常に大事なことですし、よろしくお願ひしたいと思ひます。

もう1つ、総合政策課で、18ページの「その他」のところですが、総合計画策定・戦略展開というのがありまして、これは決算が2,400万。施策の成果等で、と書いてあるんですけども、の新みやざき創造戦略について、新みやざき創造戦略評価委員会を開催したというので、これは、前の東国原知事がいたときの新みやざき創造計画、そして、その3行目にありますのは、県総合計画「未来みやざき創造プラン」で「新しい『ゆたかさ』創造プログラム」と書

いてあって、非常にわかりにくいというか、総合政策部長以下、総合政策部の方はわかっている。しかし、県民にはわからないと思うんですね。これはネーミングの問題もあるんだろうとは思いますが、やはり工夫をしていく必要があるのではないかと。だから、総合計画をつくれますね。以前は10年計画をつくって、更新と申しますが、それを見直しをしてきたんですけども、確かに、長期政権ということもありましたけれども、知事がかわって安藤知事になってからは、それが途中で変えられて4年間。それも途中でまた変えられて4年間。またまた4年間ということで、評価委員会をやって評価をしていくということが書かれてありますけれども、果たしてこういうやり方でいいのかどうかということについて、どんなふうに私ども県民は考えていけばいいのか。総合計画というのは、確かに、知事の交代が4年ごとに選挙はあるわけですから。しかし、県の目標というのは一定のものが長期にわたっていかないといけないと思うんです。そして、具体的に個別に4年間のものがあって、そして1年間のがあるということが当然じゃないかという気はするんですけども、総合長期計画をどんなふうに考えていくべきなのか、金子課長に聞いてもちょっと申しわけないかと思うんですが、お尋ねします。

金子総合政策課長 確かに、委員御指摘のとおり、さまざまな計画が、政権が変わるたびにという状況が生まれておりました。それで、平成23年3月に長期ビジョン、これは20年間を見通してその20年の意味というのは2030年なんですけど、県人口が100万人を割るとか、高齢者が3人に1人になるとか、非常に宮崎県のありようが大きく変革する、そういう予想が立っておりまして、いわば、それを見据えながら、こ

の20年間にどういう施策を打っていくかという大きな見通しをつくったところでございまして、それは当然、県議会の議決を経て、20年間の目標像というのを定めたところでございます。

今度は、4年ごとに知事の政策提案、いわゆるマニフェストも踏まえながら、政権公約を反映しつつ、その20年間の中の4年間にやることについては、アクションプランという形で定める方式に今回改めたところでございます。じゃ、またかわれば、その20年ビジョンをまた見直すかということ、それはそうではありませんで、20年は長期的なビジョンという形で一回つくったものでありますので、それを軸に、あと4年間でやっていくべきことを定めていくというふうなスタイルに変えたところでございまして、基本はこの形が今後も踏襲されていくというふうに考えているところでございます。

鳥飼委員 時代が非常に変わってきていますし、世界とのかかわりももちろん出てきているし、世界そのものも変わってきているという時代に、20年を見据えてというのは、確かに4～5年の間はいいでしょうけれども、その見直しをやっていかななくてはならない。当時、この場で議論をしたときも、20年は余り長過ぎるんじゃないのという話は委員の中からかなり出たんですけども、そういう御説明で承認するという形にはなったんです。課長は言われるかどうか、象をなでるような感じじゃないかという気もするんです、余りにも長期過ぎて。ですから、この総合計画のあり方そのものというのを、私はもう少し議論していただきたいと思うし、手を伸ばしても届かない、その先にあるぐらいの10年程度というのが、大まかに言えば長期的なビジョンになってくるんじゃないかというふうに思うんです。余りにもというのは、当時もあり

ましたけれども、今もありますので。今度は4年後になるんですか。その議論のときは課長はおらんかもしれんけれども、部長になっているかもしれんから。総合計画は非常に大事けれども、余り注目されていないし、似たような名前があるということでもありますので、ぜひ県民にもわかりやすいものにしていただきたいということを要望しておきたい。部長、何かありますか。何か言いたそうだから、言ってください。

稲用総合政策部長 特にはないですけれども、今までの長期計画が10年という形だったということが一つあっての今の御議論かと思えます。20年の中で全く見直しをしないのかどうかというのは、これは社会情勢の中では考えていく必要が出てくる可能性はあり得ると思えます。ただ、ある程度のところを見ていって、こういう方向に進みたいというものを一つ決めておくということは大事だろうと。その中で、知事は、1期1期、4年4年で、新たにそこで審判を受けられて、なりますので、アクションプランというものを4年間にしていっているというのは、これはある程度、知事の政策提案との整合性が必要であるだろうと。

一番最初に御質問あったところは、同じような名前の4年計画で、ある面では非常に抽象的な名前であるので県民にわかりにくいという御指摘かというふうにも受けとめました。副題をいろいろつけてはおるんですけども、例えば言葉の中に「宮崎を」みたいな感じのことで、そういう副題みたいなことを出していきながら、県民の方には4年間の中では何をしようとしているんだということについては、しっかりと訴えていくような形というのは考える必要はあるだろうというふうに思っております。きちんと

した答えになっているかどうかわかりませんが。

鳥飼委員 私の勉強不足で、これを読んだだけでは、「何だ、こりゃ」と思いまして、インターネットで引いて、2つ持ってきて、なるほどというようなことで、非常に申しわけないんですけども、そんな感じを受けましたので、申し上げました。

それから、秘書広報課長に。先ほど御説明ありましたが、20ページの出前講座というのは38回になっているんですけども、職員が行って、部長が行ってということだろうと思うんですけども、実施形態とか、場所とか、概略を御説明ください。

藪田広報戦略室長 今、御質問のありました出前講座でございますけれども、これにつきましては、あらかじめ、県のほうでテーマを設定しまして、23年度につきましては、117のテーマを設定しております。具体的に申しますと、例えば、県の防災の対策ですとか、高齢化の対策ですとか、宮崎県の観光とか、そういったテーマを設定しまして、それを一覧表の形にして、市町村なりいろんな施設にお配りして、それを見ていただいた県内の団体・企業の方が、それについて勉強したいとか、県の考え方を聞きたいという場合に、広報戦略室のほうにお申し込みいただきまして、日程等を調整しまして、担当課の職員が団体・企業等に出向きまして、意見交換をするという形をとっております。基本的には、申し込みいただく方には、場所の確保をしていただきまして、それ以外の経費 旅費等ですとか、資料代につきましては、県側が負担するという制度になっております。

鳥飼委員 以前やっていた部長が行ってやるという形ではなくて、今はインターネットで申し込みをしてということですね。そうすると、

例えば地域医療について、日南の医療はどうするのか、中部病院の医者が退職して救急告示病院が1つ減ってというようなこととか、ある民間の救急告示病院が撤退をするかもしれないということで、医療のことについて非常に不安を持っているというようなところについての話とかいうのはこれの対象にならなくて、企業とか、県南地区の医療を守る会なり、そういうものを考える会とかつくっておれば、そこに行く形をとられて、一般の方を対象にはやらないというようなことになるんですか。

藪田広報戦略室長 先ほど申し上げましたとおり、出前講座につきましては、初めに一定のテーマを設定しまして、そのテーマについて県の考え方なり意見交換をしたいという場合に申し込みいただきますけれども、個別のいろんな県政の課題がございますので、それにつきまして関係者の方が県と協議をしたいという場合については、この事業ではありませんけれども、それぞれ担当課のほうと御協議いただいて、そういった場をそれぞれ設定しているというふうに考えております。

鳥飼委員 わかりました。一応、手上げ方式みたいな形ですね。

次に、統計調査課にお尋ねしたいと思います。経済センサスなんですけれども、今回初めてこの調査が行われたということなんですけれども、同種の調査、例えば事業所統計とかいろいろありますけれども、従前の統計とどこが違うのか御説明ください。

稲吉統計調査課長 今回の経済センサスにつきましては、これまでいろんな産業に対してそれぞれの調査がありまして、例えばサービス業、製造業、工業 いろんな調査が、それぞれの対象を抽出しまして、その中で周期調査であっ

たり、実施時期が違ったりということで、その全体の調査を集めても国全体の全ての産業を網羅できないというような課題がありまして、今回、経済センサス活動調査というのが実施されたところです。調査の実施に当たりまして、やはり重複する部分がありますので、重複する調査につきましては、例えば平成23年度でありますと、工業統計調査をその年は経済センサスのほうに委ねるといようなことで、統計調査の中で一部時期をずらしたり、そういう調査が幾らかはございます。

鳥飼委員 わかりました。5万7,918件、これは悉皆調査と言われましたか。

稲吉統計調査課長 これは、県内の全ての事業所、平成21年に基礎調査というのを実施しておりまして、このときに県内に所在する全ての企業あるいは事業所を調査いたしました。それ以降、改廃されたり、新しくできた事業所がありますので、それを加えて、今回、この対象事業所ということで、5万7,918事業所を対象として調査をしたところです。

鳥飼委員 わかりました。宮崎県は農業県、畜産県ですから、恐らく産業構造というのが明らかになるんだろうと思います。ありがとうございました。

次に、総合交通課にお尋ねいたします。22ページに未来につなぐ地域公共交通ネットワーク創造という事業がございます。これは、先ほど、市町村が行うということで御説明がありまして、都城市ほか12市町村というふうなことでございます。宮崎県は、特に地域の足をどう確保するかというのは非常に大きな課題です。大都市は公共交通が発達しておりますけれども、宮崎の場合はなかなか困難だという状況であります。実験をやられたわけですが、まとめとい

うのはもう出ているのでしょうか。

日下総合交通課長 平成23年度、資料にも書いておりますとおり、都城ほか12市町村で未来につなぐ事業の補助を受けた形での実証実験が行われたところでございます。いずれも平成23年度に実施したものでございますので、それぞれ各市町村においては、その結果を取りまとめているらっしゃるといふふうに理解しております。

鳥飼委員 それで、宮崎市の場合でも中山間地域はあるわけですが、そこの足をどう確保するかとなるんですが、各市町村でそれぞれいろんな取り組みをやる、それを突き合わせるというのは非常に大事だと思うんです。事例集というか 都城はこういう取り組みをして、こういう成果があったというのをお互いが利用し合うとか、点検し合うことが大事だといふふうに思いますので、そういうものをつくっていただいて、今後、しっかり活用していく必要があるんじゃないかと思うんですけれども、いかがでしょうか。

日下総合交通課長 御指摘いただいたことはおっしゃるとおりだと思います。未来につなぐ地域公共交通ネットワーク創造事業の中では、この実証実験に対する補助のほか、バス研究会という形で、市町村に集まっていただいて、勉強会のような形を行うといった事業も行っていきます。平成23年度でございましたら、3回ほど実施したところでございます。そういった研究会の中でも、各市町村が意見交換を行って、まさしく今、御指摘いただいたような知見の共有とか、取り組み内容をお互いに理解し合ってお互いに共有し合う、そういった取り組みを行っているところでございます。

鳥飼委員 総合交通課が音頭をとってこういうことをやられたというのは非常に評価をして

いるんです。いいことをやってくれているなど。やはり、取りまとめるところがないと、それぞれの市町村では、どうやって実施していくかということで苦労しています。こういうことで具体的に進んでいただけたということは大いに評価しておりますので、先ほど申し上げたようなことを、私どもとも共有していただければありがたいというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

次は、中山間・地域政策課にいろいろお聞きしたいんですけども、1つだけお聞きしたいというふうに思います。28ページに、新市町村間連携支援基金設置というのがあって、5億円で基金をつくるということで、去年の おとしですかね、予算提案ごろに御説明いただいて、近くじゃなくてちょっと離れていてもというようなことも説明があったんですけども、支援基金を設置した目的は、後ろのほうに「市町村が連携して」ということで書いてありますけれども、具体的な取り組み、活用状況と申しますか、基金事業についてお尋ねしたいと思います。

川原中山間・地域政策課長 この基金事業につきましては、昨年度から開始しておりますけれども、まず、この事業の仕組みと申しますのが、各市町村間で連携計画をつくっていただきまして、具体的にどのように連携した事業を取り組んでいくんだということをこの連携計画の中で検討していくという仕組みになっておりまして、昨年度は、各地域、連携計画の策定のほうをやっていただいたということでございます。県内8地域で連携計画を策定する予定にしておりますけれども、現在、6地域が策定済みでございます。今後につきましては、順次、事業計画を策定いただくということで、現在、事業

計画の協議中という段階で、具体的な事業計画についてはまだ上がってきておりません。

鳥飼委員 わかりました。8連携地域、この地域というのは、飛んでもよかったんですね。例えば都城と延岡とか、高千穂と串間とか、そんなことでよかったというふうに説明を聞いたような記憶があるんですけども、8地域というのは、今言ったような串間と高千穂でやれば、串間と高千穂で連携計画をつくっているとか、策定したとか、そういうことでしょうか。

川原中山間・地域政策課長 基本的には、振興局単位の計画になっておりますけれども、例えば延岡ですと、西臼杵郡との連携計画をつくったりとか、あるいは入郷地域に入っていたりとか、それぞれ手挙げで、ここの地域と連携した取り組みをやっていきたいということであれば、そういった地域の計画の中に入っていたかということになります。

鳥飼委員 そうしますと、8地域というのは振興局が8あるんですか。

川原中山間・地域政策課長 振興局が6つ、西臼杵支庁と、延岡が別途つくっておりますので、振興局6、西臼杵1、プラス延岡の計画という形になっております。

鳥飼委員 この基金の目的に沿って、川原課長のところで、できた6つの中で、これを目指していたんだというような計画があれば1つ御紹介ください。

川原中山間・地域政策課長 それぞれ各地域、自分たちが今後どういう形でこの地域の発展に取り組んでいくかということで、計画なり、連携する方向について定めていただいて 現在協議していただいているところもありますけれども、基本的には、西臼杵地域であれば、西臼杵3町プラス、フォレストピアということで椎



葉、諸塚を入れて、あるいはこれに延岡も入っていただいて、延岡、西臼杵、椎葉、諸塚の計画をつくっていただいているんですけども、ここについては観光の部分を中心にやっていくということでの計画になっておるようです。児湯につきましては、現在、協議していただいているんですけども、農業を核とした地域振興なり、そういったものの計画があるようでございます。

星原委員 まず、12ページの電気自動車用急速充電器設置ということで、五ヶ瀬と川南ということらしいんですが、これは1基当たり、どれぐらいの設置費用がかかるんですか。

金子総合政策課長 まず、五ヶ瀬町役場に設置したものが、事業費は347万2,477円。それから川南町、これは民間の協議会なんですけれども、469万2,000円という形で、いずれも補助金上限額100万円ずつ、補助をさせていただきます。

星原委員 今、県内で電気自動車というのはどれぐらい走っているんですか。

金子総合政策課長 これは、例の補助金を交付する制度がありまして、そこが集計した資料なんですけれども、23年度末で137台ございます。

星原委員 この利用料というのは、民間の人たちが利用するときは利用料はどれぐらいになるんですか。

金子総合政策課長 今のところ、充電施設が県内に全部で14基あるんですが、そのうち10基を一般に開放しているところでございまして、例えば、ディーラーで会員制度をとっていて、入れるときはただと。非会員の方については、例えば1回500円程度の利用料金を取るというふうな仕組みをとっているようでございます。

星原委員 26年度の目標値30基というよう

形があるんですが、この目標に向けて、今後いろんなところに設置していこうという考えということでもいいんですか。

金子総合政策課長 当初、私どもが支援補助金を使ったときは、普及が芳しくないような状況がございまして、今回、現在値で14という形になっておりますが、基本は電気自動車の普及と相まって、民ベースで今後進んでいくというふうに思われますし、国なんかも補助制度をさらに来年度の予算でも拡充しているようでありますので、基本はその状況を見守っていきたいというふうに思っているところでございます。

星原委員 ありがとうございます。

それから、先ほどちょっと出たんですが、20ページの秘書広報課の出前講座とか、知事とのふれあいとか、県民の声事業ということで、県民の声を広く聞かれているということの流れの中で、施策の成果等の中で、県政に反映させることができたということなんです。県民からのいろんな声を聞きながら、新たに何らかの形で取り組んだ事業というのがあるのかどうか。どういった声を反映して、どういう事業に生かしたというものがあるなら、それを教えていただきたい。

藪田広報戦略室長 具体的に県民との対話事業を通して提言・意見をいただいたもので県政に反映させたものとして、この事業のみでやったということではないかもしれませんが、今年度設置いたしました有害鳥獣対策のためのセンターの設置ですとか、そういったのは「知事とのふれあいフォーラム」の中でも数多く意見が出ておりまして、そういった意見を踏まえまして、林業技術センターのほうにセンターを設置したというようなことがございます。

また、「県民の声」につきましては、具体的な

政策提言もございますけれども 具体的な政策提言から県に対する要望ですとか、そういったいろんなものが含まれておりますけれども、23年度の具体的な声を受けて対応した事例としましては、例えば、公衆浴場で温泉に入る際に、乳がんを患われた方が術後に入浴専用に着用する衣服があるようなんですけれども、それを着用すると温泉施設から断られるというようなことがあって、これについて県のほうから関係機関を指導してもらえないか、県の考えはどうなんだという声が寄せられました。これは担当が福祉のほうになりますけれども、入浴用の衣服を着用していても、浴槽内に入る場合には、きれいに石けん分を洗い落とせば衛生上問題ないというふうに判断をしまして、保健所ですとか、各施設、こういったところに周知を図ったというような事例がございます。

星原委員 せっかくいろんな方法をとられて、県民の声を聞く機会を持つのであれば、実際こういうことになりましたとか、あるいはこういうふうにしましたとか、今こういう方向で動いていますとか、途中なり経過なりを地域の方々に広報してあるものなんですか。それとも、そのままの流れの中でやっているだけなんですか。

藪田広報戦略室長 先ほど、後段で申し上げました県民の声の事業につきましては、その受け付けの状況ですとか、具体的に提言を受けまして県が対応した状況、回答した内容、これにつきまして、ホームページのほうで公表させていただいております。

星原委員 ありがとうございます。

続いて、22ページの地域交通のことなんです、「運行維持対策」と「未来につなぐ地域公共交通ネットワーク創造」ということで、それぞれ宮崎市ほか16市町村あるいは都城市ほか12市

町村でいろいろ実験されているようなんですが、当然、市町村の負担もあると思うんです。そうすると、財政の厳しい市町村なんかは、やりたくてもやれない、あるいは取り組みたくても取り組めないとか、そういった問題というのは起きていないものなんですか、どうなんですか。

日下総合交通課長 確かに、こちらにございます廃止路線代替バス運行費補助であるとか、実証実験の部分につきましては、各市町村も負担をして実験またはバスの維持を図っているというところがございます。おっしゃるとおり、各市町村とも、非常に財政状況の厳しい中ではございますけれども、やはりその地域の足の確保というのは非常に大切な部分でございますので、しっかりとその予算を確保して実施されているという状況でございます。

星原委員 ここに挙げてある以外の市町村は、別に予算的なものがないからやめているということではなくて、今の現状の中ではそこまでの地域の方々からの要望とか要求がないのでそういう要求があるところだけがこういう市町村だというふうに捉えていいんですか。先ほど言ったように、やりたくても、そこまで踏み込んでいくには厳しい市町村もあるのかなというふうに思ったものですから、そういうことはないんですね。

日下総合交通課長 「未来につなぐ地域公共交通ネットワーク創造」で都城市ほか12市町村と書いてはございますけれども、それ以外の市町村でも、県の補助を受けずに、みずからの自主的な財源で全て賄って実証運行だったり、コミュニティバスを走らせたりとか行っているところもございます。また、国の補助を使って実施しているところもございますので、御指摘のとおり、それぞれ財政状況は苦しい中だと思っております

れども、何とかこういった県や国のいろいろな補助事業でやるとか、みずから財源を確保してやられているのかなというふうに思います。

星原委員 ぜひ、県としてできることがあれば、いろんな角度から協力をしてもらいたいというふうに思っていますので、よろしく願います。

次に、総合交通課で、「みやぎの空」航空ネットワークということで、国際定期路線の利用人数がソウル便、台北便、それぞれ書いてあるんです。この中身なんですけど、先ほど、搭乗率が68.6% 60%を超えれば大体大丈夫かなという話もあったんですが、こういう路線をやっている以上は、今後、向こうからもこっちからもお互いに数をふやしていく努力として、23年度の数字で見たときに、ここにはただ人数だけ書いてあるんですが、男女の内訳とか、あるいは年齢とか、あるいは中身的に観光とか、ビジネスとか、あるいは文化・スポーツだとか、いろいろあると思うんです。19年度から書いてあるんですが、人数だけじゃなくて、その辺の割合なんかも比較しながら、どの辺が伸びていっているのか。観光が伸びていっているのか、文化関係が伸びていっているのか、あるいはビジネスなのか、そういうことをえり分けながら、次年度に向けてどういうふうな対応をしようかという、そういう計画というものをやりながら、定期便の利用人数なんかを見ながら考えて取り組まれているんですか。どうなんですか。

日下総合交通課長 御指摘のとおり、そういった分析に基づいて施策を実施するということは大変重要だと考えております。例えば、台北便でございましたら、当初は、台湾からのお客さん、いわば外国人の乗客の方が割合としては65%ぐらいを占めているという状況でございま

た。そういった中で、安定的な運航のためには、日本人の乗客をふやすことが重要であるというふうに県としても分析をいたしたところでございます。宮崎県の方に台北便に乗ってもらったためのさまざまな施策というのをやってきたところでございます。その結果もあると思うんですけれども、直近の状況では、約4割ぐらいが日本人で、6割ぐらいが台湾からの方ということで、徐々にでございますけれども、日本人の利用者の方というのがふえてきているという状況でございます。ただ、数字的にはまだ日本人のほうが少ない状況でございますので、今後、引き続き、日本人の方に台北便であれば台北便について認識をしてもらって、さらには乗ってもらうというステップで今後施策をしっかりと実施していきたいと思っております。

一方、韓国について言えば、こちら、メインは韓国からの方なのかなと。冬場のシーズンにゴルフで来られる観光客の方、こういった方が多いという状況でございます。そういった意味では、台北便と同じく、海外の方が多いという状況でございますので、しっかりと宮崎県の方に知ってもらって、乗ってもらうための施策というのを実施している状況でございます。

また、先ほど、ビジネスだとか、利用の目的のお話もおっしゃっていただいたと思うんですけれども、韓国便に限らずでございますけれども、観光客の方が乗っているケースというのがあるんですが、観光客のみだと不安定といいですか、外的要因の影響 まさしく宮崎県でいえば災害があったり、東日本大震災もございましたけれども、そういった外的影響を受けやすい面がございますので、安定的なお客さんとしては、ビジネスの方が今後極めて重要じゃないかということで、今年度からはビジネスサポー

ト事業ということで、ビジネスで台北便、韓国便に乗って海外に行かれる方に対しても支援を行うという事業を始めたところでございます。ビジネスの方をふやすことで安定的な路線というものにしていこうということで取り組んでいるものでございます。今後とも、そういった形でしっかりと分析を行いながら、施策の実施に努めていきたいというふうに考えております。

星原委員 今、いろいろ言われたので よっぽど本腰を入れてやっていかないと。鹿児島も今度、台北線が就航しました。鹿児島の場合、週3便であります。そういうこととか、国内のいろんなところと台湾とか、上海とか、中国とか、韓国とかやっていますね。ですから、そういうことを考えたときに、宮崎としては、今後、定期便をどういうふうに生かして交流をしていくか。要するに子供たちの交流であり、大人のいろんな問題であり、ビジネスの問題であり、そういったことを一つ一つ精査しながらやっていかないと、多分負けてしまうのではないかという気が私自身はするところがあるんです。皆さんはどう思われているかわかりませんが。その辺をちゃんと捉えながら、こっちから送客するのであれば、県民には、それぞれの目的の人たちにどういうふうなアタックの仕方で台湾あるいは韓国を紹介するか、ふやすためにはどうやっていったらいいかというところまでちゃんと精査していかないと、今、こうやっていまずということだけで、果たして他県との勝負に勝てるのかなという気もするものですから、ぜひ、いろんな知恵、アイデアを生かしてその辺の取り組みを考えていってほしいというふうに思います。

宮原委員 秘書広報課で、19ページの広報活動が1億9,000万ということで決算が出ています

けれども、22年度が2億1,900万ということで、3,000万ほど落ちていることになるんですが、具体的にどういう項目で3,000万減額になったのでしょうか。

藪田広報戦略室長 23年度は22年度の決算から2,800万程度減額になっておりますけれども、これは、22年度におきまして口蹄疫が発生しまして、その際に、県民の方への消毒をお願いする告知としまして、テレビ・ラジオのCMですとか、新聞広告を行いました。その経費が2,600万弱ございましたので、その関係で22年度との対比では減額になっております。

宮原委員 例年と変わらないということですね。特別なことがあったということですね。

次は、22ページ、総合交通課で、先ほどもありましたが、地方バス路線等運行維持対策というところで、車両の減価償却費等補助ということがありますが、バスは高価だと思うんですけれども、減価償却の年数が5年なのか6年なのかわかりませんが、相当な金額が減価償却になると思うんですけれども、どのぐらいを補助されるのでしょうか。

日下総合交通課長 確かに、車両の減価償却につきましては、原則としては5年間で減価償却といいますか、耐用年数を迎えていくということで、それぞれの年度ごとに補助を行っています。平成23年度の数字、14台という数字で書かれていますけれども、実際、平成22年度に購入した7台の分と、平成23年度に新たに購入した7台の分が合わさってきているという状況でございます。おっしゃるとおり、今後、毎年度、新たに車両を購入していくことになりますと、その分、減価償却費用自体はどんどん上乘せられていくのかなと。具体的な数字といたしましては、今後の予定として、もちろんふえていく

一方で、5年たてばその分がなくなっていくということでございますので、県の補助額としては一番多くなる時点、当面、平成27年度までの間でいえば、最も県の補助金の額が大きくなる年度で約4,000万強という額になっていくのかなというふうに見積もっているところでございます。

宮原委員 4,000万ということは、全額出るということじゃないですね。

日下総合交通課長 そうでございます。この補助自体は国と県で支援を行っている事業でございます。

宮原委員 国も県もということになると、この減価償却の半分ということなんですか。

日下総合交通課長 国と県で半分ずつ補助するという制度であります。

宮原委員 ということは、結果的には車両を買い与えるというような形になりますね。車両が古いでしょうから、そういったものを減価償却費という名目で補助して、車両を新しくしているということではないですか。

日下総合交通課長 そうでございます。新しい車両は、バリアフリーであるとか、そういったのがしっかり整った車両を導入していくというのが今後重要だと思いますので、そういったことに対して支援を行っていくものだというふうに理解しております。

宮原委員 次に、25ページの施策の成果等というところで、「B & S」は接続便が増便されたりで利便性が高まったということなんですけれども、利用の状況というのはどういう状況なんでしょうか。

日下総合交通課長 「B & S」の利用状況ということでございますけれども、平成23年度でございますけれども、1日当たり、平均いたし

ますと、200人から300人ぐらいの利用がある。1便当たりいたしますと、7～8人から10人という程度の利用があるという現状でございます。

宮原委員 確かに、新幹線がない宮崎県ですから、非常に利便性は高まったということになるんですけども、7～8人で採算がとれるのかという心配をするんですけども、そのあたりはどうでしょうか。

日下総合交通課長 JRの中での採算の状況までわかる部分ではないんですけども、ただ、先ほども御説明しましたけれども、「B & S」のほうも大分改善をされていって、さまざまな要望を県としても行ってきました。その結果もあると思うんですが、平成24年3月17日のダイヤ改正で、これまでは、博多よりも先に行く新幹線への接続というのはわずか1本だったわけでございますが、3月の改正で往復合わせて合計で15本までふえたということで、大分利便性の向上が図られております。その結果もあるのかと思うんですけども、昨年度、平成23年度の利用と今年度の利用を比べますと、各月ともおむね今年度のほうがふえてきているという状況でございます。したがって、今後ともこういった利便性の向上が図られていけば、しっかり利用はされていくのかなと思いますので、今後とも、利用の促進といいますか、利便性の向上を我々としてもお願いをしながら、利用促進を図っていきたいというふうに考えているところでございます。

宮原委員 ありがとうございます。事前予約が必要なんですか。それか、どこでもどこでも言うといかんけれども、乗降場所は数がたくさんあるんですか。

日下総合交通課長 乗降自体は、各バス停が

宮崎市内のみならず、例えば都城 高速道路上のバスストップが幾つかございますので、原則としては、事前に予約をして、乗車券を購入して乗っていただくという形になっております。

宮原委員 急に乘ろうと思っても乗れないということですね。事前予約をしないと乗れないということになれば、その日では無理ということですね。いきなり乗ろうといっても無理ということだと思いますので、そのあたりも改善をされると。かなり乗っているんであれば突然乗るといっても乗れないでしょうけれども、今、7～8人ということで、満員になることはその時期を外せばなかなかないのかなと思いますから、そのあたりは調整をしていただくようお願いしたいと思います。

続いて、また戻りますけれども、16ページで、住民生活に光をそそぐソーシャルビジネス創出支援という形で予算が計上されているんですけども、施策の成果等のところを見たときに、「児童虐待防止、困難を抱える子ども・若者対策等の分野を対象に」ということで、「ビジネスの手法を取り入れた」支援をとということになっていますが、具体的にどういったような形になっているんでしょうか。

金子総合政策課長 この7団体でございますけれども、例えば、児童虐待の団体でいいますと、古着回収等で収入を得て、そして児童虐待防止のための事業というんでしょうか、そういったものに充てていくと。ちゃんと収入に見合った事業をやっていくと。いわゆるビジネスですので、そこ辺の経済性とか持続可能性とかないといけないというふうに思われます。代表例としましては、廃油回収、これによって収入を得て、不登校の子供たちとかがその事業に当たっていくというふうな形の仕組みづくりの事業も

ございます。いずれにしましても、継続性とか事業性とか、そこらがきちんと見えないと厳しいんですが、実際のところは、やはり県からの交付金がないと事業として回っていかないのかなというのが現状でありまして、今年度までかけましてやっていただくようになっておりますので、そこらをしっかり見きわめていかないと、なかなか口ではいいんですけども、ビジネスで成り立っていくということが難しいのかなというふうに思っています。

宮原委員 児童虐待とかいろんな問題を抱えている子供たちがということと、ビジネスとが結びつかなかったものですから。ただ、言われるように、そういう方法で収益を得た分をそういうことで使うということですね。わかりました。大事なことだと思いますので、よろしく願いたいと思います。

今度は28ページの中山間・地域政策課になりますけれども、みやざき移住定住促進ということで、成果としてはいろいろ書いてあるんですけども、市町村の取り組みに対する支援という形もありますけれども、この支援体制という部分は、どういう形の支援体制をやられているんでしょうか。

川原中山間・地域政策課長 支援体制でございますけれども、移住に関する体制づくりということでいきますと、まず、相談受付という形で、ふるさと暮らし情報センターが全国組織でありますけれども、ここの相談窓口を設置したりでありますとか、県外事務所、あるいは「KONNE」、あるいは市町村にもそれぞれ相談窓口を設置していただいておりますと、あと、インターネットで組織している全国組織のホームページがあるんですけども、ここにも加入しまして、宮崎の状況をお知らせいただいている

というような状況でございます。

宮原委員 いろんな情報を提供するという形の事業と考えればいいんですね。具体的に、例えば住居の世話をするとか、仕事の世話をするというところまではないんですね。

川原中山間・地域政策課長 一番大きなものは情報提供ということなんですけれども、それに加えまして、相談会等では、当然、仕事であるとか、住居の関係の相談には乗っておりますし、市町村のほうにも補助金を流しておりますけれども、市町村のほうで取り組んでおりますのは、お試し滞在ということで、希望者に対して何日間か滞在してもらい取り組みでありますとか、あるいは空き家バンクということで、空き家になっている住居をちょっと補修するようなことでの補助制度、こういったものも設けておりますし、また、フォローアップということで、移住された方々のネットワークづくりについても助成をしているところでございます。

岩下委員 中山間・地域政策課のほうにお聞きしたいんですが、26ページの「いきいき集落」応援ということで、266万の予算。決算のほうで205万1,000円。大体の内訳をお聞かせいただいていいですか。

川原中山間・地域政策課長 205万1,000円の内訳でございます。一番大きなものが各集落に対する補助金でございます。これが9市町の14集落に対する補助。あと、需用費ということで、のぼり旗を1集落10本交付してはございますけれども、こういった需用費の部分。あるいは「いきいき集落」同士の交流会ということで、昨年度は2回実施いたしましたけれども、その経費ということで お昼には、せっかくですので地元の特産物を使ったおもてなし料理というんですか、そういったものを出していただくような取

り組みもしていますので、そういった部分の食料費でありますとか、会場使用料、そういったものが主な経費でございます。

岩下委員 続いて、「いきいき集落」活性化推進と「中山間盛り上げ隊」派遣、これも内訳をお伺いします。

川原中山間・地域政策課長 まず、「いきいき集落」活性化推進でございますけれども、これは全て補助金でございます。限度枠100万円の補助金でございますけれども、昨年度は5集落に対して補助金という形で交付したところでございます。

それと、「中山間盛り上げ隊」派遣の260万9,000円でございますけれども、主なものは委託料

中山間への派遣あるいは登録、こういったものにつきましては委託をしております、ここに対する委託料というので224万円余。あと、ちょっとした需用費でありますとか旅費、こういった内訳になっております。

岩下委員 中山間地域ということで「力を入れていきます」という話をよく聞かれましたけれども、実際に中山間盛り上げ隊の組織は幾つあるんですか。

川原中山間・地域政策課長 個人のボランティアでございますので、現在、登録いただいているボランティアの方が323名ということですよ。今年度から、さらにボランティアの数をふやしていこうということで、企業での登録を受け付けたりでありますとか、今までは個人でしたけれども、団体での登録をお願いしたりありますとか、あるいは18歳未満の子供たちの登録を受け付けようといったようなことで、順次、この登録者数の増加に向けて取り組んでいるところでございます。

岩下委員 今お聞きしたのは、団体は幾つあ

るのかということをお聞きしたんです。人数は323名の登録をいただいている。中山間盛り上げ隊という、その組織としては幾つあるんですか。

川原中山間・地域政策課長 組織としては1つでございます。盛り上げ隊ということで、これに会員が300名余入っているという形でございます。

岩下委員 御存じのとおり、宮崎県内はほとんど限界集落 表現がいいかどうかはわかりませんが、県北だけでなく、海岸線も含めて高齢化がすごい勢いなんですね。あと5年、10年たったら、恐らくこの地区はなくなるんじゃないかと、それぐらい考えるんですが、そういった場合に、「今、職員を2人派遣しております。地域の活性化のためにやっております」ということをお聞きするんですけれども、宮崎県の最重要課題になってきているんじゃないかという形で、高齢化で集落がだんだんなくなってくる状況の中で、これだけの予算でいいんだろうかというふうに考えるんですが、課長のお考えをお聞きします。

川原中山間・地域政策課長 おっしゃいますように、現在、各地域で、集落の中で「いきいき集落」を中心としまして、各リーダーの方が一生懸命、自分たちの地域を何とか維持していくということで取り組んでいただいているところでございます。しかしながら、言われましたように、今後、10年後、20年後はどうなるんだろうかというのは当然、集落の皆様方も思っているんじゃないかと、私もそういう認識というのは十分持っているところでございます。そういったことで、まずは、昨年承認いただきました中山間地域振興計画に基づきまして、着実にいろんな施策を各部連携しながら取り組ん

でいきたいというのが一番でございます。農林業の振興の部分でありますとか、日常生活の部分でありますとか、まず各部連携してこの振興計画を着実にやっていきたいというところでございます。

20年後、30年後の集落をどうしていくんだというのを今から考えていかないといけない課題だろうというふうに思っておりますので、こちら辺につきましては、中山間地域集落点検モデルという事業を今、積極的に進めているところなんです。これはどういう事業かと申しますと、自分たちの集落の点検をしていただくということで、現在の世帯構成はどうなんだとか、あるいは後継者が帰ってくるような要素があるかどうかとか、あるいは通院の状況はどうだとか、それと、もう一つ、将来どうなるんだろうかということまで含めて、自分たちの集落の将来について話し合っていたきたいと。その中で、まだ何とかなっている今の時点で何をしなければいけないのかといったようなこと、あるいは行政のほうの支援はどういったものが必要かといったような部分、そういった部分をそれぞれの集落で話し合っていたかというところでございまして、そういったものを通じまして、持続可能な施策に今後とも取り組んでまいりたいというふうに考えております。

岩下委員 集落で集まって、それで協議をしているという、もうそういう状況にはないんですね。若者が中に入らないうんではないんですけれども。そういった中で、今から調べても、もうとっくにわかっていることじゃないかと思うんですよ、地域に入ってみれば。そういった点で総合政策部長、中山間地域における

決算には関係ないんでしょうけれども



今までこうやっていますという何かそういった成果をお聞きしていいですか。

稲用総合政策部長 予算的なことを先に言いますと、全体の予算というのは、どちらかというと、総合政策部ではソフト的なことが少し上がっているのでも小さく見えると思うんですが、23年度は、事業費的には700億ぐらいの予算だったと私の中では記憶しています。いろいろなやり方があるんでしょうけれども、星原委員のほうからも前回の委員会でも御質問いただいたように、最終的にはそこで暮らしていけるのかどうかというところ、それをどうするのかということで、前回は申し上げましたけれども、振興計画に基づいて7つの地域の中でいろいろと考えていこうということを今やっております。条例から計画、そして、そういう具体的な施策の展開ということをやっているということで、いろんな問題について出尽くしたというような今、御質問があったんですけれども、その中でも、もう一度、どうやったらいいのかというのは、外からのいろんな知恵といいましょうか、アイデアというか、そういうことも含みながら、今までやっていないこともきっとあるんじゃないかというふうに思います。7つの協議会をつくってやっているというのは、一つ、そういうことだと思います。暮らしていくにはどうするのか。県が今、職員を2人派遣しています。これで十分かどうかという議論は別にして、県にはそれぞれ出先機関もありまして、そこに職員がいるわけなので、こういうふうにして直接派遣しない職員も、その地域の中でかかわっていきますので、市町村の職員さん、あるいはJAの職員さんとか、その地域の中核となる人たち 人間のつながりというのが一番だと思いますので、その中でやっていくんだということ。今は7つ

の協議会でのいろんな議論を中心に展開していかうというふうに考えております。

黒木主査 12時になりましたので、1班と2班とに分かれてやるわけですがけれども、まだ質疑があるようですので、ここで暫時休憩したいと思います。

正午休憩

---

午後0時59分再開

黒木主査 分科会を再開いたします。

午前に引き続き、質疑を行います。

有岡委員 4点ほど駆け足で質問したいと思いますが、主要施策の成果に関する報告書14ページの総合政策課からお願いいたします。施策の目標ということで、3番目に「動物の適正飼養が徹底され」ということになっておりますが、この動物の適正飼養という定義はどういったものなのかが知りたいんです。実は、市町村で市町村登録とか予防接種、こういったものをやるわけですが、この適正飼養の定義というんでしょうか、そこら辺をまずお尋ねしたいと思います。

金子総合政策課長 恐れ入ります。その御質問の件は福祉保健部の所管ということになっておりまして、申しわけございません。

有岡委員 改めましてまた所管のほうにお尋ねしたいと思います。失礼しました。

24ページの総合交通課のほうにお尋ねいたしますが、宮崎県物流効率化支援という県単事業がございますが、この中で交付決定が15件、交付確定は13件ということになっている、このミスマッチについてはどのような実態なのかをお尋ねいたします。

日下総合交通課長 御指摘のとおり、もともとの申請15件に対して、最終的には13件という

形になっているところがございます。この理由といたしましては、もともと荷物を出す予定でございました事業者さんが、結果として荷が出なかったというケースが多々ございまして、聞き取りによりますと、その理由といたしましては、海外の景気の低迷であるとか、円高によったり、また震災の影響であったり、そういったそれぞれ理由等がございまして、予定していたよりも荷が出なかったと。その結果として申請が、額も減ったりとか、最終的には交付決定に至らなかったという案件が出てきたものでございます。

有岡委員 今のお話でわかりましたので、今後とも、海外に出荷される場合の効率化の事業ですので、有効に使っていただけるよう努力をお願いしたいと思っております。

中山間・地域政策課のほうにお尋ねいたしますが、27ページにございます「がんばろう中山間！出会い創出」ということで、これからニーズが大変高まる分野でありますし、中心地の街場では婚活というような事業が盛んに行われていると思いますが、中山間地における取り組みということで22万円が支出されていますけれども、これは、この事業の全額、それとも2分の1の補助とか、その内訳をまずお尋ねいたします。

川原中山間・地域政策課長 これは市町村への補助事業でございまして、2分の1以内の、上限が50万円という仕組みでございます。

有岡委員 ぜひ、この事業をもっともっと進めていただきたいという思いがあるんですが、そういった意味では、例えば県の職員の方も、勉強をしてこういったものをコーディネートできるような、仕掛けていただけるような、後押しできるような体制ができないものだろうかと

思うんですが、その点いかがでしょうか。

川原中山間・地域政策課長 この事業につきましては、基本的には市町村が直営でやったりでありますとか、市町村内の有志といいますか、NPOでありますとか、あるいは地域づくりに頑張っている方々が主催したりしてやっている事業でございます。また、福祉のこども政策課のほうでもこういった縁結びの関係の事業をやっております。ここについては縁結び応援団といったようなことで登録しながらやっていたらいいようなので、そういった部分では、県職員も場合によってはこういった団体の中に入っていけば、そういった企画なりに携わる場合が出てくるのかというふうに思っております。

有岡委員 ぜひ、せっかく150万という予算の中ですので、大いに活用していただいて、成果を上げていただければありがたいと思っております。

もう1点、中山間・地域政策課の28ページ。みやざき移住定住促進ということで、これは恐らく、罹災証明を持って来られた方たちを対象にした23年度の62世帯というふうに理解するんですけども、罹災証明を持たない、自主避難された方たちへの支援というのは、何らかの23年度の実績があるか、お尋ねいたします。

川原中山間・地域政策課長 お尋ねの移住定住につきましては、被災者ということに限ってはおりませんので、被災者ということでありまして29ページの東日本大震災被災者受入応援事業ということになりまして、延べ12人を雇用しているところでございます。被災者の定義につきましては、被災者証明とかは特段要件にしておりませんで、地域要件ということで、災害救助法の適用を受けた地域に所在する事業所を離

職した失業者の方であるとか、その地域に居住していた方を対象としている事業でございます。

有岡委員 ということは、緊急雇用等で雇用された方たちが、半年たちまして、再度雇用の要請があった場合には、こちらの中山間・地域政策課のほうのこの事業の中で対応していただけるというふうに理解してよろしいのでしょうか。

川原中山間・地域政策課長 これは緊急雇用創出事業臨時特例基金事業で実施している事業でございます。基本的にはこの基金事業がいつまで実施されるかということに係ってくるわけですが、23年度から実施しまして、24年度については延長されました。引き続き9名の方を継続して雇用しております。25年度につきましても特例基金事業の期間が延長されたというふうに聞いておりますので、この事業の実施については、またそういったことも踏まえながら、今後検討していきたいというふうに考えております。

有岡委員 恐らく今後ともふえてきますし、この200という世帯の数字以上の数が県内各地に広がってくると思いますので、県内のネットワークもそうですが、情報を発信するのと収集活動をまずしっかりやっていただいて、定住に向けての雇用の安定、こういった宿題が多々出てくる分野ですので、御尽力いただければと思っております。

川原中山間・地域政策課長 1点補足をさせていただきます。先ほど、被災者支援の関係ですと、うちのほうでやっております支援は、あくまでも中山間地域の雇用創出ということでございますので、県全体としましては、総務部のほうで全体を取りまとめて実施しているということのようでございます。

星原委員 中山間・地域政策課長にお伺いしたいんですが、26ページ、27ページに中山間地域の活性化事業が県単で掲げてあるんですが、前年度、22年度の予算も書いてあるわけですから、その前から続いているかどうかなんですが、23年度の事業をする中で、その事業の成果あるいは課題というのが、その都度、毎年見つけてくるんじゃないかというふうに思うんですが、23年度のそれぞれの事業をやる中で、こういう成果が上がった、あるいはこういう課題が残っているというのがあれば、披露してもらおうとありがたいんですが。

川原中山間・地域政策課長 2点ほど申し上げますと、26ページの「いきいき集落」応援の部分でございますけれども、これにつきましては、いろんな地域づくりの取り組みに対して、1集落当たり5万円といったようなスタートアップの事業ということで、補助金自体としてはわずかなものではあるんですけれども、お聞きしますと、今まで全然活動資金としてなかったようなものについて、わずか5万円なんですけれども、非常にありがたいというか、これをきっかけにさらにいろんな取り組みをしていきたいといったようなことも、お話としてお聞きしているところでございます。

それと、3つ目の「いきいき集落」活性化推進につきましては、実は23年度までは、1集落当たり100万円ということで出していたんですけれども、各集落とも手づくりの事業がほとんどですから、1市町村当たり100万円となります。交付対象市町村も限られてくるものですから、これよりはもう少し額を落とした形で、もう少し多くの集落に出したほうがいいんじゃないかといったような意見等もございまして、この100万円を23年度で終了しまして、別途、今度は、10

万円で何回でも使っていいですよといったような仕組みにしたりとか、そういった改善等を行っているところがございます。

星原委員 中山間地の活性化というのは非常に難しいだろうと思うんですね。予算の面だけでも、金額的なものじゃなくて、ソフト面、ハード面いろいろあると思うんですが、そういう面をいかにうまく使っていくか。だから、現状を守るということと、新たにこれから起こり得る課題に向けてどうやっていくかということと2つあると思うんです。これまでは何とか維持してきたかもしれなくても、若い人たちがその地域に住んでいない、子供が住んでいないという集落の場合は、次の時代がなかなか見えてこないわけですね。そうなってきたときに、こういう事業をやる中でどういうふうに対応していくかということになると、一番わかっているのは多分、市町村だと思うんですね。だから、市町村がどういう考えを持っているかというのをいかに吸い上げるかというのが県の仕事じゃないかと思うんですが、その辺の市町村との連携のとり方ですよ。中山間地の活性化に対して、23年度中に何かそういう課題とかが出てきて、市町村との意見交換といいますか あるいは事業を進めていく中で、こういう方法でとか、あるいはこういうやり方とか、いろんな話は出たんじゃないかと思うんですが、そんなものをちょっと披露してもらおうとありがたいんですが。

川原中山間・地域政策課長 やはり何といたしましても、地域の活性化に際しましては、地域の意見、市町村の意見というのが 一番実情を把握していただいておりますので、いかに市町村と連携をとりながら、新しい事業なり、課題に応じた対策を取り組んでいくかということが一番重要な部分であろうというふうに思っ

ています。平成24年度につきましては、御案内のとおり、中山間地域振興協議会を県内7地域に設置いたしましたので、この協議会を通じまして市町村の意見を吸い上げながら、課題等について取り組んでいきたいというふうに思っております。

また、もう一つは、今、私どもが一番力を入れておりますのが、26ページの中山間地域集落点検モデルという事業なんですけれども、これはまだ3町村しか取り組んでいない事業なんですけれども、考え方としましては、やはり集落の現状、あるいは将来の姿を自分たちも話し合う中で理解していただく。また、市町村行政も理解していただく、県も当然理解する中で、今、何をすべきか、あるいは将来に向けてどのような手を打っていくべきかといったもの考えるきっかけにしたいというか、こういった点検を通じて将来的な対策のあり方、地域の実情に応じたものを見出していきたいということで、今後、これについては積極的に取り組んでいきたいというふうに考えているところがございます。

星原委員 ぜひ、課長が今言われたような形で ずっと維持するというのはなかなか厳しいだろうと思うんですが、やっぱりそこで生活している人たちが地域に誇りを持って、あるいはそこに生まれ育って何十年と生活してきて、本当に次の世代に引き継ぐことができるのかできないのかということあたりまで考えていくものを見つけ、あるいは見つけられれば そういう方向でぜひ進めていただきたいというふうに思います。

もう1点だけ、「がんばろう中山間！出会い創出」ということで、予算が150万組まれておって、22万しか使っていないんですが、国富町と

ということで出ているんですが、これは中身的には、予算の組み方と 実際の決算で22万しか使わなかったということなんですが、この辺は何かあるんですか。

川原中山間・地域政策課長 当初予算につきましては、200万組んで承認いただいております。この積算内訳としましては、1市町村50万円が限度ということでございますので、4地域ぐらいを想定して予算を組ませていただきました。昨年度につきましては、当初の時点といたしますか、最初の時点では、国富町を含めて、プラス2町村でもやりたいということで上がっております。計3町村でやる予定にしていたんですけれども、なかなか女性の方の集まりが難しいといったようなことで、秋口に1回挑戦していただいたんですが、女性が集まらんで事業を中止したけれども、どうしてもやりたいということで。もう一回やらせていただきたいということで、年明けになってもう一回挑戦させてくださいという市町村もあったものですから、いいですよということで企画していただいたんですけれども、やっぱりどうしても女性の応募者がなかったということで、結果的に2町村とも事業が実施できなかったということで、不用となりましたということでございます。

星原委員 御苦労はわかるんですが、結局、計画をするときに、その準備として、どういったやり方、方法とか、いろいろあると思うんですが、その辺がいかに市町村なら市町村との話の中で、こういう事業をやりたい、あるいは市町村がそれは難しいですよという話になるのか、ぜひやりたいというところあたりがあるのかどうかですね。23年度の新しい事業のはずですから、地域活性化の中で出会いの場というか、男女のそういう形を考えるのであれば、やっぱり

工夫があると思うんです。いろんな方法がですね。やる以上は市町村との連携がその辺までとれないと、こういう事業でこういう予算を組むんでどうだというだけでは、なかなか前に走り出さないんじゃないかという気がするんです。だから、新たな事業をやるときは、やっぱり情報収集というか、そういったものがかなり綿密になされて あるいは若い人を集めるなら、若い人の男女の話を聞いたりとか、いろいろ情報収集してやらないと、せっかくの事業が、結局目的を達しない。もともとはこういうことに方向性として持っていこうとしているのであれば、その目的に向けてどうするかということをやっていないといけなかったんじゃないかなと思うんですが、その辺についてはどう捉えたらいいんですか。

川原中山間・地域政策課長 この出会い関係につきましては、各市町村長さんあたりからも、ぜひ後継者対策ということで、一生懸命やってほしいということで、県議会の承認をいただいた予算でございますので、私どもとしても何とか各地域で実施していきたいということで取り組んでいるわけなんですけれども。市町村におきましても、いろいろPR関係、あるいは企画関係、工夫しながらやっていただいていたところだったんですけれども。PR関係につきましては、タウン誌あるいは新聞に出したりとか、いろんな形で積極的にPRしていただいたようです。また、1回目のときに応募が少なかったということで、なかなか企画として魅力が少なかったのかなといったような反省も踏まえて、2回目は祭りと一緒に場面で事業をやるとか、あるいは神楽とセットにした形での事業にしたりとか、いろいろ工夫いただいていたんですけれども、結果としてこういうことになりました

た。今年度については、言われたような形で、市町村と一緒にあって、女性に来ていただけるような工夫と申しますか、魅力ある企画を何とか頑張っていきたいというふうに思っているところです。

星原委員 ぜひ頑張ってください。ありがとうございました。

黒木主査 ほかに質疑はありませんでしょうか。

渡辺副主査 報告書のほうの19ページ、秘書広報課の関係でお伺いします。決算なんで細かいところまで深く聞くかもしれませんが、よろしくお願ひします。

ここに広報活動費で1億9,000万の予算と決算と載っておりますけれども、印刷広報、新聞広報、テレビ・ラジオ放送、県ホームページの維持管理、決算額を細かくいうとそれぞれ幾らずつになるのでしょうか。

藪田広報戦略室長 事業ごとに決算額を申し上げますと、まず印刷広報事業につきましては、決算額が4,149万5,000円になります。それから新聞広報事業ですけれども、6,940万8,000円。テレビ・ラジオの放送事業につきましては7,153万円。それからホームページ関連が703万円になります。

渡辺副主査 その中でテレビ・ラジオ放送事業というふうにありますか、ラジオの番組はちょっと置いておくとして、テレビの2番組については著作権というか、もしくは二次使用の権利、権限というのはどういうふうになっているんですか。

藪田広報戦略室長 基本的に、放映された事業につきましては、県のホームページでも、再度、番組を見逃した方にも視聴していただけるように広報しているところでございます。

渡辺副主査 県のホームページでも視聴が可能と。それはどれぐらいの期間可能かということと、さっき伺いました二次使用の権限は県にあるのか、それともあくまでも放送局の著作権に属するのか、そこはどんなになっているのでしょうか。

藪田広報戦略室長 まず1点目の御質問につきましては、これは、県のホームページから各社のホームページにも飛ぶようになっていまして、それぞれ相当期間 MRTにつきましては過去1年分、UMKにつきましては過去10週分が視聴可能ということになっております。

甲斐秘書広報課長 番組を制作するときには、企画提供というのは基本的に発注者側で、制作・著作というのはつくり手側でやるのが一般的です。つくったものをそのままいろんな活用をする。これは、再度見ることができる、上映会とか仮にそういうのがあるとすれば、そのまま映してもう一回見る機会がある。そういうことはできますが、つくったものを加工して、次にもうワンステップ別のものをつくるとしたときには、それを県が全く自分のものとして別のものに使うというのは、なかなか難しい面があるかと思ひます。その中にはつくり手側の音楽にも一つ一つ著作権がありますので ノウハウとか、そのものについてはなかなか難しい面があるかと思ひます。

渡辺副主査 提案も含めてなんですが、テレビの2番組プラス・ラジオも入っている。ラジオは毎朝ちょっとのものだと思うんですけども 執行部だけの分じゃなくて、教育委員会も番組を持っていますね。県警も多分短いかもしれませんが、広報枠ぐらいは持っているかもしれません。ちょっとそこはわかりませんけれど

61ページに訂正発言あり

ども、いずれにしても、宮崎県作成とかスポンサーとなっている番組というのは、民放2チャンネルで1週間に1回、2回ずつは必ずあって、前から思っていたんですが、ホームページで見られる分はいいにしても、再放送枠もないわけで、1回流して終わりというのはコンテンツとしては非常にもったいないであろう。さらに、それなりのコストも、年間7,000万円ずつ、10年間ではテレビ番組をつくるのに7億の費用を使っているということになるわけですので、もちろんテレビのコマーシャルの関係とかいろいろあるとは思いますが、もう少し権利関係の整理をした上で、例えば県内のいろんな公共機関で、待合所みたいなところにあるテレビみたいなものでいろんなものが流れていたりしますね。1週間分ずつその番組が流れるような、大してコストはかからないはずですから、整理をしていくとか。物産館であったり、空港であったりとか、工夫をすればそういうものを流す箇所というのはかなりあるはずで、単純にテレビ局にお金を払って、それで1回番組を流してもらえば終わりというよりも、県内のいろんな今の取り組みを紹介しているものに関しては、二次使用も含めた、もう少しいわゆる工夫というところでの対応の仕方があるんじゃないかというふうに思っておりますが、そこはいかがでしょうか。

藪田広報戦略室長 済みません、先ほど私がお答えしたものの途中で誤りもありましたので、訂正を含めて答えさせていただきたいと思えます。まず視聴につきましては、先ほど、MRTは1年間分と申し上げましたけれども、過去2年間分を視聴可能になっております。それからUMKにつきましては、過去5週間分が可能だということで、訂正させていただきます。それ

から二次使用につきましては、MRTにつきましては二次使用が可能になっております。ただし、UMKについては、契約書の段階で二次使用について細かく定義しておりませんで、もしそういう問題が発生すれば、その都度、協議ということに現時点ではなっております。先ほどの御提言も含めまして、契約のときに不明確になっておりますので、それについては検討してまいりたいと思います。

渡辺副主査 確かに、MRTもUMKも、県がこういうふうに工夫したいというときには、好意的に対応して下さるだろうとは思いますが、その権利関係も含めてきちんと整理することの必要性と、今、県のホームページからMRT、UMKにそれぞれ飛んで見られるというのも、恐らく、テレビ局のそれぞれの取り組みとして多少のライブラリー化を図っているのにつながっているというだけで、県としてその番組が見られることを担保しているのとはちょっと違うんだらうと思えますね。だからこそ、片方は2年間見られて、片方は5週分しか見られないというちぐはぐさもあると思うので。もちろん民間企業のそれぞれの活動のところを制約するわけにもいかないでしょうけれども、県としてそのところを少し担保して、一旦お金をかけてつくった広報資材を十分に活用できるという取り組みをしない限り、こういうのは去年、ちょっと商工でも議論させていただいたんですが、テレビCMを流しますと決まっていれば、余り工夫もせずに、毎年コマーシャルを出します、出しますという繰り返しになるような嫌いがあるように見える気もしますので、ぜひ、そのところを御検討いただければと思います。以上です。

79ページに訂正発言あり

黒木主査 ほかに質疑はありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

黒木主査 ないようですので、それでは、以上をもって第1班の審査を終了いたします。

暫時休憩いたします。

午後1時26分休憩

---

午後1時30分再開

黒木主査 分科会を再開いたします。

これより、生活・協働・男女参画課、文化文教・国際課、人権同和对策課、情報政策課の審査を行います。

平成23年度決算について各課の説明を求めます。

松岡生活・協働・男女参画課長 生活・協働・男女参画課の決算状況等について御説明いたします。

初めに、お手元の平成23年度決算特別委員会資料の5ページをお開きください。生活・協働・男女参画課のところではありますが、予算額5億750万1,000円に対しまして、支出済額は5億311万6,805円で、不用額は438万4,195円、執行率は99.1%となっております。

次に、21ページをお開きください。当課の決算事項別の明細はこの21ページから25ページとなっております。

それでは、目の不用額が100万円以上のものについて御説明いたします。23ページをお開きください。(目)社会福祉総務費の不用額215万897円であります。この不用額のうち主なものは、職員手当等48万3,744円、共済費63万4,349円です。ありますが、これは、職員の扶養手当や共済の長期負担金等が見込みを下回ったことなどによ

るものであります。また、報償費32万400円、旅費39万9,246円ではありますが、これは、右側の主要施策に出しておりますが、地域福祉等推進特別支援事業におけるNPOへのアドバイザー派遣及び新しい公共支援基金事業における運営委員会開催につきまして、謝金と旅費が見込みを下回ったことなどによるものであります。

決算事項の説明は以上であります。

続きまして、平成23年度の主要施策の成果について御説明いたします。

お手元の主要施策の成果に関する報告書31ページをお開きください。「人づくり」、3の(1)男女共同参画社会の推進についてであります。施策の目標である、男女が性別にかかわらず、その能力を十分に発揮できる社会等を目指し、主な事業といたしまして、表にありますが、まず「啓発資料整備」により、意識啓発のためのパンフレットを作成し、広く県民に男女共同参画への理解を広めますとともに、次の、「地域で進める男女共同参画実践塾」、これを地域のリーダーや市町村職員等を対象に開催し、推進体制の強化に取り組みました。

次に、「輝く女性応援」として、県男女共同参画センターに専門相談員を1名配置し、再就職や企業等にチャレンジする女性への相談事業等に取り組みました。

次に、配偶者等からの暴力、いわゆるDV(ドメスティック・バイオレンス)の根絶に向け、正しい理解と総合窓口の周知を図るため、国の交付金を活用した新規事業として「DV防止啓発キャンペーン」を実施し、メディア等を活用した効果的な広報・啓発に取り組みました。

32ページをごらんください。次に、「男女共同参画センター管理運営委託」として、県の男女共同参画の推進拠点となります宮崎県男女共同



参画センターの管理運営を特定非営利活動法人みやざき男女共同参画推進機構に委託し、県民への情報提供、講座開催や講師派遣等による啓発、相談事業等を実施いたしました。今後とも、市町村や関係機関との連携を図りながら、男女共同参画社会の推進に取り組んでまいりたいと考えております。

34ページをお開きください。(2)のNPOや企業、ボランティア等多様な主体による社会貢献活動の促進についてであります。施策の目標である、多様な主体が積極的に社会貢献活動に参画し、協働が促進される社会を目指し、主な事業としまして、まず、国の補助事業である「地域福祉等推進特別支援」を活用し、ボランティア活動に関する広報啓発や、NPO運営等に係る相談対応、行政とNPO等が交流し、相互理解を深めるための協働商談会や研修会等の開催により、NPO・ボランティア活動の促進に取り組みました。

次に、新規事業「協働を実現するための『実務者・指導者育成』」により、協働事業を企画・実践できる県職員の育成を図るとともに、「多様な主体との協働推進」として、NPO、企業等から協働事業の提案を公募し実施するなど、県と多様な主体との協働の推進に取り組みました。

次に、NPOや企業等が積極的に公共サービスの担い手となる「新しい公共」の考え方の定着と拡大を図るため、国の交付金により設置した「新しい公共支援資金」を活用し、新規事業として、NPO等の財政・運営基盤強化のための公募事業を県内4地区で実施しますとともに、情報提供のためのポータルサイト開設、NPOへの寄附促進のための広報啓発、市町村とNPO、企業等が協働して地域課題の解決に取り組むモデル事業等を実施いたしました。今後とも、

NPO等の自立的な活動を支援するとともに、多様な主体との協働を推進してまいりたいと考えております。

次に、36ページをお開きください。「くらしづくり」2の(1)安心で快適な生活環境の確保についてであります。施策の目標として3つ掲げられておりますが、当課におきましては、消費生活の相談体制が整い、必要に応じ適切な支援が受けられる社会を目指し、主な事業としまして、県消費生活センターにおきまして、「消費者啓発推進」として、消費者啓発に係る講座等の開催や情報の提供を行いますとともに、「消費生活啓発員設置」として、都城、延岡支所に各2名の啓発員を配置し、悪質商法等による消費者被害の未然防止に取り組みました。

次に、国の交付金を活用した新規事業として、「消費生活啓発機能等強化」により、街頭キャンペーンやパネル展等を実施し、相談窓口である消費生活センターの周知や、消費者問題への意識啓発強化を図るとともに、県内に15名の商品表示監視サポーター設置を行い、小売店舗等における表示の適正化等に取り組みました。

「消費生活相談員等設置」ですが、県消費生活センター及び都城・延岡支所に計11名の相談員を配置し、消費者への助言や、問題のある事業者への指導、あっせんに取り組みました。

37ページをごらんください。深刻化する多重債務問題に対応するため、「『相談しよう!』多重債務者対策」として、平成21年度から県消費生活センターの相談員を1名増員し、債務整理等の相談に対応するとともに、啓発キャンペーンや講演会等を実施いたしました。

次に、平成20年度末に設置した県消費者行政活性化基金を活用し、「消費者行政活性化」として、メディア等を活用した啓発の強化や無料弁

護士相談会の実施、市町村が行う事業への補助金交付により、相談窓口の機能強化等に取り組みました。

今後とも、県民の安全・安心な消費生活の確保に向け、相談体制の強化及び啓発事業の推進に取り組んでまいりたいと考えております。

38ページをごらんください。3の(1)安全で安心なまちづくりについてであります。施策の目標である、県民一人一人が防犯意識を高め、犯罪の起きにくい安全で安心なまちづくりが推進される社会を目指し、主な事業として、改善事業「犯罪のない安全で安心なまちづくり推進」により、学校や保育園、自治会等にアドバイザーを派遣しますとともに、県民の集いを開催し、県民の意識啓発に取り組みました。今後とも、市町村と連携し、地域安全活動の推進に取り組んでまいりたいと考えております。

39ページをごらんください。(2)の交通安全対策の推進についてであります。施策の目標である、県民一人一人が交通安全意識を高め、交通事故のない安全で安心な社会を目指し、主な事業として、改善事業「交通安全啓発活動促進」により、各季節ごとの交通安全運動期間を重点に、メディア等を活用した効果的な広報啓発に取り組みました。今後とも、交通安全意識や、交通秩序維持の啓発に取り組んでまいりたいと考えております。

主要施策の成果の説明は以上であります。

最後に、監査委員の決算審査意見書に関しては、報告すべき事項はございません。

生活・協働・男女参画課の説明は以上であります。

日高文化文教・国際課長 それでは、文化文教・国際課の歳出決算状況について御説明いたします。

お手元の決算特別委員会資料の5ページをお開きください。文化文教・国際課は、まず決算の内容についてであります。予算額71億9,141万5,000円に対しまして、支出済額は71億7,832万4,480円でございます。この結果、不用額は1,309万520円となり、執行率は99.8%であります。

次に、資料の28ページをお開きください。目の不用額が100万円以上のものについて御説明いたします。

まず、(目)計画調査費でございます。不用額が412万1,582円となっております。このうち、積立金の執行残が233万8,528円あります。これは、平成24年度当初予算において新たに設置いたしました「みやざき芸術文化振興基金」に係るものでございます。この基金は、公益財団法人宮崎県立芸術劇場からいただいた寄附金及び既存の宮崎県文化振興基金が原資の一部となっております。財団からの寄附が平成23年度中になされたため、一時的に積立金として旧文化振興基金に受け入れを行いました。この執行残額は、当初見込んでいた寄附金の額と、実際の寄附金額との差額によるものであります。

続きまして、次の29ページをごらんください。(目)事務局費でございます。不用額が810万9,912円となっております。主なものとしましては、委託料の執行残596万6,761円あります。これは、学校法人等に事業委託を行い、就職対策専門員を配置する私立高等学校就職対策強化事業におきまして、人件費等の事業費が減ったことによる執行残であります。また、補助対象の減による補助金の残が162万3,605円となっております。

以上で決算事項の説明を終わります。

次に、平成23年度の主要施策の成果について

御説明いたします。

お手元の平成23年度主要施策の成果に関する報告書の40ページをごらんください。最初に、1、未来を担う人材が育つ社会の(1)魅力ある教育を支える体制や環境の整備・充実についてであります。まず、「私立学校振興費補助」につきましても、県内の私立高等学校、中学校、小学校を設置する学校法人に対しまして、経常的経費の一部を補助することにより、保護者の経済的負担の軽減や特色ある私立学校づくりの推進に努めたところでございます。

次の「私立高等学校等就学支援金」は、平成22年度から公立高等学校の授業料が無償化されたことに合わせまして、私立高等学校等生徒に対して県立高校授業料相当額を助成することとなったものであります。

続いて、42ページをお開きください。2、生涯を通じ活躍し挑戦できる社会の(1)文化の振興であります。まず、今回で第16回となりました「宮崎国際音楽祭開催事業」であります。メイン演奏会のほか、スペシャルプログラム公演や「子どものための音楽会」など、さまざまなメニューで開催しまして、第15回を上回る多数の御来場をいただきました。

次の「県立芸術劇場管理運営事業」では、平成18年度から指定管理者制度を取り入れておりますが、第2期目となる平成23年度から27年度につきましても、公益財団法人宮崎県立芸術劇場を指定管理者に選定し、業務を委託しているところであります。

また、「県立芸術劇場大規模改修事業」は、平成5年の開館から19年目を迎えた劇場の老朽化に伴う事故等を防止するため、年次的に補修・修繕を実施しておりますが、23年度は各ホールの舞台機構の部品取りかえなどを行いました。

今後も、緊急性の高いものを十分に検討しながら改修を行い、利用者の安全確保や県民の継続的な芸術文化活動の促進に努めてまいりたいと考えております。

次の「県文化賞」は、本県文化の向上・発展に顕著な功績を上げた方を顕彰するため、芸術及び文化功労部門において2名の方を表彰いたしました。

続きまして、43ページをごらんください。まず、「若山牧水賞」ですが、昨年度は、歌人の大下一真さんが受賞されました。この事業は、宮崎日日新聞、延岡市、日向市と一緒に運営しておりますが、回を重ねることで日本を代表する短歌文学賞の一つとして定着してきたものと考えております。

次の改善事業「ミュージックランドみやざき展開事業」では、いろいろな音楽をいろいろな場所で、気軽に楽しむ機会と発表の機会を提供することを目的に、県内のNPO法人を活用しながら、3市町村での音楽公演の支援を実施したところであります。

今後とも、より多くの県民の方々に、さまざまな機会を通して文化に親しんでいただき、心豊かな生活の実現につながっていくような文化関係事業を進めていく必要があると考えております。

次に、44ページをお開きください。3、多様な主体が参加し、一人ひとりが尊重される社会の(3)国際化への対応であります。まず、「外国青年招致事業」であります。これは、通称「JETプログラム」と呼ばれておりますが、アメリカ、韓国、シンガポールから3名の国際交流員を10日に招致しまして、国際理解講座などの交流活動や、通訳・翻訳などの業務を実施したところであります。

次の「国際理解・国際交流促進事業」は、国際交流員等が、県内の小・中・高等学校を訪問しまして、子供たちに外国の言語・文化・遊び等を楽しく紹介し、国際理解の促進を図ったものであります。

45ページをごらんください。まず、改善事業「多文化共生地域づくり推進事業」は、地域住民と外国人住民とがともに地域の一員として協力し合う多文化共生社会づくりを進めるため、広報誌等による情報提供などの普及啓発事業のほか、在住外国人支援事業として、日本語講座や法律相談、生活相談などを実施いたしました。

次の新規事業「外国人も暮らしやすい地域づくり事業」は、宮崎県住民生活に光をそそぐ基金を活用し、支援が必要な外国人住民を掘り起こすという視点で実施した事業であります。市町村モデル事業を都城市に委託し、多文化共生社会づくりに関する講演会や、外国人の母と子を対象にした生活・子育て相談窓口の設置などを行いました。また、生活環境づくり推進事業としましては、宮崎県国際交流協会に委託し、外国人住民の生活実態調査や、外国人住民の支援を行う民間団体の活動支援を行ったところであります。

続きまして、46ページをお開きください。改善事業「東アジア民間交流促進事業」では、芸術・文化・スポーツなどの分野で活動している本県の民間団体に、同じような活動を行なっている台湾の民間団体を御紹介しまして、相互交流に向けた話し合いや視察等を行ってもらい、草の根レベルの相互交流の促進を図ったところであります。

次の改善事業「海外技術研修員・留学生受入交流事業」では、本県出身ブラジル移住者の子弟を留学生として本県の大学に受け入れ、本国

であるブラジルの発展に貢献できる人材の育成と、本県とブラジルとの交流促進を図りました。今後とも、市町村や関係団体等と連携しながら、国際感覚豊かな人づくりや、多様で身近な国際交流・国際協力、多文化共生社会づくりを推進していく必要があるものと考えております。

主要施策の成果についての説明は以上でございます。

最後になりましたが、平成23年度監査結果について御報告いたします。

決算特別委員会資料の35ページをごらんください。1の指摘事項、「支出事務について」の項目であります。当課の該当分としましては、上の段になりますが、「証明手数料について、証紙の消印の方法が適当でないものが散見された」との御指摘であります。この指摘を受けまして、直ちに適正な消印方法にて修正を行いました。今後、同じ誤りのないよう、収入証紙条例施行規則にのっとり適正な事務処理に努めてまいりたいと考えております。

文化文教・国際課の説明は以上でございます。

田村人権同和対策課長 人権同和対策課の決算状況等について御説明いたします。

平成23年度決算特別委員会資料の5ページをお開きください。人権同和対策課のところでございます。予算額1億4,102万5,000円に対しまして、支出済額1億4,056万8,864円で、不用額は45万6,136円、執行率は99.7%となっております。

次に、31ページをお開きください。当課の決算事項別の明細であります。

目の不用額が100万円以上のもの、または執行率が90%未満のものはございません。

決算事項別の説明は以上であります。

続きまして、平成23年度の主要施策の成果に

ついて御説明いたします。

お手元の主要施策の成果に関する報告書の48ページをお開きください。(4)人権意識の高揚と差別意識の解消についてであります。中ほどの表の施策推進のための主な事業及び実績にありますように、改善事業「みんなで築く人権啓発推進事業」、その下の「みんなの人権!思いやり交流プラザ開催事業」、これは、宮崎県人権啓発推進協議会への委託事業であります。これらの事業により、さまざまな啓発事業を実施し、多くの県民の方に御参加いただき、県民の人権意識の高揚と差別意識の解消に努めたところであります。

また、「宮崎県人権啓発センター事業」によりまして、各種の研修会やセミナーの開催、講師の派遣、研修用ビデオの貸し出し等を行いまして、啓発・研修の推進に努めたところであります。

今後とも、一層の工夫を凝らしながら、人権意識の高揚を図ってまいりたいと考えております。

次に、49ページをごらんください。「えせ同和行為等対策事業」であります。えせ同和行為は、同和問題に対する誤った意識を植えつける大きな原因の一つでありますので、アンケート調査やリーフレットの配布、新聞広告、講習会の開催等により、えせ同和行為を排除するための広報啓発に努めたところであります。

最後に、監査委員の決算審査意見書に関しまして、報告すべき事項はございません。

人権同和対策課は以上であります。

長倉情報政策課長 情報政策課の平成23年度決算状況等について説明いたします。

お手元の平成23年度決算特別委員会資料の5ページをお開きください。情報政策課のところ

であります。予算14億4,943万円に対して、支出済額12億4,921万3,915円、翌年度繰越額6,413万6,000円、不用額1億3,608万85円であります。執行率は86.2%となっておりますが、翌年度繰越額を含めた執行率は、90.6%になります。

次に、目の執行残が100万円以上のもの、及び執行率が90%未満のものについて説明いたします。

33ページをごらんください。まず、(目)企画総務費の不用額826万905円であります。この不用額の主な内容は、委託料135万7,155円及び工事請負費428万5,252円ですが、これは、いずれも、主に県庁LAN設備改良事業における入札等による執行残であります。また、負担金・補助及び交付金140万3,153円ですが、これは、インターネットを利用した手続において、成り済まし等の防止のため、通信相手の本人確認を行う公的個人認証サービスという事務がありますが、その委託先である財団法人自治体衛星通信機構に対して支払う交付金が、公的個人認証の事業収入である手数料収入が全体として増加したことにより、当初の予定額より減額されたことによるものであります。

次に、34ページをお開きください。(目)計画調査費ですが、不用額が1億2,781万9,180円で、執行率は72.3%となっております。翌年度繰越額を含めると執行率は81.5%になります。この不用額の主な内容は、負担金・補助及び交付金1億2,678万9,000円ですが、これは、携帯電話等エリア整備事業における国庫補助金の額の確定による執行残であります。

続きまして、平成23年度の主要施策の成果について御説明します。

お手元の平成23年度主要施策の成果に関する報告書の50ページをお開きください。2、安心

して生活できる社会の(4)情報通信基盤の充実及び利活用の促進であります。まず、施策推進のための主な事業及び実績1段目の「携帯電話等エリア整備」であります。これは、携帯電話等のサービスが提供されていない地域において、サービスを提供するための施設を整備する市町村に対し、国及び県が補助を行うものであります。平成23年度は、延岡市を初め、3市町村の9地区、合計94世帯を対象に事業を実施しております。このうち、椎葉村の1地区18世帯につきましては、今年度に事業繰り越しを行っておりますが、4月には事業を完了しております。

次に、2段目の「新・宮崎情報ハイウェイ21構築」であります。これは、県内全市町村を高速大容量の光ファイバー網で結ぶ情報通信基盤である宮崎情報ハイウェイが、運用開始以来10年近くを経過することから、再整備を図ったものであります。構築に当たりましては、情報通信の技術革新を踏まえて、高速化、耐災害性・セキュリティの向上等の強化を図ったところであり、今後も、情報通信格差是正や行政効率化に資する利用等を推進していきたいと考えております。

以上が主要施策の成果についてであります。

最後に、監査委員の決算審査意見書に関して、特に報告すべき事項はありません。

情報政策課の説明は以上であります。

黒木主査 説明が終わりました。委員の皆様から質疑はございませんか。まず最初に、生活・協働・男女参画課について質疑がありましたらお願いします。

鳥飼委員 32ページにさまざまな事業をやった施策の進捗状況というのがありますが、市町村の審議会等の女性委員の比率が20.5%になっ

ています。そして、県の審議会は45.3%。目標値に徐々に近づいておりまして、そういう意味では改善がされているのかなと思うんですが、ここの生活・協働・男女参画課だけでは解決できない問題ではあるんですが、行政職員の女性登用について、ここには記載がないんですけれども、ここに記載して、目標を上げて取り組んでいくべきではないかというふうに思っております。これは人事課も影響しますので、松岡課長のところでは難しいかもしれませんが、考え方だけお聞かせください。

松岡生活・協働・男女参画課長 御指摘ありがとうございます。進捗に入れるかどうかは検討させていただきたいと思いますが、例えば県職員の場合、課長級以上の管理職が、23年4月1日現在で4.7%。これは全国でいいますと29位になります。全国平均が6.4%となっておりますので、真ん中まで行っていないという状況になります。ただ、実際、職員の構成を見ますと、40代、30代、20代と女性の比率も高まっております。そういった状況もありますので、私には人事権はございませんが、将来的にはどんどん登用の率は上がっていくものというふうに考えております。

鳥飼委員 全国平均が6.4%で宮崎県が4.7%ということですね。29位ということですが、これはなかなか難しい課題ではあるんですが、やはりデジタル化して取り組まないで前進しないと思うんですね。意識的にそういう取り組みをしていかないといけないということで、私、片山さんの講演会には行けなかったんですけれども、新聞に載っていたのは、やはり能力の差はないわけですから、しっかり登用していけばそれなりの仕事をしていただけると書いてございましたし、私もそんなふうに思い

ますので、ぜひ施策の目標を掲げて、それに向けての数字を上げていただくように取り組んでいただきたいと思います。

それから、その隣のページの男女共同参画センターの利用状況と相談事業の状況のところ、利用者は約2,500人くらい減少ということになっていますし、相談件数も1,000件くらい減少。19年度当初とすると2分の1になっているわけですが、この原因についてどのように考えておられるのか、お尋ねします。

松岡生活・協働・男女参画課長 まず、利用者の状況につきましては、22年度から若干下がったところではありますが、内容的には、実人員的にはそれほど変わってはおりません。それと、相談事業のほうですが、23年度は大きく1,000件ほど減っております。この相談事業は、電話、面接、弁護士等による専門相談、この3つに分かれておるんですが、電話が1,563件のうち1,226件を占めております。一番大きいんですが、この電話の利用につきましては、平成22年度までは無制限に、電話がかかってくればお受けするという形をとっておったんですが、ある特定の数名の方なんですけれども、ほとんど日常会話的な感じで、毎日のように、しかも1日に何回も電話してこられる方がいらっしやいまして、それですと、その時間をとられてしまいまして、必要な方への対応ができないということで、お願いしまして、週1回に制限をさせていただいたところでもあります。そういったことで、常連の方が週1回しか利用できなかったということで大幅に減って、この件数になったというのが実情でございます。

鳥飼委員 どこにも電話魔という人がおられて苦労しているんですけれども、当初とすると、それでもかなりの減少ということがあるので、

総体的にそういう傾向というのはあるかと思えますので、ぜひ件数をふやす どうすればふえるのかなかなか難しいかとは思いますが、そういう取り組みをお願いしておきたいと思いません。

生活・協働・男女参画課は幅が広くて大変ですね。御苦労さんですが、そのほかにもちょっと。37ページの消費者行政活性化基金、これを活用して、23年度は26市町村の4,200万円ということで事業が行われたとあるんですけども、基金の現状をお尋ねします。

松岡生活・協働・男女参画課長 基金につきましては、20年度末に設置しまして、21年度から24年度ということで実施したところあります。本年度で基金は終了いたしますが、国の情報では、消費者庁のほうで、また交付金という形で今、概算要求をしておりますので、基金は終わりますけれども、引き続き交付金という形で継続できるのではないかと期待しているところあります。

鳥飼委員 現在額はわかりますか。現在額というのは23年度末ですね。基金の残金が出ていれば。

松岡生活・協働・男女参画課長 5,573万4,000円が23年度末の残高であります。

鳥飼委員 24年度の事業でこれは予算化されているということによろしいでしょうか。

松岡生活・協働・男女参画課長 そのとおりであります。

黒木主査 ほかに質疑はありませんか。

ほかになければ、文化文教・国際課について質疑がありましたらお願いします。

鳥飼委員 委員会資料のほうでお尋ねします。文化文教・国際課、28ページなんですけれども、計画調査費の不用額が412万ということで、その

中の積立金が233万8,000円ということで、聞こえは悪いが、召し上げたというようなこと言ったんですが、もう一回説明してもらえませんか。芸術劇場が基金を持っていました、そして、それを県に寄附するという形をとって、新しい芸術・文化・スポーツ振興基金ですか、何かそういう基金をつくられたわけですがけれども、先ほどの日高課長の説明でちょっとわからなかったものですから、233万のところ、もう一度御説明をお願いします。

日高文化文教・国際課長 今、鳥飼委員がおっしゃいましたように、今年の4月からは、「みやざき芸術文化振興基金」ということで20億円の基金をつくりまして、劇場に関する改修でございますとか、県全体の文化振興の事業に使っていくということにしております。積み立てるに当たりまして、まず、これは23年度でございますから、前の文化振興基金というのがございまして、これが大体3億5,000万ぐらいございました。積立金と申しますのは、劇場からいただく予定のお金が9億3,000万円と、債権の売却益が462万7,000円ございますので、9億3,462万7,000円を一応補正では予算化しておりました。劇場のほうで9億3,000万寄附するといいますが、手元に基金の中から4億円を残しまして、残りが9億3,000万円になるということで、それを寄附していただくということにしておりましたけれども、精査しましたら、実際には9億3,000万円じゃなくて、9億2,766万2,096円ということで、233万8,528円、この分が少なくなりましたので、その分、寄附いただきましたので、予算では多く積立金を見積もっておりましたが、いわゆる劇場から入る分が少なくなったので、予算上の不用額ということで、この233万8,528円を不用額に載せておるところでございます。

ます。結果といたしましては、県も今年度、一般財源に7億2,000万入れまして、当初の予定どおり、20億円の基金は4月につくっておるところでございます。

鳥飼委員 わかりました。

それから、次のページの委託料の596万というところで、先ほどの説明では、私立学校の就職支援員の人件費の執行残というか、そんな感じの説明があったと思うんですが、この就職支援員の現状というか、23年度の活動状況を御説明ください。何名ということと、報酬も含めて。

日高文化文教・国際課長 この委託料は、私立の高等学校に対しまして、非常に就職が厳しいということで、その就職対策のための人を雇う費用でございますが、事業名は「私立高等学校就職対策強化事業」とっております。私立高校が14校ございますが、年度初めに希望をとりまして、そのうち9校が手を挙げましたので、1校1名でございますが、そういう就職対策の専門員を雇う費用を、事務費も含めて委託料で流したところでございます。結果としまして、単価は日当1万700円でしたか、それで計算しておるものですから、学校によっては、学校法人の考えである程度単価を安くしたりとか、そういうのもございまして、そういう積み重ねで、実際はこの分のお金は出しているんですが、全部使い切れないということで、これだけのお金が不用額で上がってきているということです。結果といたしましては、就職対策専門員というんでしょうか、これを雇うことによりまして、私立高校の就職率も、23年度末で98.0%と。22年度末が95.2%ですから、それなりの成果というんでしょうか、それは上がっているのかなというふうに思っております。

鳥飼委員 それぞれの判断があったというこ



とですけれども、せっかくこういう強化対策事業をやって、有効的に活用されなかったんじゃないかというような気もいたしますので、当初、委託をするときに、各私立学校での協議をしっかりとやっていただいて、有効に活用していただくようお願いをしたいというふうに思います。

それから続きまして、成果報告書の42ページになりますが、国際音楽祭と芸術劇場管理運営ということで9,800万、2億7,100万ということなんですけれども、それぞれ3,000万円の減額、6,500万円の減額ということになっています。ここの主たる要因について、お答えいただければお願いしたいと思います。

日高文化文教・国際課長 今、委員のほうから2つございましたけれども、1つは宮崎国際音楽祭の開催の経費、これが、22年度は1億3,098万1,000円から、3,259万5,000円減りまして、9,838万6,000円ということですが、これは指定管理料ですので、基本的にはこの金額が23年度から27年度まで5年間は続いていくというふうに思っております。22年度から3,000万減った内容でございますが、これにつきましては、一つは、これまで非常に大きな交響楽団というんでしょうか、例えばフィラデルフィア管弦楽団とか、そういう外国の大編成のオーケストラを呼んでいたということで、かなり出演料がかかっておりました。その出演料を、ある程度コンパクトな中規模の室内楽に変更するか、あるいは県民の方をたくさん起用するというようなことに変えまして、そういうことで積算上、出演料で1,200万円ぐらいの指定管理料を減らしております。また、この中に県からの派遣職員の人件費1名分を入れておりましたが、これにつきましては、23年度から、本給については県が直接払うということになりましたので、

この人件費等を入れまして1,600万ぐらい減らしているということでございます。

次の県立芸術劇場管理運営でございますが、こちらのほうも、3億5,691万2,000円から2億7,188万9,000円ということで、8,500万円ぐらい減っております。こちらの主なものといたしましては、今申し上げましたが、県からの派遣職員の人件費がございまして、これを県が直接払うようになりましたので、5,600万ぐらい減っております。あとは業務委託とか光熱水費をある程度見積もっておるんですが、これは第1期の平成18年度から22年度までの5年間の委託料とか光熱水費の平均なんかをとりまして、余り要らないというような感じもありましたので、こちらのほうで合わせて2,900万ぐらい減らしておりますので、トータルで8,500万ぐらい減った形で指定管理料を積算したということでございます。

鳥飼委員 また別途詳しくお聞きしたいと思います。

43ページの若山牧水賞が330万ということで、私もこの表彰式に御招待いただいて、参加する機会があるんですが、県と宮日新聞と延岡市と日向市の共催と言われましたか。それで県は330万ということなんですけれども、その他のところの拠出金があれば説明をお願いします。

日高文化文教・国際課長 若山牧水賞は、若山牧水賞運営委員会でやっておりますが、県が330万出しまして、延岡市と日向市がそれぞれ50万ずつ出してあります。宮日が230万を支出して、トータルで660万円の予算でやってあります。

鳥飼委員 若山牧水賞はいろいろ経費もかかってという意見もあるように聞きますけれども、こういう文化的な催しなり、そういうもの

のつながりというのは一朝一夕にはできませんので、ぜひ継続して行って充実をお願いしたいというふうに思います。

星原委員 40ページの私立学校振興費補助ということで掲げてあるんですが、施策の成果等のところで、授業料の格差ということで、公私立間の格差と書いてあるんですが、これはどれぐらいあるものなんですか。

日高文化文教・国際課長 授業料と申しますのは学校法人によって違いがございまして、安いところは月額1万6,000円とか、高いところは2万数千円でございます。今、月額の授業料の平均が、私学で2万1,115円なんですね。今度、公立高校のほうは授業料が無償になりましたから、ゼロ円。就学支援金というのは22年度から出てまいりましたけれども、これが基本的には月額9,900円。ただ、その経済状況によって1.5倍とか2倍加算がございまして、今、平均しましたら月額1万2,215円です。ですから、私学平均の授業料から就学支援金の平均の金額を引いたら、大体8,900円ぐらいになります。ですから、県立高校の方と比較しましたら月額この8,900円が要ると。これは授業料だけでございますが、私学の場合には施設の整備費も学校法人で賄いまして、それが施設整備料ということで月額取られます。これが大体平均で1万6,000円ぐらい取られますので、この金額を足した金額が基本的には負担になっておるということでございます。

星原委員 その下に「全国レベルの生徒を多数輩出するなど特色がある」と。今、私立の中でこういう特色を持たせた学校というのがあれば教えてください。

日高文化文教・国際課長 これは、特色ある私立学校づくりということで、端的に言います

と、私どものほうで学生栄誉賞という賞がございまして、中学生、高校生で、文化、芸術、スポーツの分野で活躍した方を表彰している賞ですが、これだけ見てみますと、去年は、学生栄誉賞を私立も公立も入れまして全体で119名が受けました。そのうちの81名が私立学校生なんですね。率に直したら68.1%は私学がとっていると。代表的な例を申し上げますと、三冠をとりました延岡学園高校の男子のバスケットボール部でございますとか、あるいは宮崎学園高校の合唱部は、NHKの全国コンクールで優勝しました。そういうのが昨年では出ているということでございます。

星原委員 46ページの東アジア民間交流促進事業ということで、台湾の団体との相互交流なんですけど、団体名は書いてあるんですが、人数的にはどれぐらいの方々がこういう交流をされているんですか。

日高文化文教・国際課長 昨年度の例で見ましたら、宮崎側から6団体でございます。基本的にはこの事業そのものは1団体2名行っておりますので、代表者が2名ですから、その2を掛けた数の方が行っているということでございます。

星原委員 台湾からはどうなんですか。同じですか。

日高文化文教・国際課長 基本的には台湾側からも2名ということをお願いしております。

星原委員 47ページの下のほうに「海外技術研修員及び県費留学生の受入の状況」ということで、23年度は県費留学生1名だけで、それまでは5名から6名来ていたんですが、これの少なくなった原因は何かあるんですか。

日高文化文教・国際課長 まず、22年度までは、いわゆる予算上の枠で、海外技術研修員は

3名でございました。県費留学生は2名ということで、これだけの人数の方が見えていたんです。23年度からは、予算的に技術研修員が1名になりまして、県費留学生が2名ということになっております。合わせて3名なんですけど、たまたま23年度は、海外技術研修員は、実は1名の希望があったんですが、やっぱり東日本大震災の関係でちょっと不安だというようなこととかございまして、結果として研修員の受け入れがなかったということでございます。県費留学生につきましては、もともと推薦そのものが1名でしたので、1名だったということです。

星原委員 累計としては今までに286名という形になっているんですが、それぞれ受け入れた国あるいは留学生あたりと宮崎との関係というのは、ずっと何らかの形でつながってきているんですか。それとも、終わってしまって帰ってしまえば、そのつながりとか……。地元に戻っているいろいろやって、また宮崎とのつながりを再度持とうとしている関係とか、あるいは学んだ学生が、日本あるいは宮崎との関係をうまくつないでいくような事例とか、そういった効果が出ているものというものはあるものなんですか。それは追っかけていないですか。

日高文化文教・国際課長 例えば技術研修員でございましたら、水質の管理の関係で、バングラデシュから見るというときに、ここはアジア砒素ネットワークの推薦で見えます。宮崎市下水道局で9カ月研修を受けて帰られますので、そういう意味では、水質管理の面では、帰られた国のほうでも、研修結果を事業に生かせるというものはあるんですが、もちろんその間に立って介在したところのネットワークはもともとございますので、そういう面では、NGOとかNPOとかそういうところとのネットワー

クで研究・研修はされていると思います。

それと、県費留学生につきましては、これはあくまでもブラジルとの交流、あるいはブラジル県人会の方々との交流を進めるということが目的でございまして、県の場合には、5年に一遍 直近ではブラジル県人会60周年の平成21年に行っておりますが、知事がブラジルの留学生の方々との意見交換なんかをしているんですね。そういう中では、留学した成果が非常に上がっていたという話を聞いておりますので、直接県とのつながりはずっと濃いままではございませんけれども、帰られて、ブラジルのほうで、ブラジル県人会の方々との交流を深めておられますので、そういういろんな成果はあっているんじゃないかと思っております。

星原委員 わかりました。

黒木主査 ほかにありませんでしょうか。

渡辺副主査 済みません。報告書のほうの45ページの宮崎県内で暮らす外国人の方の生活に関するところかと思うんですが、非常に大事な取り組みだというふうに思うんですけれども。その中で下のほうですが、市町村モデル事業ということで都城市に委託ということになっておりますけれども、外国人の「母と子」を対象にした生活・子育て相談窓口、6～11月の間で参加者5名と5名というのは、これは常設の窓口みたいなものを開いていて、半年間に相談に来られた方が計10名と理解すればよろしいんでしょうか。

日高文化文教・国際課長 こちらのほうは、都城市に委託したモデル事業の中で、「母と子」を対象にした生活・子育て相談窓口を設置しておるんですが、この相談窓口も6月から11月の間ではございますが、毎日ではございませんで、下に書いてありますが、英語と中国語がござい

ますから、第1・第3火曜日に英語、第2・第4火曜日に中国語ということで相談を受けています。ですから、簡単に言いますと、英語が月2回、中国語で月2回という形なんですね。それを7～8カ月やっておりますので、そういうときに英語関係の方が延べ5名、中国語での相談が5名あったということでございます。

渡辺副主査 上の方の多文化共生も、下の外国人も暮らしやすい地域づくりのほうも、それぞれ日本語講座という形で実施回数80回で405名とか これは一連の講座が10回講座で、それに通して出る人の人数なのか、延べ人数のカウントなのか、実態の理解が難しい数字になっているかと思うんですが、そこは結構なんですけれども。ちょっと数字を見た印象としては、本来、対象になっているいろいろなサービスが受けられる方々は、数としてはもう少しいるのに、なかなか伝わらないのか、わかっているけど来られない理由があるのか、そこはわかりませんが、ちょっと数が少ないのかなと。数が少ないからいけないという意味ではないんですけれども、今、担当課の認識として、そういうものを必要とされている方々のところに十分なアナウンスができていない状況だと考えていらっしゃるのか、やはりそこに大きな課題がまだあるなという状況なのか、そこはいかがでしょうか。

日高文化文教・国際課長 まず、都城の相談窓口についてでございますが、延べ10世帯ということでございますけれども、実は都城では、英語とか中国語も含めて、外国人をルーツにした世帯が73家庭しかございません。そういう中で、英語と中国語を中心にした方が10世帯お見えになっているということから見ますと、率からいいましたらそれほど少ない数字じゃないのかと思っております。今、日本語講座の実施と

いうことで80回、405人という数字を出しておりますが、こういう講座につきましては、上のほうに「広報誌等による情報提供」ということで書いてございますが、例えば、県の国際交流協会でございますら、「South Wind」という季刊誌がございますし、毎月1回は「国際プラザニュース」を出しています。あと、インターネットでホームページをつくっております。昨年は2万件ぐらいアクセスがっております。そういういろんな情報を媒体としながら周知というんでしょうか、それを図っておるつもりでございます。

渡辺副主査 ある程度のところにきちんと届いているということかと理解いたしました。実際その対象の方は少なかったとしても、重要な事業だと思しますので、引き続きの継続をお願いします。以上です。

黒木主査 それでは、次に、人権同和対策課の質疑を行いたいと思います。

有岡委員 49ページの中からお尋ねしたいと思いますが、えせ同和行為等対策ということで名前が出ておりますが、実際に23年度の中で対策を講じるような事例、事案、そういったものがあつたのかどうかと、これに伴う連絡会というのを2回開いていらっしゃるんですが、この連絡会の組織体制というのはどういった方々が対象なのか、2点お尋ねいたします。

田村人権同和対策課長 49ページに挙げております「えせ同和行為の状況」の被害率は、毎年1月に県内の各企業に対しましてアンケートを実施しております数値であります。昨年、この決算分科会におきまして、被害を受けたところについては、対応もちゃんと連絡するようだという御意見がありまして、昨年のアンケートから、もし、よければということで住所と事業

所名を記入していただきまして、そのところには送るようにしております。また、私どもの人権同和対策課におきまして、電話相談等も受け付けております。図書セールス等の相談が依然として多い状況です。それについては、毅然として断るようというふうにお答えしているところです。

それと、えせ同和行為等対策連絡会ではありますが、これは、部長を会長にしまして、警察、建設業協会、信用保証協会、宮崎市、町村会、暴力追放センター、法務局、県庁内の各部局で構成している会議であります。

黒木主査 ほかにありませんでしょうか。

鳥飼委員 具体的な項目としてはそれぞれ事業をやってこられたということなんですけれども、人権侵害といえますか、人権問題、このこと自体が部落差別からスタートしてきたという経緯があるんですけれども、そういう差別事例が起きているというようなことはまとめているんですか。

田村人権同和対策課長 人権同和対策課としてはいろんな相談を受けておりますが、それについての数値的な統計はしておりません。法務局におきまして、全国的に人権相談、人権侵害について、毎年、集計作業を行っております。宮崎法務局管内では、昨年、人権相談が4,993件、前年比5.2%増、そのうち、人権侵犯事件、法律に違反した行為として処理しているのが411件、前年比28.8%増というような状況になっております。

鳥飼委員 そうしますと、例えば、市町村が、住民票の不正取得をさせないようにというようなことで取り組みをしておられるんですけれども、県としては、そういうふうな情報等は把握していないんでしょうか。

田村人権同和対策課長 住民票の不正取得、先日、朝日新聞9月29日付で、大きく1面で取り上げられておりました。愛知県で発生した、警察官の方の住民票を暴力団が不正に取得していたということで発覚した事件で、福岡の警察官の情報漏えい、労働基準局の情報漏えい、いろいろな部分が今、判明してきております。私どもも、連合宮崎のほうから、戸籍に関する本人通知制度等の導入を要請されているところですが、戸籍の事務は市町村事務でありまして、市町村のほうにそういった事件が起こっているということは情報提供しているという状況です。

鳥飼委員 わかりました。いずれにしても、根深い問題ですので、地道な活動が大事だというふうに思いますので、よろしくお願いします。

黒木主査 それでは次に、情報政策課の質疑を行いたいと思います。

鳥飼委員 委員会資料の34ページですが、先ほど御説明がりましたが、計画調査費では1億2,700万が不用額ということで、負担金・補助及び交付金の繰越明許6,413万については、4月に椎葉村は完了していますということで御説明がございましたが、不用額の1億2,678万9,000円について、もう一度、御説明をいただきたいと思います。

長倉情報政策課長 1億2,600万余の不用額についてでございますけれども、実は携帯電話の鉄塔の整備につきましては、補助事業の前年度に市町村と協議しながらどの地域をするかというのを決めていくことにしています。その時点では、まだお金がついている状況ではございませんので、事業者の方々と協議をしますけれども、事業者の方々も、事業を実施しようという決断までは行いますが、どこに鉄塔を建てて、どれぐらい工事費をかけるというような積算が

なかなか難しゅうございます。当該年度になりまして、国の内示がおりてから交付申請をするわけですが、その時点では前年度の概算の見積もりで申請いたします。結果として3月末に事業が大体終わるわけでございますけれども状況によっては繰り越すものもございますが

その時点までに額が確定しない状況にあります。それで、どの地区につきましても数百万から数千万円の見積もりの差が生じる。具体的に言えば、場所を2～3カ所設定して考えていましたけれども、その中で、やはり積算上は、一番地盤が厳しいところであるとか、もしくは安全を見て、一番高い機械で必ず地域の世帯に届くようにしようとか、そういうふうに安全率みたいな形で高い見積もりをしています。実際、工事をするときには、当然、事業者も負担がありますし、市町村も負担がありますので、精査した上で 例えば、ボーリングしてみたらこちらのほうが地盤がいいから、基礎工事が少なくて済む、取り付け道路が要らなくなる、そういったようなことがございまして、結果としてこういうような多額の執行残が生じるという、そういう補助事業の事務上こういった形になっているということでございます。

鳥飼委員 大体わかりましたが、1億2,600万というのはちょっと多いなという感じがして。事業者側の問題なんでしょうけれども、事業の熟度というのが不十分なところがあるのかなと思ったので、お尋ねしました。以上です。

黒木主査 ほかに質疑はないでしょうか。

4課を通して何か質疑漏れはないでしょうか。

ないようでしたら、それでは、以上をもって第2班の審査を終了いたします。

暫時休憩いたします。

午後2時43分休憩

---

午後2時49分再開

黒木主査 分科会を再開いたします。

各課長の説明、及びそれに対する委員の質疑が終了しましたが、総合政策部の決算全般について、何か質疑はありませんか。

鳥飼委員 済みません。ちょっと聞き漏らしていたといいますか 再度、総合交通課と中山間・地域政策課にお尋ねします。

まず総合交通課ですが、成果報告書の24ページの中段。有岡委員からも出ましたが、宮崎県物流効率化支援事業ということで、交付決定15件の1,771万9,000円、交付確定が13件の994万9,000円。それから、25ページの施策の成果等で「県外港から県内港へ」というのは、志布志港から宮崎の港へということではないかと思うんですが 「トラック輸送から海上、鉄道輸送への貨物のシフトに寄与することができた」というふうに書いてありますが、具体的には、量といいますか、ユニットとかいいですね、量としてはどれぐらいの規模がこのように図られたのか、お尋ねします。

日下総合交通課長 平成23年度の物流効率化支援事業の合計としては、トンで申しますと、2万1,728トンが物流効率化支援事業を使ったという形になっているところでございます。

鳥飼委員 そうしますと、前年度決算は817万7,000円ですから、同程度といいますか、180万ほど増加しているんですけども、県外港から県内港、トラックから鉄道ということで、22年度もそういう事業があった、そしてまた23年度もということで、毎年適用されるということによろしいのでしょうか。

日下総合交通課長 この事業自体、平成21年度から始めた事業でございまして、今年度も実

施しているところでございます。毎年、それぞれの年度ごとに適用されているという状況でございます。

鳥飼委員 ちょっと説明が悪くて済みません。2万1,728トンですから、2万トンが23年度に適用になったと。わかりやすく言えば、同じ2万トンの対象の会社というものが24年度にもやったら、このように補助の対象になるのか。ですから、22年度に対象になって、23年度も同じような取り扱いをすれば同じように補助が出るかということです。

日下総合交通課長 申しわけございません。こちらにつきましては、新たな荷物に対して支援を行うといった事業でございますので、全く新規の事業者であるか、または前年度に適用を受けた事業者であれば、増加した分に対して支援するといった制度になっているところでございますので、全く同じ事業者がそのまま受けているというわけではございません。

鳥飼委員 そうすると、例えば、23年度適用を受けたと。やっぱりもうからんということで、またもとに戻すということでのあれは何もないというようなことですね。しかし、鉄道のほうがいいということであれば、続けて鉄道で輸送されるけれども、補助の対象にはならないということになりますね。わかりました。

21年度からすると量は増加してきているんでしょうか。その辺について御説明ください。

日下総合交通課長 この事業を使ったトン数、重さでいえば、平成21年度が2万1,600トン、平成22年度が1万5,841トン、平成23年度が2万1,728トンということで、おおむね2万トン前後で推移してきているという状況でございます。

鳥飼委員 そうすると、大震災の影響等でいうことで、交付決定をしたけれども確定できな

かった、実際は使わなかったという説明があったんですけれども、今年度については、どういう形になると見込んでおられるのでしょうか。

日下総合交通課長 今年度につきましては、現状といたしましては、大変人気があるというか、非常に利用していただいている状況でございます。実は現段階で、今年度予算分のほとんどを交付決定をいたした状況でございます。もちろん、去年までと同じように、実際は交付決定したけれども、結果として荷が出なかったということは、今後発生する可能性はありますけれども、現段階での交付決定額の時点では、ほぼ予算額全額に近い数の決定をさせていただいているという状況でございます。

鳥飼委員 今年度の予算額は同程度ということでしたか。

日下総合交通課長 今年度の予算額につきましては、2,461万円ということで、ちょっと増額しているという状況でございます。

鳥飼委員 ありがとうございます。なかなかいろんな状況があって難しい面もあるかと思えますけれども、ぜひ 港湾としては、志布志からすると、やはり、うーんということになるんですけれども、それをどれだけ持ってくるのかということも非常に大事なことで、頑張っていただきたいというふうに思います。

それから次に、中山間・地域政策課についてお尋ねします。26ページの中山間盛り上げ隊、先ほども質問が出たんですが、この事務局はどこに置いてあるんですか。

川原中山間・地域政策課長 委託しておりますけれども、清武町のほうの「特定非営利活動法人みんなのくらしターミナル」というところに委託しております。

鳥飼委員 「みんなのくらしターミナル」に委託して取り組んでおられるということですね。そこで、ボランティアの短期派遣が49回の341名。現在の登録は323名ということなんですけれども、中山間盛り上げ隊がスタートしたのはもうちょっと前でしたね。この推移はどんな感じでしょうか。応募者と派遣の状況。

川原中山間・地域政策課長 平成21年の登録者数245名、派遣が33回。22年度が272名の登録で、派遣が33回。昨年が323名の49回ということになっております。

鳥飼委員 順調に伸びてきているということで、いろんな苦勞があると思うんですけれども、ぜひ頑張っていたきたいと思います。

次に中・長期派遣というのがあります。西米良、諸塚に各1名なんですけれども、中・長期ということは、3カ月、6カ月 具体的に説明ください。

川原中山間・地域政策課長 考え方としては1年ということなんですけれども、平成23年度につきましては、8月ぐらいから募集をかけた、実際には1月から3月までの3カ月間が派遣期間ということになっております。

鳥飼委員 行かれる方はこのボランティアの中から行かれると思うんですが、人件費とかそういうことについてはどういうふうになっておるのでしょうか。

川原中山間・地域政策課長 生活費相当ということで月7万円、それと住居とか生活のいろんな備品等につきましては、市町村のほうで手当てをしていただくというような形になっております。

鳥飼委員 7万円では生活できないと思うんですけれども、具体的にはどのようなことで捻出しておられるのでしょうか。

川原中山間・地域政策課長 短期派遣は、当然のことながらボランティアということなんですけれども、今回、中・長期派遣ということで、ボランティアではないけれども、いわゆる生活の糧といたしますか、就業ということでの報酬等はもらえないけれども、7万円 あと住居も手当てしますので、これぐらいのところで募集をかけているということでございます。

鳥飼委員 そうしますと、具体的には年金を受給しているとか、そういうようなことになるのでしょうか。この場合は年齢的にはどの程度の方でしょうか。

川原中山間・地域政策課長 昨年度につきましては、若い30代の方々でございます。

鳥飼委員 わかりました。どんなふうにして生活しておられるのかなと思ってお尋ねしました。

それから、県職員を2町村、これは長期で、1年だったと思うんですが、人件費は県が出て、時間外等は当該市町村ということだったと思うんですけれども、この現状を御説明ください。

川原中山間・地域政策課長 現在、県職員の派遣ということで、五ヶ瀬町と椎葉村のほうに派遣しております。2年間でございます。人件費につきましては、おっしゃいますように、県のほうで手当てしておりまして、勤務時間外手当、こういったものについては市町村のほうで手当てしていただいているということです。

鳥飼委員 以前にお聞きしたかもしれないんですけれども、身分的にはどんな取り扱いになっているのでしょうか。原課はどこで、併任とか出向という取り扱いになると思うんですけれども。

川原中山間・地域政策課長 籍としましては、



中山間・地域政策課のほうに置いております。

鳥飼委員 そうしますと、籍は中山間・地域政策課で、勤務場所は五ヶ瀬町ということで、通勤手当とか時間外手当とかは五ヶ瀬町から支給されるということなんですか。

川原中山間・地域政策課長 そのとおりでございます。

日下総合交通課長 先ほど、物流効率化支援事業について御説明申し上げたところでございますけれども、補足させていただきたいと思えます。量につきまして、2万トンと、トンで御説明申し上げたところでございますけれども、このトンの重さにつきまして、40フィートコンテナを20トンというふうに換算した場合に、平成23年度でいえば2万1,728トン、そういった量になるということでございます。

黒木主査 ほかにありませんでしょうか。

藪田広報戦略室長 申しわけございません。先ほど、渡辺副主査のほうからテレビの県政番組の二次使用についての御質問があった際に、私のほうから、MRTにつきましては、契約書において二次使用を可能にしているというようなことをお答えしたところでございますけれども、契約書を確認しましたところ、契約書上は明記されておらず、現状では、必要が生じた際にその都度、御相談をし、利用を認めていただいている事例がございます。いずれにしても、両社と今後、二次使用のあり方について検討してまいりたいというふうに思っております。訂正させていただきます。

黒木主査 ほかに質疑はありませんか。

2点ほどお伺いしたいと思うんですけれども、決算特別委員会資料で、全体的に見まして旅費の不用額が結構多いというふうに思うんです。説明の中で、旅費を節約したという説明が2課

か3課であったと思うんですが、旅費を節約するということはどういうことかなと思うんです。出張したけれども、旅費を払わなかったとか、行くべきところを行かなかったとか、どういう節約をしたのか。特に、中山間・地域政策課は、地方に行くことによって、地域の実情がわかって政策に生かせるという気がするものですから、特に中山間・地域政策課長にお尋ねしますけれども、旅費の節約というのはどう考えたらよろしいでしょうか。

川原中山間・地域政策課長 今回の不用額につきましては、国等の会議で予定していたものが開催されなかったというものが主な部分です。それともう一つつけ加えまして、主査が言われましたように、できるだけ地域の実情を知る必要があるということで、県内旅費については、かなり使わせていただいているんですけれども、今回の場合、予備ということで、額まで申し上げますと、48万円の予備をとっていたものから 実際これぐらい使うだろうということに加えて、地域に突発的なものがあった場合に出かける必要があるということで、予備費的部分もとってありましたので、結果として、このような不用額となったところでございます。

黒木主査 ちなみに、出張旅費というのは幾らなんですか。旅費規程というのはどうなっているのでしょうか。

川原中山間・地域政策課長 県内の場合、公用車でいきますので、その場合は200円でございます。

黒木主査 公用車で行った場合、200円ということで、行きたくても遠慮するというか、そういうこともあるんじゃないかとちょっと心配したものですから。

それから、もう1点。同じく中山間・地域政

策課の中山間地域集落点検モデル事業があるんですけども、いろんな中山間地事業、そういう中で一番中山間地で必要とされていること、そういう声はどのように捉えておりますでしょうか。

川原中山間・地域政策課長 いろんな地域の方々からの御意見といたしますか、御要望といたしますか、御苦労されている部分等を声としていただくわけですけども、やはり一番は、子供たちに帰ってきてほしい。しかし、帰ってこいと言えない状況がある。やはり、雇用といたしますか、所得といたしますか、そういった部分、まずはここを取り組んでいただきたいという部分。それにあわせて、当然のことながら1次産業が主でございますので、鳥獣害といった部分等のお話が多く聞かれるところでございます。

黒木主査 課長の言われたのは全くそのとおりだと思うんです。帰りたくても雇用の場がない。仕事は幾らでもあるんです。ただ、所得にならない。そういう仕事がいっぱいあるんです。そういうことで、結局、所得対策をしなければ、幾ら交流事業とかでやっても、人は住まないというふうに思うものですから、何らかの所得対策、あの手この手での所得対策。中山間地といっても非常に枠が広くて、なかなかここをとすることは難しいんですけども、特に山間部においては、今、木材価格が安い、シイタケも安い、そういうことになると所得が本当に限られてくる。最低限の所得対策をするにはどうしたらいいかということを考えますときに、今、美郷町にある林業技術センターに、中山間地農業とか、そういった部分を入れた中山間地センターとして所得対策をすべきではないかと。そこまでやってダメだったら仕方ないけれども。今の状況を見ていたら、間もなく中山間地対策は要らなく

なるぐらい人が出ておりますので、それぐらいのことを今後取り組む必要があるんじゃないかと。私も山の中に住んでおるものですから、特にそういうことを今、考えております。組織をいじったりすることは非常に難しい問題がありますし、できるだけ費用をかけないでどういう対策をするのか、そのためには今ある立派な施設を生かして、できるだけ費用をかけずに効果のある対策をすべきではないかというふうに思っておりますので、ぜひ、そういうことも今後の対策として考えていただきたいということで要望しておきたいというふうに思います。

ほかに質疑はありませんでしょうか。

鳥飼委員 課の構成について、総合政策部は、総合政策課、秘書広報課、統計調査課、総合交通課、中山間・地域政策課、生活・協働・男女参画課、文化文教・国際課、人権同和対策課、情報政策課というふうになっておるんですけども、特に生活・協働・男女参画課。ここは、男女共同参画をやる、それから、NPO法人とかそういうふうな育成なり、そういうものをしていく、それから、安心な暮らしづくりということで消費生活をしていく、それから、犯罪の関係もやっていく、交通安全もと、非常に幅が広いですね。それから、文化文教・国際課も、文化の振興で芸術劇場とかいろんなことをやっていく、それから、人づくりのところで国際化への対応ということで、外国人を含めて多文化共生をやっていくというようなことがあります。文化文教・国際課も従前とすると非常に幅が広がった。そこをもう少し課長なり上司が把握できるような構成にしていくべきではないかというふうに思っているんです。これは前から思っていたんですけども、その辺についてお尋ねしたいと思います。

稲用総合政策部長 組織全般的には総務部のほうで考えていくことになると思います。今、鳥飼委員がおっしゃったことについて言うと、総合政策部は、従前は県民政策部ということで、いわゆる県民部分というのがあって、今、例に出されたことを今の総合政策部が所管する形になっていたという部分があると思います。それと、文化文教の例も今お話があったようですが、例えば私学なんかの場合でも、前は1本で持ってきたものを、子供という部分で分けたりとか、それはその時々状況を勘案しながら、考えていきながらということで 確かに、総合政策部はすごく課が多いと私自身も実感しておりますし、全体的に部はどういうふうにして見直していくのかというのは、その時々いろいろな行政需要といたしましうか、ニーズ等も見ながら考えていく必要があるだろうと思います。今、具体的にここで答えを持っているわけではありませんが、そのときそのときで考えていく必要はあるだろうというふうに考えております。

鳥飼委員 従前、企画調整部というところで、総務部が筆頭部みたいな形でありまして、企画調整部が総合政策本部にということで、初代が村社さんが部長になられて、予算も微々たるもので、なかなか苦勞されただろうなと思うんです。そういう変遷を経てこういうふうになっています。課の構成も、そういうふうにして変えられてきたといいますか、行政改革の名のもとに変えてきたという面もあるんですけれども、しかし、非常に幅が広くて、1人の課長に聞くのは酷だなというような感じのことも僕らは思いますので、何かそういうことを議論する場があれば、ぜひ議論していただきたいというふうに思います。

それと、先ほどの中山間地域の旅費の関係で、残額があるんですけれども、旅費についても、これは総合政策部ではないんですけれども、200円ということでは余りに酷じゃないですかというような気がしますので、これは総務なり行政経営課等の関係になりますけれども、改善を一定程度図る必要があるんじゃないかというふうに思いますので、これは答弁は要りませんが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

黒木主査 ほかに質疑はないでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

黒木主査 それでは、以上をもって総合政策部を終了いたします。

執行部の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午後3時16分休憩

---

午後3時18分再開

黒木主査 分科会を再開いたします。

会計管理局の審査を行います。

平成23年度決算について執行部の説明をお願いします。

豊島会計管理者 会計管理局の平成23年度の決算の概要について御説明申し上げます。

お手元にお配りしております決算特別委員会資料をごらんいただきたいと思います。ページをめくっていただきまして、(款)総務費の欄をごらんください。予算額が5億1,503万円に対しまして、支出済額が5億1,065万9,586円であります。不用額が437万414円となり、執行率が99.2%となっております。

次に、目の予算の執行残が100万円以上のものにつきまして御説明いたします。

(目)会計管理費の不用額が418万6,091円あります。そのうち、主なものは役務費で、そ

の不用額が308万8,079円となっております。この役務費での不用額の主なものは、収入証紙売りさばき人へ支払います売りさばき手数料の執行残が287万6,177円などであります。そのほかにも、役務費以外での不用額が、旅費が28万881円、需用費が31万4,767円などとなっておりますけれども、いずれも事務費でありまして、経費節減等により執行残となったものでございます。

なお、目で執行率が90%未満のものはございません。

また、主要施策の成果に関する報告書への掲載、決算審査意見書に記載された審査意見及び監査における指摘事項はございません。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

黒木主査 説明が終了しましたが、委員の皆様から質疑はありませんか。

鳥飼委員 会計管理費の418万が不用額ということで、その主たるものが役務費の証紙売り払い手数料の執行残ということなんですけれども、証紙の売り払い件数が減ったということですね。どれくらいがどの程度になったということなんでしょうか。

山口会計課長 証紙売り払いの証紙売りさばき手数料が287万ほど減ったわけですが、これは、証紙で一番使われますのが免許関係の運転免許の更新手数料、及びそのときに同時の講習手数料でございます。運転免許に関しましては、違反の程度によりまして、優良とかございまして、段階がございます。免許の更新期間も、次の有効期間が3年とか5年とか異なっています。それで最近は年度ごとに変動がございまして、この関係で、昨年、23年度は少ないほうになったということで、運転免許関係の件数とその収納部分が減ってございますし、それにあわせまし

て売りさばき手数料が下がっているということでございます。

鳥飼委員 そうしますと、3年更新の人で良好だったら5年となりましたけれども、ならしていけば同程度の売り払いがあるということで理解すればよろしいですね。

山口会計課長 年間では大体8,800万という手数料で推移しています。いわゆる証紙につきましては、県税を通しまして売りさばき人に売りさばくんですが、それが約27~28億でございます。ちなみに、運転免許関係につきましては、22年度が4億7,000万円ぐらいでしたが、23年度は4億4,000万ほどで、3,000万ほど収納額として下がってございます。

鳥飼委員 了解しました。ありがとうございます。

黒木主査 ほかに質疑はありませんか。

星原委員 先ほど、経費節減ということで経費とか言われたんですが、節減なのか、見込みをより多く見ていたのか、その辺はどういうふうに捉えたらいいんですか。本当に使う予定の部分を、要するに3回行くところを2回で済ませたとか、いろんな形で節約したような捉え方がいいのか、逆に、これくらいかかるかもしれないという見込みで見ていたのが、そこまでいかなかったという捉え方をしたほうがいいのか。

山口会計課長 それにつきましては、今、おっしゃっていただきましたとおり、両方の面がございまして、基本的には、計画的に研修とかに行きます。そのタイミングが合わないという部分もございまして、例えば、交通機関を使って出張する予定が公用車で行ったということもございまして、そういった意味合いも含めまして、経費節減ということで御説明を申し上げたところでございます。

黒木主査 ほかにありませんか。

ないようでしたら、以上をもって会計管理局を終了いたします。

執行部の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午後 3 時26分休憩

---

午後 3 時27分再開

黒木主査 分科会を再開いたします。

人事委員会事務局の平成23年度決算について執行部の説明を求めます。

内戸保人事委員会事務局長 人事委員会の平成23年度決算の概要について御説明申し上げます。

お手元に配付しております決算特別委員会資料により御説明いたします。

一番下の合計の欄をごらんください。平成23年度の予算総額 1 億4,474万2,000円に對しまして、支出済額は 1 億4,375万2,665円でございます。繰り越しはございません。この結果、不用額98万9,335円、執行率99.3%となっております。

目の執行残が100万円以上のもの及び執行率が90%未満のものはございません。

なお、主要施策の成果に関する報告書への掲載、決算審査意見書に記載された審査意見及び監査における指摘事項はございません。

以上であります。よろしく御審議のほどお願いいたします。

黒木主査 説明が終了しましたが、委員の皆様から質疑はございませんか。

鳥飼委員 決算の状況では余りお聞きするようなことはないのかなと思うんですが、採用試験なり、人事委員会勧告なり、そういうことをやっておられるんですが、採用試験の関係で、応募の推移、採用の推移とかについて、簡単に

結構ですけれども、御説明ください。

川越総務課長 近年の試験の状況の推移でございますけれども、まず、大卒程度試験で申しますと、受験申込者数が 一般行政からそれぞれの技術系の職種全部合わせた数字でございますが 近年は大体1,000名程度を切ったり切らなかったりというぐらいでございます。そして、受験者数が大体700~800名ぐらいとなっております。これは、県の採用試験の場合は、受験申し込みだけをされて、実際には試験を受けられないという方が大体 2 割か、もうちょっとおられますので、今申し上げたような数値になっております。これに対する最終合格者数が、年によって少しばらつきがございますけれども、大体90名から110名程度というのが近年の状況でございます。この結果、最終的な競争倍率で申しますと、これは大卒程度全体でございますけれども、高い年で10.1倍ぐらい、低い年で6.5倍というのが最近 5 年ほどの状況でございます。

鳥飼委員 大卒程度で一般行政とかいろいろあります。それと一般事務ですか、前、初級職と言っていた部分についても御説明お願いします。

川越総務課長 昨年の実績で申しますと、高卒程度試験の一般事務につきましては、受験申し込みが185名ございましたが、実際に第 1 次試験を受験されたのが148名、そして最終合格者が19名ということでございまして、倍率にいたしますと7.8倍という状況になっております。

鳥飼委員 わかりました。そうしますと、退職者が毎年出てきているんですけれども、退職者数より少しずつ減になったような感じで推移しているということでしょうか。概略でいいです。

川越総務課長 大体今、委員がおっしゃいま

したような状況でございます。

黒木主査 ほかに質疑はありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

黒木主査 ないようですので、それでは、以上をもって人事委員会事務局を終了いたします。

執行部の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午後 3 時34分休憩

---

午後 3 時35分再開

黒木主査 分科会を再開いたします。

監査事務局の審査を行います。

平成23年度決算について執行部の説明をお願いします。

緒方監査事務局長 監査事務局の平成23年度の決算の概要について御説明いたします。

お手元の決算特別委員会資料の 1 ページ、( 款 ) 総務費の欄をごらんください。この欄が監査事務局の全体の予算執行状況となっております。予算額で 2 億1,473万9,000円、支出済額は 2 億1,415万222円、不用額が58万8,778円、執行率は99.7%となっております。

内容について御説明いたします。同じく 1 ページの ( 項 ) 総務管理費でございます。これは、外部監査に要する経費でございます。

次に、( 項 ) 監査委員費であります。これは、監査委員及び事務局職員の人件費及び運営費であります。

なお、目の中で執行残が100万円以上のもの及び執行率が90%未満のものはございません。

また、主要施策の成果及び監査結果につきましては、特に報告すべき事項はございません。

以上でございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

黒木主査 執行部の説明が終わりましたが、委員の皆様から質疑はありませんか。

鳥飼委員 監査の流れといいますが 一般管理費、監査委員費、事務局費ということで、それぞれ各課なりに出かけていって、監査をしていただいているんですけども、大まかな監査の流れについて、ちょっと初歩的で申しわけないんですけども、御説明をお願いします。

緒方監査事務局長 監査の種類はいろいろございますけれども、一番典型的な定期監査の例を申し上げたいと思います。まず、前年度の 3 月に監査計画というのをつくりまして、その中で定期監査を初め、いろいろな監査についての基本的な方針を作成いたします。そして、年度に入りまして、まず、私どものほうから監査対象機関に監査調書というものの作成を依頼いたします。そして、その作成をいただいて、それで監査に入っていくわけですが、まず、事務局職員が監査に入っていくわけですが、それで、多いところ、大きなところにつきましては、例えば、6 人体制で 3 日間かけて監査をするケースもございますし、通常 2 日間で、3 人とか 4 人とか、そういう体制で事務局のほうで監査に入ってまいります。そして、それを受けまして 2 ~ 3 週間後に委員監査というものに入ります。そして、その委員監査を踏まえて、最終的に監査の結果というのを取りまとめいたしまして、その監査の結果の通知を各所属にするという流れになっています。

定期監査は、1 年間を大きく 3 回ぐらいに分けてまして、前半が 4 月から 8 月ぐらいまでの取りまとめを 9 月にやりまして、その後、議会を挟みまして、行政監査とか財政的援助団体の監査、こういったことをやりまして、監査結果の発表を大体年明けぐらいにやっております。そ

して後半、12月ぐらいから3月ぐらいにかけて、定期監査の残りの現年監査と申しますか、そういったものをやりまして、その取りまとめを3月下旬ないし4月上旬に結果を公表する、そういう流れになっております。

鳥飼委員 監査計画をつくって調書 あの調書はなかなかよくできていますね。非常にわかりやすい。その課がどのような事業をやっているのかというのがわかりやすいというふうに思っているんです。そこで、あと行政監査、団体監査についても、対象とかそういうのを御説明ください。

緒方監査事務局長 まず、行政監査につきましては、平成3年度に新たに地方自治法の中で位置づけられた監査でございまして、行政全般の事務について監査をするということでございます。この行政監査は2種類のやり方をとっておりまして、定期監査のときにあわせてやる方法と、それから、特別にテーマを設定してやる方法というのがございます。本県の場合は、後者の特定のテーマを設定してやっているというのが実態でございます。ことしの例で言わせていただきますが、ことしは、「公用車の管理について」をテーマに、全庁的にやるということでございます。

それから、2点目の財政的援助団体につきましては、県のほうから出資をしている団体、あるいは補助金等で助成をしている団体 これは額の大小を問わず全部で約1,500を超える団体がございますけれども、1,500全てはとても見られませんので、その中で一定の基準 例えば、本県の場合、1,000万以上の補助で支援している団体をまず対象といたしまして、その中から約40団体程度を毎年やっているという状況でございます。以上でございます。

鳥飼委員 わかりました。

それと、公認会計士とかの監査が始まっていますね。今の実施状況について御説明ください。

緒方監査事務局長 公認会計士をお願いしている監査は外部監査ということで、きょうの資料の項の総務管理費の中で措置させていただいております。この外部監査につきましては、平成9年に地方自治法の中で創設されまして、本県は平成11年度から導入ということになっております。外部監査につきましては、地方自治団体の長、いわゆる知事から独立したものの、独立性の高い制度として位置づけられておりまして、基本的には、知事と外部監査人が契約をいたしまして、その契約について議会の議決をいただいて、新年度から監査に着手するということになっております。今年度の場合は、「基金の運用状況について」というテーマで、外部監査人がみずからの判断と責任に基づいてテーマを設定して、今、監査を実施しておられる最中でございます。以上でございます。

鳥飼委員 わかりました。

外部監査が1,700万ということで上がっているんですけれども、テーマについては外部監査人が選定するというシステムになっているんですけれども、こういうふうに制定した理由と申しますか、根拠と申しますか、それについてはどういうふうに理解すればよろしいのでしょうか。

緒方監査事務局長 外部監査制度は、平成9年に地方自治法改正によって導入されたわけでございますけれども、当時、いろいろと不適正な執行等が全国的に大きな課題となっておりまして、従来の監査委員制度とは別に、専門性の高い、あるいは独立性の高い制度として創設されたという経緯がございます。そういう趣旨を踏まえまして、地方自治法の中でも、善良な管

理者の注意をもって誠実に行うですとか、みずからの判断と責任において、みずからが必要と定める特定の事件を扱うんだというような規定が自治法の中にございます。それに従って監査を実施していただいている、そういう状況でございます。

鳥飼委員 わかりました。外部監査人がテーマを決めるというところが何か残ってしまっていて、その当該自治体の弱点というところがおかしいですけども、改善すべき点とか、そういうものがあるかと思うんですけども、そこをどうやって見抜いていくかというのが監査人には問われるのかなという気がしまして、そんなことを疑念に思っていましたので、お尋ねしました。ありがとうございました。

黒木主査 ほかに質疑はありませんでしょうか。

有岡委員 備品監査等をしたことがありまして、全てということは難しいですが、資料を見ますと、物品ということで100万円以上のものの数が5,510点というような数字が出た報告があるんですけども。備品監査というのをやる中で、各備品台帳が整理してあって、学校なんかは夏休み等を使ってそれを検査したことが以前あるんですが、そういった実務的な備品台帳の検査ということをこちらでやられるのかどうか、お尋ねしたいと思います。

緒方監査事務局長 台帳に基づいて監査をさせていただきます。必要に応じまして現場に行くこともやっているということでございます。

有岡委員 これは定期的に、例えば学校でしたら、ここの学校に行つてという、そういうローテーションを組んで行かれていたということに理解してよろしいのでしょうか。

緒方監査事務局長 冒頭に申し上げました監査調書の中にそういう記載の項目もございまして、定期監査の中で、その一環として備品の管理もやっているということでございます。

黒木主査 ほかになければ、以上をもって監査事務局を終了いたします。

執行部の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午後3時48分休憩

---

午後3時49分再開

黒木主査 分科会を再開いたします。

議会事務局の審査を行います。

平成23年度決算について執行部の説明をお願いします。

田原議会事務局長 それでは、平成23年度の議会事務局の決算の概要につきまして御説明いたします。

お手元でございます決算特別委員会資料の1ページをごらんください。(款)議会費でございます。予算額11億8,370万8,000円に対しまして、支出済額11億7,635万7,349円、不用額735万651円でありまして、執行率は99.4%となっております。

次に、目における予算の不用額が100万円以上のものにつきまして御説明いたします。なお、執行率が90%未満のものはございません。

まず、(目)議会費であります。不用額286万2,583円、執行率99.6%であります。不用額の主なものといたしましては、旅費の不用額227万6,748円ですが、これは、議会の会期日程の確定に伴います応招旅費等の執行残であります。

2ページをお開きください。続きまして、(目)事務局費であります。不用額448万8,068円、執



行率98.8%であります。不用額の主なものとい  
たしましては、需用費の不用額194万8,729円で  
ありますが、これは、議会の会期日程の確定に  
伴います会議録印刷経費の執行残及び事務費の  
節約等によるものであります。委託料の不用額53  
万915円であります。これは、議会棟の空調設  
備保守点検業務委託の執行残等であります。工  
事請負費の不用額90万992円でございますが、こ  
れは、議員寮の電気設備改修工事の入札執行残  
等によるものであります。

最後に、3ページをごらんください。監査に  
おきます指摘事項等についてでございます。職  
員の通勤手当につきまして、過払いとなってい  
るものがありましたため、改善を求められたと  
ころでございます。この点につきましては、速  
やかに戻入処理をしますとともに、今後は、支  
出事務に関するチェック体制をさらに充実させ、  
このようなことがないよう努めてまいります。

なお、主要施策の成果に関する報告書及び決  
算審査意見書につきましては、該当がございま  
せん。

説明は以上でございます。よろしくお願いい  
たします。

黒木主査 説明が終了いたしました。何か  
質疑はございませんか。

鳥飼委員 2ページの需用費のところでは  
ありますが、3,600万が3,400万ということで、約200  
万の不用額。会議録の作成ということだったん  
ですけれども、これは、結局、見積もりという  
か、競争入札はしていないんですね。もちろ  
んしていないですね。なぜ、こういうふうな残  
額なりが出たのかと思ひまして、お尋ねします。

山之内総務課長 需用費の残でございますけ  
れども、その主なものは、先ほど、局長のほう  
が説明申し上げましたように、定例会の会議録

の印刷経費でございます。約100万ぐらい不用額  
が発生しているわけでございますけれども、需  
用費につきましては、用品要求という形で総務  
事務センターのほうにお願いしまして、総務事  
務センターのほうで入札というようなことにな  
るわけですが、こちらのほうの契約の仕  
方が単価契約という形になっております。その  
単価契約は、会議録1ページ当たり27円61銭と  
いう形での単価契約でございます。本来であ  
れば補正で落とす場合もあるわけなんですけれ  
ども、会議録については、会議録が何ページに  
なるかわかりませんし、あるいは議会の場合は  
会期延長とか臨時議会とか、そういうことも想  
定されますので、一定程度を残しておく必要が  
あったものでございます。以上でございます。

鳥飼委員 そうすると、会議録は、単価27円61  
銭、これは1ページということですか。

山之内総務課長 1ページでございます。

鳥飼委員 わかりました。あとは総務事務セ  
ンターがやるということで、そこで入札をやっ  
ておられるということだろうと思うんですけれ  
ども。その入札も、印刷業者の人たちの意見を  
聞くと、収益はもちろん上がらないし、維持す  
る程度でやっとならぬかというようなことで、  
議会事務局に言っても該当しないかとは思っ  
てはいるんですけれども、適正な印刷経費とい  
うものが充たされるのが望ましいんじゃないか  
というような気がいたしましたので、議会事務  
局で直接どうこうできるといふことではあり  
ませんけれども、お尋ねしたところございま  
す。以上です。

黒木主査 ほかに質疑はありますか。

星原委員 監査事務の指摘事項の通勤手当  
というのは何回も言うだけども、毎年ずっと  
やっているわけだから、過払いというのは、住  
所が移転していたり、変更になったところがそ

のままの状況だったというふうに捉えていいんですか。どういう中身なんですか。

山之内総務課長 監査の指摘事項については、委員が御指摘のとおり、住居が移転したことに伴うものでございます。具体的に申し上げますと、事務局職員でございますけれども、その職員が24年5月1日、宮崎市内の松橋から大工町へ移転したわけでございますけれども、前の居住地は0.8キロで、0.8キロだと通勤手当が発生しないわけでございますけれども、新しい住居地が2.0キロで、2キロを超えるということで、通勤手当が2,000円発生したところでございます。ところが、5月2日から新住居地からの通勤を開始しまして、その場合は、5月分からではなくて、6月分から支給されるという仕組みになってございまして、5月分を支給してしまったという内容でございます。今後、十分チェックのほうをやっていきたいと思っております。以上でございます。

黒木主査 ほかに質疑はありませんか。

ないようですので、以上をもって議会事務局を終了いたします。

執行部の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午後3時58分休憩

---

午後3時59分再開

黒木主査 分科会を再開いたします。

間もなく4時になりますが、ちょっとだけ時間がオーバーするかもしれませんが、延長したいというふうに思います。

暫時休憩いたします。

午後3時59分休憩

---

午後4時15分再開

黒木主査 分科会を再開いたします。

まず、採決についてであります。10月4日、あすの13時30分に採決を行いたいと思っております。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

黒木主査 それでは、そのように決定いたします。

その他、何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

黒木主査 それでは、以上で本日の分科会を終了いたします。

午後4時15分散会

平成24年10月4日（木曜日）

---

午後1時28分再開

---

出席委員（7人）

主	査	黒	木	正	一
副	主	査	渡	辺	創
委	員	星	原	透	
委	員	宮	原	義	久
委	員	岩	下	斌	彦
委	員	鳥	飼	謙	二
委	員	有	岡	浩	一

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

---

事務局職員出席者

議	事	課	主	幹	伊	豆	雅	広
議	事	課	主	査	佐	藤	亮	子

---

黒木主査 分科会を再開いたします。

まず、本分科会に付託されました議案の採決を行います。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

黒木主査 それでは、そのように行います。

議案第24号についてお諮りいたします。

原案どおり認定することに御異議ありませんか。

有岡委員 収入未済額がふえつつあると。こういった対策をしっかりとやらなければ膨れ上がっていくという話とか、事務的には評価されていながら、結果が出ていないという意見を持っております。そういった意味でこの案には反対させていただきたいと思っております。

黒木主査 異議がありましたので、挙手により採決を行います。

議案第24号の認定について賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

黒木主査 挙手多数。よって、議案第24号については、原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に、主査報告骨子（案）についてであります。主査報告の内容として御要望等はありませんか。

暫時休憩いたします。

午後1時30分休憩

---

午後2時2分再開

黒木主査 分科会を再開いたします。

主査報告につきましては、ただいまの御意見を参考にしながら、正副主査に御一任いただくことで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

黒木主査 それでは、そのようにいたします。

その他、何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

黒木主査 なければ、以上で分科会を終了いたします。

午後2時3分閉会